

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。

日程に入る前に、報道機関から録音の申出がありましたので、休憩中を除く録音を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

また、改めて傍聴者の方々にお知らせをいたします。委員会が始まりましたら、写真撮影は席を離れず、席からの撮影をお願いします。また、録画につきましては、ご遠慮願います。

それでは、ただいまから予算特別委員会を開会します。

本日及び24日の委員会の出席理事者についてご案内いたします。区長、副区長、教育長、条例部長、技監、担当部長、部庶務担当課長、財政課長は常時出席とします。課長は当該部または項目の審査時に出席するものとします。その他の理事者は、第4委員会室または自席で待機するものとします。

なお、当委員会室に入り切れない傍聴者の方は、第3委員会室または議場で傍聴いただくことにしますので、よろしくお願いいたします。

欠席届が出ています。万世橋出張所長、通院のため欠席です。

また、本日も、ネット中継、映像配信されます。また、多くの方も傍聴されます。議事録からの削除が必要となるような不穏当な発言には十分にご注意ください。委員、理事者の皆様にはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に沿って、本日から、令和7年度各会計当初予算4議案に関する総括質疑を行います。

3月10日の予算特別委員会において委員の方々から要求のありました追加資料におきまして、調整の上、お配りさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、総括質疑に入ります。各会計当初予算案につきましては、三つの分科会を設置し、それぞれ調査をお願いいたしました。限られた日程の中で精力的に調査をしていただいたことに、各分科会の皆様に深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

委員の皆様には、分科会の調査報告書の写しと分科会会議録を事前に配付させていただいております。

本日の委員会の進め方ですが、分科会報告書に関連する質疑を行いまして、次に各分科会から報告された総括質疑において論議することとした項目についての質疑、次に総括質疑の順に進めたいと思います。

なお、委員会の効率的な進行のために、各委員が総括質疑で予定されている質問があると思うんですけれども、この後の各分科会からの総括質疑で議論することとした、総括送りにした関連する場合、皆様が総括質疑として予定されている項目で、さらに総括質疑で議論することとした分科会から送られてきたものに対しても関連として質問していただくようにご協力をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

議長から示された日程で限られた時間しかないので、委員の質疑及び理事者の答弁は明瞭簡潔にお願いいたします。また、委員会開会中は、休憩時以外においても、委員会進行の妨げにならない範囲でトイレ等による退席を認めることとしたいと思いますので、理事者の方も含めまして、トイレは行ってください。よろしくお願いいたします。

それでは、申し上げましたとおり、各会計当初予算案については、各分科会において詳細な調査をしていただきました。それぞれの分科会報告書を尊重いたしますが、報告書に関して特に何かあれば質疑をお願いいたします。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

続きまして、分科会から報告されました総括質疑において論議することとした項目について質疑に入ります。項目としては、文教福祉分科会から1項目、環境まちづくり分科会から9項目、合計10項目です。初めに、文教福祉分科会で総括質疑において論議することとした項目、中高生世代応援手当について、文教福祉分科会長から概要の説明をお願いいたします。

○西岡副委員長 子ども部、中高生世代応援手当につきましては、3月12日の文教福祉分科会予算調査報告書内107ページから112ページまで展開をされております。当該分科会ではおのぞら委員、えごし委員、牛尾委員、池田委員等々、様々ご質疑を頂戴いたしました。その中で、所管をまたぐ論議も多々ございましたし、分科会メンバー以外の委員の方々からも総括での資料要求もありまして、多角的な論議を総括の場でもすべきと判断いたしました。

以上です。

○岩佐委員長 それでは、質疑を受けます。

○米田委員 先ほどありましたとおり、分科会で様々議論がございました。資料要求をさせていただきましたので、改めて質問させていただきます。予算のあらましは108ページ、中高生世代応援手当についてです。

まず、基本的なことですけど、今回の応援手当は、区が妊娠期から広く支援策を実施し、次世代の社会を担う児童の育成及び資質の向上に資することを目的として、国の児童手当の対象にならない児童を療育する保護者等に区独自で次世代育成手当をこれまで支給してまいりました。国の法改正により児童手当が拡充され、高校生等が対象になり、所得制限も撤廃されました。しかし、物価高騰の中で、子どもの成長とともに教育費等にかかる療育費は増大しております。特に中学生時代から費用増大は著しいものとなっております。このような現状を踏まえて今回このような手当を考えられたのか、まず基本的なことですけど、お聞かせください。

○小阿瀬子育て推進課長 ご質問、委員のご指摘のとおりでございます。子育てにかかります経済的な負担は依然として大きく、とりわけ中学生以降の授業料や通学費等、いわゆる学校教育費にかかる経費が急激に増大している現状を踏まえ、中学生及び高校生の子育て世帯を支援する必要があると認識いたしまして、今回の手当支給を考えたものでございます。

○米田委員 はい、分かりました。この施策を起案するに当たって、子ども部でどのような議論がいつの時点から始まり、様々な議論を経たと思いますが、その結論に至ったとき

のどのような資料を用いたか、最終の決定はいつ決まったのか、お聞かせください。

○小阿瀬子育て推進課長 策定プロセスにつきましては、令和6年4月から子育て推進課内での検討を始めまして、5月には子ども部長レクの中で、次世代育成手当は一定の役割を終えましたけれども、子育て経費への支援が引き続き必要なこと。とりわけ中学生になった途端様々な経費が増大することから、中高生にターゲットを絞った手当が必要なのではないかとの方向性を確認しました。そしてまずは世代ごとの子育て経費がどのぐらいか、その程度の差があるのかを調べることにいたしました。様々なデータを収集し、国や東京都、区の情報のほか、学習塾や生命保険会社など、民間の調査結果も参考に、小学生と中学生の子育て経費の大まかな比較をいたしました。そこから4万円程度の差があるものが多かったこと。学校教育にかかる経費はおおよそ1万数千円から2万円前後の差があるなどが明らかになりました。これらを踏まえまして、9月には部内の予算ヒアリングや部課長会での議論、教育長レクを経て、子ども部としての原案を作成したところでございます。その後、10月に区長、副区長レク、12月のウインターレビュー、1月の予算案、条例案についての政策経営部との調整、議案検討会議を経て、2月の首脳会議、教育委員会への付議をして、施策の実施、予算、条例につきまして最終的に確認をされたものでございます。

○米田委員 区長が選挙公約でおっしゃっていたんで、突然、区長がほんとやって、ほんと決まったことではないということでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 さようでございます。

○米田委員 それぐらいの議論を経てなったということは理解しました。1人当たり1万5,000円ですけど、これは小学校から、先ほどご説明がありましたけど、中学校に上がるまでの区分格差を考えた。23区は少し高いと。千代田区はもう一つ高いと。そういうことだと思います。最終的に1万5,000円になったんですけど、その経緯について、どのように1万5,000円になったか、ちょっと詳しくお聞かせください。

○小川子ども部長 先ほどの課長の説明の中で、小学生と中高生の子育て経費の差がトータルでは3から4万円。で、教育費につきましては1万数千円から2万円程度あったというような説明がございました。こうしたことから、子ども部の中では複数案、案を作成しまして、例えばですけども、次世代育成手当、これまでの手当の横引きである5,000円であったり、あるいは教育費相当の1万5,000円であったり、その一部である1万円であったり、それと総額、フルスペックで見た場合の3万5,000円であったり、様々な案を考えたわけでございますけれども、当然予算案を検討する中でも、部としての総額であったり、あるいは税の申告が伴うのは単独で年間20万円というラインがありますので、そういったラインについての検討であったり、あるいは子ども部としてこういった経済的な支援がふさわしいのかと。大きく分けて教育費と養育費とあるわけでございますけれども、どの部分の支援がふさわしいのかといった辺り、そうしたことを検討した結果、いろいろ絞り込んでいきまして、最終的にはご指摘のように、千代田区ではさらに格差が大きいのではないか。手当が1万5,000円という提案ではございますけれども、大きいのではないかということも考えましたけれども、やはり様々なデータで幅はありますが、1万5,000円程度が妥当であろうと。予算の総額も当然考えましたけれども、そうした中で1万5,000円に決定していったと、そういう経緯でございます。

○米田委員 様々な資料を活用して様々な検討の結果、学習の補助の半額助成とかも含めたり、様々な中で1万5,000円に決めたということによろしいですね。

あと、課税についてですけど、今、部長からもありましたけど、分科会の資料を見ますと雑所得になると今おっしゃっていただきました。課税対象であることはどのように確認したか、また生活保護の収入認定の対象になることはどのように確認したか、お聞かせいただきたいです。

○小阿瀬子育て推進課長 課税所得の対象であることにつきましては、麴町税務署、個人課税部門の見解であることを確認をさせていただきました。また、生活保護の収入認定につきましては、生活支援課を通じまして、東京都の生活福祉部保護課の判断であることを確認させていただいておるところでございます。

○米田委員 そういう確認があったと。応援手当の支給対象者のうち、住民税非課税世帯や生活保護世帯に該当する世帯はどれぐらいいるか、これもお聞かせください。

○小阿瀬子育て推進課長 住民税非課税世帯でございますけれども、60から70世帯程度、また生活保護世帯につきましては2世帯から3世帯程度と見込んでいるところでございます。

○米田委員 今ありましたとおり、資料を作成していただいていますんで、どこに課税かというのはもうこれで分かりました。あと、分科会の参考資料もありますんで、それを見ながらやっていただければと思います。

今、課長のほうからありましたけど、この手当を受けることで収入認定され、たとえ2から3世帯でも生活扶助が減らされる。また課税対象になるといったことが出ます。そのような世帯の方にどのように周知するのか。住民税非課税世帯の場合は特に様々なケースが想定されます。家族構成とか介護の事情とか、そういったことがあります。このような世帯には特に丁寧な説明が必要だと思いますけど、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 こうしたこのような世帯には特に丁寧な説明が必要であるということにつきましては委員ご指摘のとおりでございます。中高生手当につきましては、課税でありますこと、また別途税申告が必要な場合があることなど、こういったことにつきましてはしっかりと丁寧に周知をしてまいります。手当を申請される方には、現在の状況を詳しく確認させていただいた上で、申請者にとって一番よい条件となるようご案内するなど、寄り添った対応をしていく所存でございます。

○米田委員 他の自治体では、こういった支援をするときにホームページで書いているところがあります。課税対象にならない。確定申告がいる場合とか、詳しく書いています。また、丁寧に相談窓口を設けているところがあります。そういったところを参考にしっかりと周知していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 しっかりと周知をさせていただければと考えているところでございます。

○米田委員 本区は比較的所得が高い世帯が多いと言われているけど経済的に厳しい方もいますと。そんな中で、今回の手当を支給する意義についてお聞かせいただけますか、改めて。

○小川子ども部長 本手当を策定いたしました背景には、先ほど説明がありましたように、子育て経費、中高生になると急激に経費が増大するということもございますが、それに加

えまして千代田区の特異な実態がございます。例えば、私立校に通う割合が高かったり、あるいは塾や習い事といった経費が大きいなどといった特性もあるかと思います。ご指摘のとおり、経済的な困り事を抱える家庭も少なくないということ。これらを踏まえまして経済的な支援が必要であるということを考えましてご提案をしたものでございます。

○米田委員 ありがとうございます。で、資料作成していただいたんで、資料について、ちょっと述べさせていただきます。

各種手当の一覧の一部だと思うんですけど、改めて千代田区は様々な手当があるなと感じました。そこで、各手当の事業を行うに当たって、先ほどもありましたけど、一時所得、雑所得など、課税対象になるか、生活保護の収入認定になるかなど、新たな事業を行う際にはどのように確認していますか。また、先日の確認していない場合もあるので、それも含めてお聞かせください。

○小阿瀬子育て推進課長 手当等の一覧表にありますような他の所管に係る手当等に関しましては特に確認のほうをしてございませぬけれども、今回ご提案の中高生世代応援手当につきましては、課税対象になるのか、生活保護の収入認定になるのかなど、税務署や東京都の保護課に確認をさせていただいているところでございます。

○米田委員 しっかり確認していただく。国や地方公共団体が実施する子育て支援に関する助成金等を利用者が受ける場合は原則として雑所得に該当し、確定申告を行う必要がこれまでありました。しかし、令和3年度の税制改革により、保育を主とする国や地方公共団体からの当該費用の助成については、子育て支援の観点から、所得税、個人住民税を非課税とする措置が講じられました。具体的にはベビーシッターとか認可外保育とか一時預かりなどになるのが当てはまるかと思います。この制度は令和3年度以後の所得税から適用になると。今後はこのように子育て支援には幅広く非課税になることが多くなってきたと、こういう考えが出ております。各部全体に言えますが、これまでも行ってきたと思いますが、今後は特に子育て支援、福祉の手当については、税制をこれまで以上に詳しく確認し制度設計していくべきだと思いますけど、いかがですか。

○小阿瀬子育て推進課長 経済的な支援に関する助成金などの施策を検討する際には、税の仕組みそのものだけでなく、国の税制改正にも着目する必要があることについてはご指摘のとおりでございます。今後各種の経済的支援を検討する際には、税や福祉の関連部署と緊密に連携するとともに、税務署等への確認を徹底するなど、これまで以上に詳しく確認した上で制度を構築してまいりたいと思います。

○米田委員 新しくされる場合、国税とかにも相談されたいのかなと思います。相談も受けてくれると聞いておりますんで、しっかり対策していただきたいなと思います。例えば保育士奨学金とかは課税所得外、児童育成手当もそのとおりです。その上で、雑所得、一時所得になるなど決まりがあると思います。また、生活保護の収入認定になるということもある程度決まりがあると思います。そこで、今後は様々な手当、支援策を行う場合は、先ほども言いましたけどしっかり確認し、受給対象者への通知や区のホームページに加え、今後構築する予定の子育て・教育に関する情報発信の新たな仕組み、公立・私立の分けなく、幅広く情報発信や意見聴取など、双方向のやり取りができる仕組みをつくっていくべきと。その中で本手当が所得になることや生活保護の収入認定の対象となることなど、きちんと最後周知するべきだと思いますけど、最後お答えいただけますか。

○小川子ども部長 ご指摘のことを受け止めさせていただきます。こうした手当等の支援策を検討する際には、ご指摘のとおり、所得や生活保護の収入認定など、受給者の身になって一つ一つ親身になって考えていくということが大事かと思います。ですので、頂きましたご指摘の様々な確認、そういったことも再徹底することとともに、受給者に対して通知することはもちろんでございますが、都のホームページやSNSとか、そういったことだけでなく、先ほどまさにご指摘を頂いた、今後、我が部で構築を検討しております新たな仕組み、公立・私立の分けなく情報発信とか、あるいは情報収集、双方向のやり取りができるそういった仕組みでございますので、そうしたものも活用する中で、全ての子育て世帯に対しての周知を徹底するということを図ってまいりたいと思います。

○牛尾委員 関連で。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 関連で質問させていただきます。

今回の中高生手当について課税対象にしない、また収入認定にしないというやり方はあったんですか、要するに方法があるかどうか。

○小阿瀬子育て推進課長 収入認定にしないというところにつきましては、生活支援課のほうを通じて東京都のほうに確認させていただいた結果、収入認定というところに入ってくるものということで確認をさせていただいています。税務署につきましても、別途私どものほうから、先ほどの答弁と重なりますけれども、麹町税務署のほうに確認をさせていただいているというところでございます。

○牛尾委員 いや、そうではなくて、今回は条例にして毎回恒常的に出していくということになったわけでしょう。そうじゃなくて、そうじゃない方法を取れば課税対象にならない、もしくは収入認定にもならないというような方法があったのかどうか。

○小川子ども部長 様々な収入認定になる、あるいは生活保護の認定になるということの一つの要因として、継続的あるいは恒常的にこれから手当を支給するものなのか否かといったことがございます。そうした中で、これは一時的なものではなくて、ある程度継続してこの手当を実施していこうという、そういう考えがございましたので、その旨を伝えた結果は先ほど課長が答弁したとおりでありまして、東京都なり、また税務署なりの判断は先ほど申し上げたとおりでございますが、私どもとしてはやはり継続的にやっていくという、そういうことを選択したわけでございます。

○林副委員長 関連でいいですか。

○岩佐委員長 待って。

牛尾委員。（発言する者あり）

○牛尾委員 これ、継続的に出していくと。ただ毎年、例えば補正なんかを組んで臨時的に出していくという方法も私はあったと思うんですよ。先ほど生活保護世帯、二、三世帯と言いました。十分な説明をするという話がありましたけれど、これ、説明された生活保護の方どう思いますかね、あなた方は受け取れませんと。受け取ったら生活扶助から減らされますよと説明された生活保護の世帯はどう思うかと。自分たちは受け取れないのかと。これ、二、三世帯だからオーケーというわけじゃないでしょう、これ。非課税世帯の方も20世帯程度と。だからオーケーというわけじゃないでしょう、これは。そこを十分考えたのかなというのは本当に疑問なんです。そこについて、認識をお答えいただけますか。

○小阿瀬子育て推進課長 その収入認定に当たるか当たらないかの検討の部分でございますけれども、やはり生活保護制度は、基本的にはやはり1日の最低生活費というところの枠組みの中で保護費のほうを出すというところについては、国の枠組みの部分を超えて支出するというところについては、なかなか手当のほう難しいだろうという判断がございまして……

○岩佐委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 検討する際に様々にぎりぎりの例えば収入の状態、生活の状態である方が手当の対象となるならないということがあるということは想定をしてございました。当然やはり経済的に大変厳しい方も少なからずいらっしゃるという認識がございまして、私どもとしては、様々な個々にどのような選択をされたほうがそのご本人にとって最良なのかといったことは変わってくると思います。したがって、これ一件一件画一的な対応ができるわけではございませんので、親身になって、まずご相談、きちんとお話を伺った上で、どのような方策を取ることがご本人にとって最良なのかということの一つ一つ丁寧に対応していくことが何より大事だというふうに思っております。

○牛尾委員 まあ、いいです。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 今、お二方の委員がやり取りがあったんですけれども、税務署ですとか生活保護の方ですとか、それぞれ関係者に確認を取ったというのは、去年の9月ぐらいから子ども部内でとありましたけど、いつ確認を取っていったのかというのを時系列で説明していただけますか。

○小阿瀬子育て推進課長 税務署の確認につきましては、今年に入りまして、ちょっと日にちのほうがちっと定かではございませんけれども、今年に入りましてから、税務署の個人税課税部門のほうに確認をさせていただいているところでございます。生活保護の判断のほう、生活福祉部保護課の判断につきましても、今年に入りましてから確認をさせていただいているところでございます。

○林副委員長 冒頭委員長が諮られたように簡潔に答弁をしていただきたいんで、今年じゃ幅広なんです。普通に考えると、補正予算のときも確認しましたけれども、縦横斜め、議案提案前に、あらゆる関係部署ですとか関係者と確認を取った上で、それを普通今まででしたら多分常任委員会のほうにこんな形で考えているんですけれども実情どうですかねとやっていくと時系列の話になるほどねとなるんですけれども、今の答弁、今年に入ってからいつなんですか。その前までは確認しないで、子ども部だけで区長レクですとか冬のウィンターレビューというのをやったんですか。それを時系列で説明してくださいと冒頭言ったんですから、それにちゃんと的確に答弁してくださいよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○小川子ども部長 ちょっと日にち、細かいことについては、今、課長が答弁したとおり、はっきりしないところがあるんですけれども、当然、税務署や東京都の保護課に確認する前に、当然所管の中で、庁内の中では確認をして、念のために最終的な確認を行ったものというふうに私は認識してございます。そして、具体的な日にちについては、もし必要ならば調べた上でお答えいたします。

○岩佐委員長 いや、日にちまでじゃなくてもいいけど、何月ぐらいまでは、（「そうだ

……」と呼ぶ者あり）1月なのか3月なのかで、ちょっとイメージが違うので。

○林副委員長 9月の子ども部内のときなのか、10月の区長レクの前なのか、12月のウインターレビュー前なのか、2月の首脳会議の前なのかと、それぐらいはお答えしてもらわないと。（発言する者あり）

○岩佐委員長 休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時03分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁から、もう一度お願いいたします。

子ども部長。

○小川子ども部長 申し訳ございません。先ほどの答弁、修正をさせていただきます。庁内では、確かに税や生活保護の対象になるかならないかにつきましては、もう昨年来検討してきたのは事実ではございますけれども、先ほどの税務署や東京都の保護課に対しての確認というのは、議会でのご指摘もありましたので、この3月になってから確認をしたということでございます。大変申し訳ございません。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 3月、予算の原案とか条例を提案する前か後かというのは極めて大事なんですけれども、改めて議案提案時の前か後か、お答えください。

○小川子ども部長 その問いで言えば、議案の後に確認した。庁内では確認しておりましたけれども、ある程度それで事足りるという判断をしてしまいましたことは本当に甘かったのではないかと。その後に税務署や東京都の本課に確認したということでございます。

○林副委員長 結構驚愕なんですけれども、2月の首脳会議ですとか、議案を確認をする首脳会議のときに、大丈夫かというのを区長ですとか副区長ですとか、その他の関係の関連部長から疑義は出なかったんでしょうか。

○小川子ども部長 当時は私どもとしては確認をしたという認識ではございましたが、確認不足であったということとはご指摘のとおりでございます。（「確認しなくちゃいけない、確認」と呼ぶ者あり）

○林副委員長 今、予算案で聞いていることは、首脳会議の折に、この事案については税務署に確認してから議会に提案したほうがいいんじゃないかとか、予算案提案したほうがいいんじゃないかとかというのは首脳会議でも出なかったんですかということです。子ども部は認識なかったのはよく分かりましたけれども、ほかの関連部署、千代田区役所として、組織として疑義が出なかったのかということを聞いているんです。

○岩佐委員長 どなたがお答えになりますか。

子ども部長。

○小川子ども部長 私どもとしては確認したということの認識がございまして、特にほかの部長からの指摘もございませんでした。

○林副委員長 少し驚愕過ぎてしまって、そうすると、議会の常任委員会のほうで、こことは別ですけども、様々な疑念が出てから、あ、これは大切なことなんだなと。大丈夫だと思っていたわけですね、子ども部のほうは、特に確認を取らなくても。で、よその地方公共団体の類似的なものというのも当然お調べになられたと思うんですけれども、そ

の辺の比較考量も、首脳会議というところでは特に議論とか指摘というのはないものなんですかね。いや、これだけだったらいいんですけど、補正予算のときもそんなようなお話だったんで、5,000円の。何だ。何券。（「クオカード」と呼ぶ者あり）クオカード。クオカードじゃない、商品券。何かプリペイドカード、何か配るときも、そういう形なんですかね、柔軟性を持たせた。

○岩佐委員長 休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時09分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

子ども部長。

○小川子ども部長 法律や他の自治体の事例などは様々比較はいたしましたけれども、特にそれを全庁的に共有をして全庁的な議論の中で検証したということはありません。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 どうして子ども部長が答弁される。まあ、自由だとか何とかというんでしょうけど、私、首脳会議の在り方を聞いたんですよ。首脳会議というのは、特に、では資料もなく、今回、予算特別委員会で米田委員が資料要求されたような課税の対象の一覧表ですとかなしに、こういった大きな金額のものを決定するような会議体なんでしょうか。

○岩佐委員長 子ども部長。

○林副委員長 何で子ども部長なんだ。

○小川子ども部長 今般の資料に関しましては、私どもで十分確認をしたということで事足りるという判断をしてしまいました。その中で資料は特に出さなかったというものでございますので、全部の事例がそうということではなくて、今回の事例につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

○林副委員長 ちょっと、聞いていることと。予算ですから、首脳会議でこういった大きな金額を伴うものを対象としたときに、資料なしで、ああ、分かった子ども部が言うんだからいいよという形で、相互チェックですとか、そういった組織風土というのはなくなってしまったんでしょうか。

○中根財政課長 今回の案件につきましては、最終的な首脳会議という場におきましては、本当に最終的な予算の内容について確認をする場でございますので、その場でこの1事業の資料を提示してということは、首脳会議の場ではそこまでの資料を求めてはやってございません。ただ、そこまでの予算編成の段階で、財政課長と所管課のヒアリング、事業内容について話を伺って、内容なりいろんな課題点を深掘りして検討するという場においては財政課と所管課では資料をもちろん提出いただきましてやっておりますし、その後の部長査定や財政課が区長に説明する場とかにおいては、そういう事業の資料を用いて説明するという形を取っている状況です。

○林副委員長 首脳会議ではそういう場ではなかったと。それでは12月のウインターレビューですとか10月の区長レク、その折には、提案者は区長になりますから、あまりこういった提案前の話を委員会ですするというのは、ちょっと私も記憶にないぐらいなんですけれども、どういう資料を基に区長レクなりウインターレビューというのをやって、これ

で行けるという判断に至ったのでしょうか。子ども部だけじゃなくて、同席されている他の政策経営部になるのかな、どこかの視点も踏まえて答弁してもらいたいんですが。

○岩佐委員長 レクでの説明をどんな資料で。

○小阿瀬子育て推進課長 10月の、そうですね、区長レクときには私どもの資料を用いて区長にご説明させていただいたところでございます。

○林副委員長 あ、頭痛なのを頭が痛いみたいに言われても困るんですけども、課税対象の一覧表のようなものは、本当にじゃあ区長レクでもウインターレビューというのでも一切なしに、とにかく頑張りますという形で、よし、行けという確認を取れた上で予算査定に入ってしまったのかどうなのかということを確認したいんですよ。まさしく意思決定過程というやつで、いつの段階でこういうスキームになったのかと。当然、後から出てきますけれども、米田さんも同じようなことを言っていましたけど、親に所得扱いになると課税対象になってしまうわけですから、ほかのやり方はなかったのかという論点が当然出てきてしかるべきだと思うんですけども、そこはない形で行ったのかどうなのかというのを答えてもらわないと次に進めないんですよ。

○小川子ども部長 私どもが検討の段階では、例えば政経部の法規担当であるとか、そういったところと、いろんな出し方があるということで、例えば子どもを受給権者にするのか親を受給権者にするのかといった議論はいたしました。しかしながら、お尋ねの、例えば首脳会議であるとかウインターレビューの場であるとか、そういったところでの比較というものはその件に関してはしておりません。

○林副委員長 そうすると、区長レクなりウインターレビュー、首脳会議、従前は調整会議といって関連の部課長が集まって区長、副区長を基に様々多角的に点検をしながら議案提案まで至ったというんですけども、今はそういうものはなくなってしまったという受け止めでよろしいのでしょうか。

○小川子ども部長 基本的には区長レクであれウインターレビューであれ、今回の制度の改正概要についてというもののや、条文であったり新旧対照表であったり、そういうものを使って議論をしたということでございます。

○林副委員長 ちょっと。

○岩佐委員長 多角的にいろんな意見が出てくるようなレクとか首脳会議になっていますか。

○林副委員長 じゃあ、分かった。では、聞き方を替えると、牛尾委員も米田委員も言われた、ほかの福祉の部門ですとか、あるいは住宅の助成を受けている環境まちづくりの部門ですとか、次世代育成、住宅助成、こういったところとの横のというか、内部の調整の様々なこんなことになりませんか、要はプロコンというか、メリット、デメリットの比較考量というのはやらないで議案提案されたという受け止めでよろしいですか。

○小川子ども部長 ウインターレビューとか首脳会議の場ではそういったことは具体的にはありませんでしたけれども、所管レベルではきちんと確認をした上で提案しているところでございます。（発言する者あり）

○林副委員長 所管レベルではなくて、よその条例部にまたがった検討をされたのかされていないのかということを知っているんで、いたずらに時間を延ばさないでいただきたいんですけども。

○小川子ども部長 課税の対象になるとかならないとかという話については、その条例部
というか部をまたいだ議論というものは特段行われなかったということでございます。

○林副委員長 そうしますと、急に飛んでしまって申し訳ないんですけども、保健福祉
部のほうでは課税対象になって生活保護受給者の方に影響があると確認できたのはいつに
なるんですかね。今年というのはやめてくださいね。幾つか、今、論点出しというか、フ
ェーズがあったんで、初耳だったのはいつなんでしょうか。環境まちづくり部のほうも、
住宅助成のこれも所得になりますから、この事案について初めて聞いたのはいつだったん
でしょうか。

○岩佐委員長 これは保健福祉の。手を挙げているよ。

○大松生活支援課長 委員長、生活支援課長。

○岩佐委員長 課長。

○大松生活支援課長 はい。こちらの中高生応援手当につきまして、生活支援課のほうで
初めてお話を承りましたのが、年明け1月でございます。（「1月だって」「まちづくり
は」「あとは」「住宅」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 ほかに。住宅課は。
課長。

○山内住宅課長 委員長、住宅課長です。

私どもも生活福祉課と同時期ぐらいだったかと記憶しております。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 その際に、中高生の保護者にお金を渡す。要は課税対象になるか否かとい
うのは詳細な形で聞いていたのかどうかなんです。そうすると各ご担当のところにも、
これは影響あるねと、大変なことだという形になるんですけど、どこまで1月の時点では
聞いていたんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 申し訳ございません。確認をしたのは先ほど答弁させていただ
いた内容のとおりになりますけれども、課税所得で対象の税務署部門、あと生活保護の収
入認定につきましては、生活支援課を通じての東京都へのことございまして、それが1
月、そうですね、これが最終的なものですが、それ以前に生活支援課のほうにお話
をしたのが1月以降というところとなっております。住宅のほうにつきましては、具体的
な話というのはちょっとさせていただいていないような状況になるかと存じます。

○はやお委員 答弁が違うということだよ。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 うーん、結構皆さんの先輩方がお聞きになられるとびっくりするような話
だと思うんですけども、それでは、税務署等々に確認したのが3月だから、1月の時点
では、何となく年間18万円、中高生の保護者に渡すよというのを、それぞれの福祉なり
環境まちづくり部のほうは言っていないというんだったら、もっと後で、ひょっとしたら
今さっきなのかもしれないんですけども、そんな庁内の情報の共有のやり方で予算案が、
あるいは条例というのが出たんでしょうか。

すみませんね、ちょっとつまなくて。眠そうにあくびされて。

○小川子ども部長 今回ご提案の手当が次世代育成手当と同様の扱いをしているというこ
ろが多々ございますので、私どもとして検討の中で様々ご指摘を頂きましたような、ち

よっと見通しが甘かった部分というのは正直あろうかと思います。そういった今ご指摘いただいたような事細かな確認をやはり一つ一つ取ってこなかったということは事実でございますので、受け止めさせていただきまして、今後そのようなことがないように対応してまいりたいと思います。

○林副委員長 議案で出てしまった後にそう言われるとちょっと困惑してしまうんですけども、議案提案前にね、例えば議会のほうにこんなことを考えているんだけどというのが情報提供があって共有しながら行けば少しは違ったのかなというのが、区議会で子育てしている人もいますから、実体験に沿った形の話もできたんだろうなと思うんで、本当に残念過ぎます。

で、もう庁内の連携が取れていないのは今確認しましたんで、次に、予算のあらましの17ページのところで、複数年度の視点というのも書いてあると。これとまとめて言うと、次世代育成支援行動計画ですとか、子ども・子育て支援計画とか、いわゆる分野別計画というのですよね。ここの整合性はどういうふうにとられているのか。これ、計画なんか関係ないと言われる方、思われる方もいるかもしれない。計画って10か年計画で10年はやりますとか、そうすると大きな財政支出が伴いますから、10年で何十億単位のものがもうこれは予算化されることになってしまうんで、特に子ども・子育て支援計画でしたっけ、パブリックコメント等とかやられているんで、こういった視点というのは計画改定段階から入っていたのか入っていないのか。

○加藤子ども総務課長 こちらの経済的負担につきましては、昨年、令和6年3月に策定しました千代田区子育て・教育ビジョンのほうに記載をしております。この中で施策の方向性として、子育て家庭の多様なニーズ等に対応したサービスの提供といったところの中に経済的負担についての軽減を目指し、子育て支援サービスを提供していきますというふうに記載がございますので、この子育て・教育ビジョンの中にひもづいた今回の事業というふうに認識しております。

○林副委員長 そうすると、今、改定段階にある子ども・子育て支援行動計画でしたっけ、こちらには特に記載はない。改定中のはない。でも、去年のはあった。で、1個ずつ行こうか。（発言する者あり）はい。

要は、分野別計画の整合性というのをどういうふうに、これは部内になるんですかね、それとも全庁的になるんですかね。従前は次世代育成支援行動計画でもライフステージ別に福祉部ですとか、住宅もそうだし、あらゆるところに全部関係の部署を集めた形で区としての分野別計画というのをを出していましたが、もう分野別計画も全部条例部ごとで検討すれば事足りる、あるいは時系列もあんまり関係なくなってしまうようなものになったんでしょうかね。

○加藤子ども総務課長 今回、今、子育て推進課のほうで策定中の子ども・子育て支援事業計画のほうでございますが、こちらは以前は確かに、今、林委員のご指摘のとおり、次世代育成行動計画のほうでございましたが、あくまでも第2期の計画の中から、国の子ども・子育て支援法の定める計画についてのみの記載という形になってございます。ですので、子ども・子育て支援法に基づいた事業計画のほうを今現在第3期として計画のほうを策定中というところでございます。本中高生世代応援手当につきましては、この子育て・教育ビジョンの施策の方向性の中から生まれてきた事業というふうに認識しております。

○林副委員長 そうすると、従前千代田区ではライフステージごとに、歳児別に、これは高齢者までいろんな計画をトータルで考えていました。今回は中学生・高校生の部分に現金を充てるという形なんですけれども、様々な調査をされたと思います。そうすると、就学前、幼稚園とか保育園ですね。ここは千代田区と都内あるいは23区とどれぐらいの経済的負担があるのか。あるいは小学生、これ私はずっと1～3年生のときと4年生から塾の負担が膨大にかかってきますんで分けたほうがいいのかなのというのはずっと指摘はしてきましたけれども、小学生段階の23区と千代田区の経済負担の格差、違い。ここはどういう、で、中学生は今何となく検証された。ちょっと違和感が相当あるんで後ほど確認しますけれども、どういうふうに全体的に子育て分を、18歳までの格差というのかな、千代田区はこれだけよその区の子育て世代よりも負担が多いんだというのを出された上で条例提案なり予算提案されたのか、お答えください。

○小川子ども部長 統計、様々なございましたけれども、例えば、東京都全体であったり特別区を指すものはありましたが、千代田区固有を指すものというものは我々ちょっと探し得なかったということでございます。様々な統計を総合しますと、これ科目、費目にもよるんですけれども、十数%から20%、物によっては2倍近く高いものもあるというふうに承知をしております。

○林副委員長 具体的にお答えして、ちょっと絞っていくと、小学校4年生から6年生まで千代田の子は塾に行きますけれども、23区平均の塾に行っている率と千代田区の子どもたちが行っている率というのは何%と何%ぐらいの差異があると分析されたんですか。

小川子ども部長 大変申し訳ございません。その辺りのデータは探し得なかったということでございます。

○林副委員長 私もちょうどこの当該の4年生から6年生の子育て世代ですけれども、保護者の方たちとの話でも、3年生のときはお試しのような形で結構お手軽に塾に行ける。4年生から漫画とかドラマであった2月の勝者じゃないですが、倍々ゲームの塾代が上がっていくわけですね。4年生になると倍、5年生になるとまた倍、6年生になるともう入学というか、中学の授業料相当分ぐらいの塾代がかかるというのが体感であるんですけれども、これがエリアによっても違うかもしれない。小学校によっても8校の。こういった分析というのはされないで中学生だけフォーカスを当てたのか、4年生からの塾代を相当な負担数で、千代田の場合は名前出していいのかどうか、全部出せばいいのかな、SAP I Xとか四谷大塚ですとかGnob l eですとか早稲田塾とか、こういったかなりの進学専門塾からe n aみたいな形で中等教育とか公立高校に行くところの塾代も含めて、これも夏の講習、特訓のですとか、また課金が入ってくるわけですよ。ここの負担のところとこのをどういうふうに捉えて、中学部分だけフォーカスを当てて議案提案なり予算提案をされてきたのかという整合性を説明してもらいたいんですよ。

○小川子ども部長 確かにおっしゃるように、ライフステージ別に見ますと、年が低ければ、小学校の段階でも1年生から3年生と、それ以降ではかかる経費が違うということは私どもも調べる過程で確認をしたところでございます。ただ、中学生になると途端に様々な出費が上がるというのは、まさに今、委員が肌感覚でそのようなことがあるということをおっしゃっていただきましたけれども……

○林副委員長 違うよ、小学校と言っているんだよ。（「小学校だよ」と呼ぶ者あり）

○小川子ども部長 子育て真ただ中のやはり職員のそういう感覚が、この発想の原点にあることは間違いない。明らかに中学生になると途端に様々料金が高くなる。例えば交通費であれば、急激に上がるわけですよ、大人料金になるわけでありますので。そうしたことから、まずはそこにスポットを当てたということでございます。小学校もトータルで見ると、学年別に差があるのはご指摘のとおりかと思いますが、今回は中学生に上がると途端に上がるということが発想の原点にありましたので、そこにフォーカスを当てたということでございます。

○林副委員長 子育て世代に関わる経費のところにフォーカス当ててやられたわけですね。体感として、部長、それでは小学6年生の一月の塾代ってどれぐらいだと思いますか。それと九段中等に入ると授業料って分かりますよね。どちらが高いのかというのを含めてお答えください。

○小川子ども部長 私自身も子育て経験がありますので、小学校の6年生のときというのは非常に高額な塾の費用を払った経験がございます。本当に月によっては安い月でも5万、10万かかりますし、高い月は30万以上の出費をした経験がございます。ある1学年を捉えればそういうことになるかと思いますが、やはり押しなべて中学生になった場合、あるいは高校生になった場合には経費がかかるということ、そこにスポットを当てた、それがよしあしということはもちろんだ意見があろうかと思いますが、今回、私どもはあくまでもそこにスポットを当てたということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○林副委員長 ちょっとぐるぐる、的確に答弁していただきたいのが、6年生の、まあ、部長も経験されたんでしたら、授業料、それと九段中等の授業料、ここの差を先ほど言ってくださいと言ったんですよ。九段中等だって区立中学ですから、授業料の負担は幾らですかと。小学6年生に比べて塾代は高いですよ、私立と同じぐらいの。ここの差を確認しているんですよ。6年生から行ったんじゃもう手後れと言われているんですよ。今、本当に大変評判が教育長はじめやって、九段中等教育学校大変評判がよくて、保護者会に行くと、千代田区民ならここを受けるのお勧めですよというぐらい非常に指導内容もよくなった。評価も高くなった。20年前とはもう全く別ですよというのは、塾の説明会でいろんな方が言うぐらいですから、この差を本当に分かっているんだったらもうちょっとフォーカスの当て方を高学年に当てないとおかしくなっちゃうんじゃないのかなと。整合性ですよ、税の使い方としてお答えください。

○小川子ども部長 ある特定の学年、6年生と例えば九段中等の差というのは、にわかになんかここで数字を出すことはできませんけれども、やはり大きく全般を見て中学生と小学生の違いということで我々は検討したということです。ご指摘は受け止めさせていただきますが、そのような観点で検討しご提案をしたということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○林副委員長 いや、ご指摘ではなくて、議案提案される前に数値で示してくださいというお話をしているんですよ。ね、伝わらないですかね。お金がかかるのは中学、高校部分だというのは力説されていましたが、いやいや、そんなこともないんじゃないですかと。お答えした、ちなみに中学受験するために小学校の区立の児童が行っている割合というのはどれぐらいというふうに認識されているんですか。そしてその平均値もないとはいって

も、どれぐらい塾に行かれているというのを教育部門で把握されているのかというのが、ないんだとしたら、本当に区民の保護者の人たちは一番お金と時間をかけているのは6年生の受験シーズンなのかもしれないですよ。それぞれ送り迎えも含めて、宿題の点検も含めて、一緒になって、で、高校生になるとそれは一人で受験に行けますよ、大学の。だけど小学生はそうはいかないし、夜まで働いていたりする。その経済的負担、時間的負担をどういうふうにカウントして、それでも中学からなんだ、ばっさり切って中学から出すんだというその説明を出していただかないといけないと思うんですよ。

○小川子ども部長 繰り返しの答弁になりますけれども、個別具体の事例に当てはめて検討したわけではなくて、やはり大まかな傾向として、小学生全般よりは中学生、あるいは高校生のほうが費用を要するだろうということのご提案でございます。ですのでご理解を頂きたいと思います。

○林副委員長 答えていないんですけど、ずっと繰り返しやるんですかね。

○岩佐委員長 林委員のご指摘の、小学校時代に一番お金がかかっている世代が多いよね、この区内にはというその話と、区が一般的に、この千代田区に限らず、全日本的に中高生のほうが多いよねという傾向をデータとしてやられたということの、そこについてもう少し、でもこういう考えでこの話を提案したんだということを言っていただかないと、これ、取っている場所が違うだけなので、そこをもう少しご説明してください、どなたか。

○小阿瀬子育て推進課長 委員長、子育て推進課長。

○岩佐委員長 課長。（発言する者あり）

子ども部長。

○林副委員長 これじゃ、止まりますね。

○小川子ども部長 ちょっと繰り返しの答弁になってしまいますけれども、やはり学年によって、例えば中学生の中だって、学年によって、受験を控える方とそうでない方であれば違いが出るでしょうし、高校にあっても学年によって違うでしょう。小学校にあってもご指摘のとおりかと思います。そういったこともございますが、やはりこれある程度この資料につきましても、千代田区の実態になるべく直接なデータがなかった中で、なるべく近づけるような努力をさせていただいた上でお出ししたというふうに思っております。ですので、全般を捉えればこのような、先の分科会等で出しました資料につきましては、そういう趣旨で出しておりますので、全般としては私が先ほど来申し上げているような、小学生と中学生の違いが大きいというところに着目をしたということでございます。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 あの……、そう、小学生、中学以前のはデータも取っていなかったと。いや、出せるんだったら出してくださいよ、するんだたら。4、5、6年生のどれぐらい区民が経費がかかっていて、中1、中2、中3とかと学齢別で、そんなにおっしゃるんだたらざっくりした見たら相当違和感があります、中学生の塾代とかといっても、体感としてというか、実情を皆さんのを聞いていてね。学齢別に出した上でそういう答弁をされるんだたら分かるけれども、そうじゃないものを、申し訳ないけど理解してくださいと言われても、なかなか、今後、1回給付を出すとこれを削るというのは難しいことですから、いざ出すときには正当な理由で、なるほどねと、確かに中学、高校の世代の人たちはたくさんお金がこれだけかかるんだから、港区よりもかかるんだから、中央区よりもかか

るんだから、千代田区の子どもたちの保護者だけに1万5,000円、年間18万出すんだねという正当性を説明していただかなくてはいけないお立場にあるんじゃないんでしょうかねというのを再三言っているんですよ。数字でそんなに違うというんだったら出してください資料で。

○小川子ども部長 先ほど来申しておりますけれども、千代田区独特のデータがないということはまずご理解ください。その上で、さっきの分科会でお出しした資料につきまして、中高生を比較する資料としてお出ししたものでございますので、そちらに我々の思いというか、このような理屈でこのような大まかな傾向があるので1万5,000円に決定をしたということでございます。ご理解ください。

○林副委員長 数値も示さないで、予算の審査段階で気持ちで判断してくださいというのがお答えでよろしいんですか。

○小川子ども部長 資料を示しておりますということです。（発言する者あり）

○林副委員長 資料、ないでしょ、分科会の資料で。

○岩佐委員長 千代田区独自だけのデータはないということで。

○林副委員長 あ、あの数値で全部、今の千代田区役所が議案提案と予算提案をされた、理解してくださいという、そういう話になるんですけれども。

○小川子ども部長 あくまでも我々がその資料をお作りした経緯、前提といいますのは、大まかな傾向をつかむためということでございます。まずは地域独特の事情というよりは、世代間の格差を把握するための資料、しかも大まかなものでございます。決して精緻な数値を出すといった類いの資料ではございません。おおむねこういった傾向があるのかということを示した資料だということでご理解を頂きたいということでございます。で、お示した資料のほかにも、当然、東京都や民間の学習塾とか金融機関であったり、あるいは保険会社であったり、様々なデータがあったわけでございますけれども、今回お示したのはあくまでもその一つの参考、傾向を読み取っていただくための資料ということでご理解を頂きたいと思います。その上でこの資料から読み取れることが、やはり小学生と中学生の差が大きいということ。その差は全体で3万数千円程度、教育費については1万数千円から2万円前後といったところでございますし、中学生と高校生の差は比較的小さいといったこと。あるいは教育費と養育費、それぞれ小中の差は数千円程度でございますけれども、教育費のほうの差がやや大きいといったこと。こういった傾向をつかむための資料でございますので、一つ一つ精緻に表したのではなくて全体の傾向を表したものであるということでご理解を頂きたいと。大変申し訳ございませんが、大ざっぱと言われるかもしれませんが、この通知で今回のご提案が妥当かどうかというご判断を頂きたいと、そういうことでございます。

○林副委員長 全然かみ合わないのが、やっぱりライフステージごとにこれまでの区役所はやってきたんですよ。その数値を基に、そうだよねと、千代田だけお金がかかるから18歳まで所得制限なしで次世代育成手当というのはやったほうがいいねと。それはよその区議会の人たちにはお金のある千代田さんだけという話でしたけど、今度は違って、よその区からのものよりも世代間の小学校のところって生煮えの数値で参考ですと言われても、やっぱり調査してもらいたいんですよ。その上で、普通は議案とか予算案を出すというのがこれまでの区役所だったと思いますよ、数値の。で、もう出されちゃったんだったら、

これは今後やるんですか、やらないんですか、ライフステージごとの。

○小川子ども部長 様々なデータを分析して、このライフステージ別が、私どもが承知しているのが誕生から幼稚園の年齢に上がるまでと、幼稚園の年代、小学生の年代、中学生の年代、高校生の年代、民間の調査も含めましてそれ以上細かなものがあったわけではございません。ですので、今回これに頼らざるを得なかったというのが実情でございます。千代田区で実施するかどうかと言われますと、非常に母数が少ない中での数値になりますので、どこまでその実情を反映されるのかといった懸念もございますけれども、課題としては受け止めさせていただきますが、明確にこの場で必ず実施するというお答えはできません。

○林副委員長 かつてと比較してももうしょうがないんですけども、母数が少ないがゆえに、千代田区というのは悉皆調査というのを、全員に送るというのをやってきましたし、ちょっと前は公園の意見というのも悉皆でやっていただきました。そういった取組をこの場で約束しないで、これでどうだって言われても、どうだって言われて答えられないということはやらないということになりかねないんで、私はしっかりと年次ごとのやっぱり取らなくちゃいけないと思いますよ。それもやっぱり提案前にやっていただくのがこれまでやってきていただいた、皆さんの先輩たちがやってきたことですから、それはしっかりと確認した上で条例提案なり予算提案をしていただかないと、こんな前の段階の話をどうだったんだどうだったんだというのはあんまりなかったですから——やらない、やっぱりやりたくない。

○小川子ども部長 ご指摘、受け止めさせていただきます。先ほど米田委員の答弁の中でも申し上げた、今後、子ども部が構築します双方向の意見聴取、情報提供ができる仕組みづくりがございます。そうした中で、様々な年代別、あるいは公立・私立の分け隔てなく受ける情報だったり、あるいはご意見だったり、そういう仕組みづくりをする中で、ただいまご指摘いただきましたような調査も技術的には可能かと思っておりますので、それを必ず実施するかどうかということは明確には申し上げられませんけれども、そういう新たな仕組みの中で可能な限りの実態把握には努めてまいりたいと思います。

○林副委員長 あとはもう千代田区政として、今後子育て世代に行くときに、大きな考え方が二つあって、一つが現物給付なんですよね。もう一つが現金給付といって、現金は配れば終わりなんですけど、現物給付、それともう一つがターゲティングというのかな、学説によっては現金給付を幾らやっても出ちゃう。要は高校生まで区内でいたとしても、受験で受かったら千代田区から出ちゃうとか、あるいは中学生までお金を配っても高校段階になったら通学の便のいいところに出てしまう、区外に。で、ターゲティングのときに、その地方公共団体に愛着を持つというのは、現物給付、かつ就学前に集中的にやったほうが、千代田区だったら千代田区に愛着を持つ子どもがいて、大人になっても千代田にまた帰ってくるなり子育てし続けると。ところが現金給付の場合はもらって終わりになっちゃうから、なかなか千代田区の持続可能性のところに行かないと、地方公共団体の。という学説もあるんですけども、部として、千代田区として、今後このまま現金給付に拡大していくのか、現物給付のほうにもっと見極めていくのかという大きな方向性というのはどういうふうにお考えになられているのか、お答えください。

○小川子ども部長 今回のご提案は子育てに関わる経費ということで、非常に個人差があ

ったり、あるいはかける費用にも非常に科目というか、項目によって差があったことから現金という形を取らせていただきました。そしてご指摘のように、物を配るということの意味というものも、私もこの検討のさなかでは当然比較をしたわけでございます。したがって、今後の様々な支援を行っていく中で、きちんと必要なものにつまましては、現物給付、そういったことも検討の中に入れてまいりますし、当然その辺りのバランスをきちんと取った上で、現物給付がふさわしいのか、あるいは現金で給付すべきなのかといった辺りは十分考えて検討していきたいと思っております。

○林副委員長 それはぜひ複数年度の視点というのがあるんでしたら、しっかりと部内並びに庁内で検討した上で明文化してもらいたいですし、分野別計画にもどこに集中的に行くのかというのを明記していかないと、部長が替わればとか区長が替わればと、ころころ替わってしまっは、行政としての一律、ずっと継続性がないわけなんですよね。そこで、じゃあターゲティングというのかな、世代間にどの世代に千代田区に来てもらいたいのか、あるいは残ってもらいたいのかというのは考えられている。今回は明らかに中高生には来てもらいたいと。要は住民票を中高生世代の人たちに千代田区に持ってくるような形になるわけですよね、来てくださいという形で。就学前は特に手厚くしないから、よその区で文京で育った子も中高生になったら千代田区に来ればいいですよという考え方の、哲学としてはなってくると。どこに子育て世代のターゲティングを置くのか。これ高齢者でもいいですし、どんな世代でもいいんですよ。流山市さんというのは、もう就学前に圧倒的に子育て世代来てくださいという形で市長が音頭を取った形で、極めて手厚く、お金も予算もかけた、人もかけたわけですけども、世代によって、これから先というのは中高生世代にフォーカスを当てた千代田区政になるのか、中高生世代の保護者世代ですよ。どういうふうに考えられて位置づけを持っていこうとするのか。大きな考え方はどこで決めるのかというのをお示してください。

○小川子ども部長 今回は、中高生に来てもらいたいというよりは、経済的に現状で大変な中高生世代を援助したいという、そういう思いから考えた制度でございます。当然子どもの施策を考えていく上では、中高生だけではなくて、妊娠・出産から0～18、多くを見渡した中で総合的に施策を展開していくということが大事だというふうに思っておりますので、中高生世代だけに絞ったというわけではなく、引き続き全体を俯瞰した施策を実行してまいりたいと思っております。

○林副委員長 すごく残念で、これ、中高生の保護者にターゲットを絞った施策なわけですよ。これが広がっていくのかこのままいくのかというのが対象者をどうしていくんですかということです。最後にもうそれは計画にどう位置づけていくのかというのと、もう一つが、大きな方向性として、千代田区として、中学受験をどんどん助けていくのか。あるいは、昔は在来中学の神田一橋中学校と麹町中学校に子どもの半数は行かしたんだって施策目標があったんですよ。（「あった」と呼ぶ者あり）で、中等教育学校の九段の80人は別途としてですよ、在来型中学校で千代田に愛着を持った子どもたちに育ててもらいたいというのがあったんですけども、それはもうなくなって、私立の中学も幅広に、在来型中学校というのはそんなに区民の子は行かなくてもいいやという形になるのか。それともいいやいや大事なんだと。どうなんだというところを出してもらわないと、一番効率的になって、もしかしたら中学校を少なくしてお金を配っちゃったほうが喜ばれるかもしれな

いし、いや、そうじゃないと踏みとどまって区立中学は絶対必要なんだと。地域のためにも千代田区のためにも必要なんだと。ここに行ってもらう子どもたちを増やしたいんだという視点があるのかなのかというのを、どこを迷走しないで施策展開をしていくのかという大きな考え方をお示してください。

○大森教育担当部長 区といたしましては、これまで同様、区立の中学校、大変重要だと思っております。そういった観点から神田一橋中学校、麹町中学校、選択制も導入しながら特色を出して選んでいただける中学校というのを目指して、日々学校がいろんな教育活動に特色を持たせて努めているところでございます。ですので、引き続き現状もそうですし、区立の中学校、これはしっかり維持しながら発展させていきたいというふうに思っております。

○林副委員長 はい。どうもありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 私のほうは大きく2点あります。というのは、この区の仕事のあらましということで、77ページに中高生世代の手当支給というのが書いてあります。ここの前後をずっと見ているのですが、令和6年であった総合子育ての、正式な名前は総合的な子どもの子育て支援施策、このところとどのようにリンクして今回が整理されたのか。というのは、急に総合的な子どもの子育て支援施策というのが、急に言葉がなくなってこの話が展開されている。だったらこの中のどういうところがこれに位置づけられているのかということはお答えいただきたい。

○小川子ども部長 予算のあらましで言いますと74ページのところに子ども部としての子ども・子育て支援施策の全体を目指すものとして上段に掲げてございます。総合的な子ども・子育て支援施策が消えたわけでは決してなくて、我々としては当然念頭に置いて、こちらの一番頭のところに書いてありますように、子ども・子育て支援施策を総合的に充実をして、誰もが出産・子育てに希望を持ち、安心して産み育てられる千代田へということでございまして、その中でご覧の三つの柱を掲げるわけでございます。その中の2番目、経済的支援、こちらに位置づけられるものだというふうに考えております。

○はやお委員 ここは、僕、これ以上深掘りするつもりはないんですけど、そういうところで今までやってきた。何が一番言いたいのかというと、先ほどのお金での支給にしていくなのか、例えば総合的な子育て支援ということを考えた場合、例えば、今、子どもたちが中学、高校になってきて、今、住宅に住んでいると。そうしたら本来であれば住宅補助をもっと充実させてほしいんじゃないのかな。そういう検討について、結局は総合子育てなんですよ。ライフステージなんですよ。そこのところをきちっと考えていただいて、みんなが満足度、それでいつも言っているように、結局は予算というのは単年度主義であると。世代間の、何というんですかね、差異があってはいけない、不満があってはいけない。それをどうやってそこを埋めていくかというのは、先ほどるる林委員がおっしゃるように、やっぱり予算の積算根拠が明確でなければ、やはりこういうことが後でなったときに難しい問題が起きてくる。だから、そういう点では計画なんです。計画の中でこうなったという、そしてあとエビデンスというところを確認したいんですけど、もう一度そのところだけもう一度明確にお答えいただきたい。

○小川子ども部長 子ども・子育て支援施策、これは先ほど74ページと言いましたけど、その前のページにも全体を俯瞰するものがございます。それで、当然妊娠・出産から、これ横軸にご覧を頂くわけですが、乳幼児期、学齢期と。それぞれの例えば経済的な支援であったり環境の整備であったりということを体系づけたものがこちらになります。これらをバランスよく全体を見渡した上で、こういったところが足らざるところなのかといったところに力点を置いて、そのところの施策を打っていくのかといったことは総合的に考えていかなければいけないことだというふうに思っております。当然予算に当たっては詳細な積算が必要なことはもちろんでございますけれども、その辺り様々ご指摘を頂きましたので、十分それを踏まえまして、今後、予算編成、事業化に努めてまいりたいと思います。

○はやお委員 分かりました。分かりましたというか、もう、分からないと、しょうがないんで。そうしたら、結局何かといったらね、今後のことですよ。この予算が成立してどうやっていくのかといったときに、二つのところが気になるんですね。じゃあ10年間、これ今のところ条例を制定しますから、10年間どういような、今年は6億弱という数字なんだけれども、10年間やっぱり人口動態があるわけです。どういうふうな推移になっていくのか。そしてまたこれについては財政課のほうとしてどのように踏まえて、結局は、こういうものを真水をぼんと入れるわけですよ。そういうところに当たって、今後の財政計画というのがどうなのかといったときに、10年間どのように計算された、当然されているでしょう。

それと、あともう一点、都の「018」というところで、子どもに対して支給するスタイル、これについてはどういうふうに対応できるのかどうか、この2点だけお答えいただきたいと思います。

○中根財政課長 今般の区の仕事のあらましのところでも10か年の今後の中期の財政見通しをお示ししております。182ページ、183ページでお示ししております。その中で、今回の手当については財政見通しの中で扶助費の項目で見込んでおります。義務的経費のところの扶助費のところ、年少人口が一定程度増えるであろうという見込みの下におおむね10年後には数%でしょうか、は伸びるであろうという状況で見込んだ中期財政計画をつくっております。

○はやお委員 だから、金額があと何億ということと、それと、あと「018」についてお答えいただきたい。

○小川子ども部長 「018」については、先に子ども部長。

中高生世代応援手当につきましては、児童手当同様に、受給者を養育者、専ら親となるかと思えますけれども、にするのか、子どもにするのか、双方について検討してきたところでございます。その中で、児童手当はこれまで様々な実績があつていろんなケースが想定されて明文化をされているところでございます。例えば、養育者の優先順位であったり、例外的な対応、多岐にわたるトラブル、そういったものが想定されるわけでございますけれども、政令や省令、国からの通知などによって数多くの事例が事細かに記載をされている。そういったものが既にあつて制度として安定しているところでございます。一方で、参考となるのが「018サポート」ということでございますが、こちらの手当につきましては、東京都の要綱によって運営をされていて、要綱ですので当然議会の承認を得ていな

いわけですけれども、行政の裁量によって運用されているというふうに伺っています。

「〇一八サポート」というのは、一八歳未満は親が申請して親の口座に振り込むような形で、子どもに受給権があって子どもに支給をするということになっていて、子どもの一時所得になるということでございます。その検討をしていく中で、受給者が受給権が親である場合においても、先ほど申し上げた数多くの事例がトラブルも含めてあるわけでございますが、これに子どもを加えるとなるとさらに複雑多岐な事例を想定しなければなりません。法律や全国の条例を探しましても、子どもを受給対象者にした事例というのは確認できなかったところでございます。トラブルを避けて安全確実かつ速やかに手当を支給するには不安があったというのが正直なところでございます。このため、条例を制定しまして、その中で受給権、養育する者を親にしたところでございます。東京都においては内規で運用されているというふうに聞いてございますが、私どもとしては確実にそういった安全性、着実性を重視したということでございます。

以上でございます。

〇はやお委員 あと、金額。

〇中根財政課長 具体的な数字でということございましたので、見込んだ数字について申し上げます。現在の子どもの数をおおむね9,000人と見込んだところ、10年間の暁には9,300人まで増えるであろうと。おおむね4%増を見込みまして、今回の5億8,000万円からほぼほぼ6億になるであろうという中期の見込みを立てたものでございます。

〇はやお委員 最後です。分かりました。要綱ということなんで、条例文の本文ではないから裁量権の中でできないことはないということなんで、結局は「〇一八」の都でやっていることが何で千代田区でできないのという話になるわけ。だからやっぱりそのところについてはきちっと受け止めて、いつものお得意な検討しますか、研究しますか、勉強しますか、何でもいいですけど、そのぐらい受け止めていただかなかったら、ここのところが収まらないから、ちゃんとそのところをお答えいただきたいと思います。

〇小川子ども部長 現状で我々が調べ得た中で、やはり子どもが絡む事例に関しての検討が十分でないということは確かでございますので、そういうことがきちんとすれば様々な選択肢があらうかということは認識してございます。現状ではこの条例で、今回のご提案でやらせていただきたいということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

〇はやお委員 はい。

〇岩佐委員長 田中委員。

〇田中委員 1点、手短にお聞かせいただきたいと思いますが、こちら子ども1人当たり月額1万5,000円で年額18万円ということで、大変気前のいいことで結構だと思うんですけども、想定の対象者が3,200名、中学生が1,700名の高校生が1,500名ということで、全区民に対する割合というのが5%弱ということになっております。一方で、今、物価高騰の影響が全区民あまねく受けておりまして、それが1人世帯当たり大体9万円という試算が出ておりまして、それに対して令和6年の補正予算で1人当たりギフトカードを5,000円ということが可決されましたが、これ、年齢制限のない、一部の方たちだけではない施策というものは実行していただける予定は、令和7年度以降あるのかどうか。やはりこのような一部だけだと社会的分断とか不公平感とか出てしまうと思

いますので、その辺のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○中根財政課長 今、7年度以降というご質問でございましたけれども、まずは6年度のこの4号補正で全世帯向けの物価高騰対策としての事業を先日ご議決いただいたところで、今後着実に執行してまいります。7年度以降につきましては、まだ明確に今後どうするかというところは庁内で決定しているところでは全くございませんので、今後の6年度予算の状況、社会状況等を見ながら、今後継続的に実施していくのか、あるいは7年度にまた一時的に実施していくのかというところは、その状況を見てしかるべき時期に判断するものというふうに思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、中高生世代応援手当で何かご質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、ここに対する質疑を終了します。

休憩します。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

次に、環境まちづくり分科会で総括質疑において議論することとした9項目のうちに、初めに環境保全意識周知及び千代田エコシステムの推進のうち、環境配慮行動宣言制度に伴う事項について、環境まちづくり分科会長から概要の説明をお願いいたします。

○林副委員長 予算書の214、215ページ、分科会調査報告書の19ページから21ページです。春山委員など議論が集中し、環境まちづくり部だけで調査することができなかったため、総括において議論することとした項目として、分科会全員一致で確認いたしました。

以上です。

○岩佐委員長 それでは、質疑を受けます。

○春山委員 この環境保全意識周知と千代田エコシステムの推進に関して、全庁的に、今後、2050ゼロ・ウェイト、ゼロカーボン実現のために、どういうふうに庁内連携で動かれているのか、議論されているのかという点についてお伺いいたします。

分科会での説明で、この二つの予算については、今までどおりの環境保全意識の周知と千代田エコシステムの運営費ということで、今後に向けて見直していくということを報告を受けました。また、この中で、今後、2050年に向けて、環境、何でしたっけ、宣言ですね。環境配慮行動宣言制度の計画をされているというご説明を頂きました。しかしながら、この環境配慮行動宣言制度というのは本当にすごくすばらしい取組だと思いますが、個々区民一人一人にこの環境配慮ということを意識づけしていくということと、区内にある企業、全企業に対してこの環境配慮行動宣言を周知していくというふうに確認が取れましたが、全庁を挙げてこの環境配慮行動宣言制度というのを推進していくためには、環境まちづくりだけではなくて、子ども部、地域振興部、保健福祉部、政策経営部、全ての部がまたがってこの取組をしない限りは、実装していかないんではないかと思います。という意見が分科会で出ました。この辺について、全庁的にどのように議論されていらっしゃるのか、お答えください。

○山崎環境政策課長 委員のご指摘のとおり、この2050年ゼロカーボン千代田ですとかゼロ・ウェイスト、2030年ネイチャーポジティブ、こういった目標を掲げてやっていくためには、全庁、全事業部が一丸となってやっていかなきゃいけないというふうに考えております。そのため、区長を本部長とする地球温暖化対策推進本部会議、こちらの中で環境政策に関する共通認識を各部が持ちまして、それで全庁を挙げて環境政策に取り組んでいるというところでございます。

○春山委員 全庁を挙げて取り組んでいくということなんですけれども、例えばこれ、ポータルサイトで行動宣言のところを出していくということなんですけど、デジタル政策との関連性はどのようにデジタル政策は考えられているのでしょうか。地域通貨との連携でこの行動宣言をプッシュしていくようなことというのは検討されているのでしょうか。

ごめんなさい。続けて行きます。区民9割がマンションに住んでいる中で、まちみらい千代田のマンション施策と、このゼロ・ウェイスト、ゼロカーボン、この宣言、行動型宣言というの、どういうふうに連携されていくのでしょうか。マンションに住んでいる方々から、マンションの中にもしコンポストがあれば、マンションの中でリサイクルができるのとか、そういうお声も頂くんですが、実際にマンションとマンション施策と環境政策というのがリンクしていないという点については、地域振興としてはどうお考えでしょうか。

○小菅デジタル政策課長 ただいまデジタルポイントにつきましてご質問がございましたので、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、その前にポータルサイトというところでもお話しいただきました。こちらにつきましては、この行動宣言に当たりまして、その登録について、ポータルサイトを使って申請をやすくするということと進めているところでございます。

また、次のデジタルポイントにつきましては、デジタル施策課のほうで令和7年度に検討することとしておりまして、こちらは例えばご指摘いただいた、こういった環境配慮行動のインセンティブであったりですとか、あとは行政が実施するイベント、地域活動、そういった取組の参加のインセンティブとしても期待されているところでございます。令和7年度につきましては、こういったデジタルポイント、デジタル地域通貨の活用可能性も含めて検討のほうを進めまして、今後実施するとなれば、庁内共通的な仕組みとして整備をし、今ご指摘を頂いているような環境配慮行動宣言のインセンティブとして活用していくといったところは考えられるのかなというふうに思います。

○岩佐委員長 マンションのほうは。

コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 マンション施策と環境施策の連携性がというご質問だったかと思います。確かに今まちみらい千代田のほうでマンション施策のほうを様々展開させていただいているところではございますが、春山委員ご指摘のとおり、CES環境配慮宣言等に関しては、まだ、ご指摘のとおり、ちょっと弱い部分があるというふうな認識に立ってございます。まちみらい千代田のほうでも、区のイベントなどでブースを設けるというような取組もございますので、そういった部分で、私どもコミュニティ総務課、財団の管理監督ということもございますので、今後そういったことに関して取り組んでまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 デジタル施策とも地域振興とも、コミュニティとも関係して取り組んでいくという理解をいたしました。本当にこの環境まちづくり部だけで、このゼロ・ウェイスト、ゼロカーボンを実現できることではないので、ぜひ庁内連携して取り組んでいただきたいと思います。

2点目、続いてなんですけれども、子ども部と保健福祉部は、この環境配慮型宣言制度についてどのように取り組まれていく予定でしょうか。海外も含めて、住民協働型で住民自身がこの環境政策に自らの日常行動として取り組んでいくということが、もう本当にスタンダードで行われている中、行政がこういう宣言しますよということじゃなくて、やっぱり住民参加型で意識を変えていくということで、この宣言制度をつくっていくんだというふうに理解はしていますが、例えば子どもの環境政策で、去年から生き物を集めのアプリがスタートして、すごい人気だと聞いています。やっぱりそういうふうに参加型でやることによって、頭からこう宣言文を読むとか、こんなことをしなきゃいけないじゃなくて、日常生活の中でこういう改革を自らがしていくということをしないと、幾ら行政が通達を出してもうまくいかないと思います。そういった意味で、代表質問でも柔らかな公共というのを質疑させていただいて、ご答弁いただいておりますが、この住民参加型の環境保全意識周知というか、環境政策について、どのように取り組んでいかれるお考えかをお答えいただけますか。

○加藤子ども総務課長 子ども部としましては、学校における環境教育もそうでございますが、それ以外にも保育園、幼稚園、または児童館などで、様々な環境に対して、子どもたちの遊びを通しながらそちらについて普及啓発をするということを、前々から実施のほうをしております。また、今回のこうした環境配慮の宣言につきましても、子ども部としましてもできる限りのバックアップのほうをして、区民の方々に周知啓発を図ってまいりたいと思います。

○窪田福祉総務課長 今の春山委員のご質問でございますけれども、保健福祉部としましては、やはり主に高齢者の方などになるかと思うんですけれども、そういった普及啓発のほうに取り組むことができるかなというふうに思っております。主に社協さんなどで講座を開いている場合がございますので、そういったところと協力しながら、どのようにやっていけるかということを検討してまいりたいと存じます。

○春山委員 分科会のところでも委員会でも、このエコシステムのホームページも含めて、今まで、環境政策のツールも含めて、すごく教育的というか、面白くないというか、を指摘させていただいております。ほかの事例で、本当にその、教えられるとかではなくて、参加して楽しむことで結果としてそういうことにつながるというような、楽しいとか、わくわくするとか、2050年の千代田ってこういうグリーンシティになっているんだとか、こういう環境なんだと、そういう何かビジョンが見えるようなアプローチで子どもたちとか高齢者の方々も参加していただくというような、このデザインの仕方というのを本当に根本的に考え直していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎環境政策課長 分科会でもご指摘いただきました。やはりこれから新しい取組を行っていくということもありますが、何より2050年までにいろいろ目標を、ゼロカーボン、ゼロ・ウェイスト等、目標を立てております。そういった新しい取組に合った形、ま

たはしっかり区民の方たちとか事業者の方々たちに響くような形で様々な工夫して、ホームページだったり広報などの普及啓発のやり方というのを考えて進めていきたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 関連させていただきます。ただいまの質問は庁内横断的にということで、全体の取組ということだったと思うんですけども、そうすると、社会福祉協議会と連携し、とかそういうふうになっていくんですけども、中心となる環境まちづくり部の中で、非常に小分けになってしまっていて、多分一番分かりやすいのは、何でしょう、区の仕事のあらましの217ページの環境保全費というふうになっているところの8、9行ぐらいにまとまっているわけなんですけれども、エコシステムがあるよと。ヒートアイランドがあるよと。地球温暖化もあって、生物多様性もあるよと。それぞれ会議を持っていて、それぞれ住民がちょっとずつ参加しているみたいな格好になっているんですけども、この中で拡充をすると。今回、拡充、予算的には変わらないんですけども、組織を変えていくという中で、どこか一つが、最近はやりの言葉じゃないですけど、プラットフォームというか、全体のこの千代田区を環境型のまちにしていくなと。まちづくりも教育も様々な施策につながっていくんだというような、何というんですかね、大きな骨になるところがないというんですかね、テーブルがないんですよ。だから、いろいろやっているんだけど、関連性がなかなか見えない。

質問としては、この千代田エコシステムを、そういう今メンバー立ても拡充してきた中で、そしてまたさらにしていくなでしょう。そういう場にしていくなというような考え方なのか。ちょっと全体の、何というか、設定としてのメインテーブルになり得るのか。そのところはちょっと聞いておきたいなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○山崎環境政策課長 今、千代田エコシステム推進協議会、CESの見直しのことをおっしゃっているのかなというふうに思っております。見直しを今年度進めてまいりました。その中で、今、委員におっしゃっていただいたように、例えば環境情報のプラットフォームとして、そういったものも求められているよというようなお話も出ております。そこで、今回、この環境配慮行動宣言制度というものを構築して、その中でいろいろな事業者さん、区民の方等に参加をしていただく。その参加をしていただいた方たちでネットワークというものもできるのかもしれない。その方たちに対しての情報発信というものも行っていくという中で、そういったことを使ってプラットフォーム化ということも十分できるのかなというふうな想定をしているところでございます。

○小枝委員 と、会議の中に、生物多様性もヒートアイランドも入ってくる。そういう会議体になっていくというふうに考えてよろしいんですか。

○山崎環境政策課長 すみません。今お話ししたのはCESの見直しの中身でございます。

○小枝委員 うん。だから、CESの見直しの中に入ってくるんですかと。

○山崎環境政策課長 CESはCESの取組の中で行っていく。今、委員がおっしゃっているのは、もしかしたら区全体の。

○小枝委員 うん。

○山崎環境政策課長　ということで言えば、先ほど私のほうでお話ししました、区長を本部長とする地球温暖化対策推進本部というのがございます。そこを基として、いろいろな取組等を全庁挙げて取り組んでいくというところでございます。

○小枝委員　そこだけ、その地球温暖化対策会議というのを、すみません、私は傍聴したことがないせいもあるのかもしれませんが、今、子どもだったら、例えば子ども・子育て会議と、ここに行けば分かるよねという、もう本当に総合的に全部束ねる会議があるんですけど、環境ってそういう意味では、ないんですよ。見えてこない。何かそこら辺は何か工夫をしていったほうがいいんじゃないかなというのは、もう長年ずっと感じていることなんで、それがエコシステムになりますよと、あるいはエコシステムもなりますよということなのか。今までと同じような感じがしてしまうのはちょっと残念なんですけれども、少し分かるようにお願いします。

○山崎環境政策課長　環境の取組を進める上での会議体というお話かなと思います。会議体といいますと、いろいろな有識者の方または区民公募の方とか含めて、委員に招いて実施をしている会議としまして、地球温暖化対策推進懇談会というものもありますし、あとは生物多様性の推進会議というものもございます。そういった会議体でいろいろな意見を頂きながら、区の推進本部会議というところにかけて情報共有しながら、環境政策を区としても進めていくというところでございます。今回のCESの見直しにおけるそういった取組もその一環とも言えるかと思います。

○岩佐委員長　小枝委員は、生物多様性も含めて、区の地球温暖化対策に対してしっかりと総括をしている会議というのをもっと軸に置いて、それをしっかり見せていく。こういう状況なんですよということをもっと分かりやすくしていくということが必要なんじゃないかという質問なので、これがあります、これがあります、と今ご説明いただいたけれども、ちょっとそこをまとめるこれというのは何かという質問に対してはちょっと答えていないと思うんですけども、そこは大丈夫ですか。

○山崎環境政策課長　先ほどから申し上げている、全部、全てまとめてということと言えますと、地球温暖化対策推進本部会議がそれに当たるかと思います。

○岩佐委員長　よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員　ここはずっと平行線で、恐らくこの地球温暖化対策会議というの、これ、公開ではやっているんでしょうね。それで、これはどちらかというと分科会マター、委員会事項になってしまうかもしれないので、ここで明らかにできませんが、何というんですかね、それでは、その会議に生物多様性の専門性のある人は入っているんですかとか、その会議にヒートアイランドについてちゃんと造詣のある方が入っているんですかとか、建設的、発展的に言えば、それは誰でもこのような今日の委員会みたいにオンラインで傍聴できるような、子ども・子育て会議ってすごく内容的に分厚いんですよ。ああいう包括的な会議としてそんなに活性化して機能しているんですかとか、あと、別の項目でやりますけれども、今の何ですか、森林環境譲与税において推進されている木造木質化とか、そうしたことも含まれているんですかとか、ZEBやそうした環境建築も入っているんですかとか、とにかく子ども・子育て会議みたいに、ここに行けば全部入っているんというような会議体として、地球温暖化対策の会議というのは、名称的にも寂しいし、会議体

としても、私が勉強不足なのかもしれませんが、あまり総合的には見えてこない感じがしております。私の勘違いだったらいいんですけどもね。そこら辺のところはどうか、私が分からなくても、区民に分かるように答弁してください。

○山崎環境政策課長 大変すみません。繰り返しのどうしてもなってしまうんですけど、それぞれ、地球温暖化対策懇談会、そんな中に専門の方もいらっしゃいます。区民の公募の方もいらっしゃいます。生物多様性推進会議、こちら専門の方もいらっしゃいますし公募の方もいらっしゃいます。そういったところで頂いたご意見を踏まえて、庁内でまとめて共通認識を皆さんに持っていただく。事業部全体に持ってもらう。そのために地球温暖化対策推進本部会議、区長を本部長としてトップとした会議体がございます。その中で共通認識を持って進めていくというところでございます。

○小枝委員 なるほど。これはこれ以上発展性がない話なので、ちょっとこれはここまでにします。

あと区民との参画というところですね。今までやってきた流れの中で、個人会員のほうが打切りにあるような話も聞いたんですけど、それはそういうことはないんですかね。

あと住民参加といったときに、様々な地域で活動している方がいるわけですね。以前だったら、何というんですかね、もっとこの住民の顔というのが見えていったんですけども、今は地域の中で、こういったお洋服もリフォームしたりとか、いろいろ、いろんなところでいろんなことをやっている状態なんだけど、拠点的な施設もないということもあると思うんです。こういう活動の中で、例えば小川町の再開発、まあ進んでいるのかどうか分かりませんが、そうしたところに拠点的な活動場所を造るとかということもないと、立派な学者さんや様々な住民の方が関心を持って日々の生活をしていても、拠点的なところもないという問題についてはどう考えていらっしゃいますか。

○山崎環境政策課長 まず最初に、個人会員というお話があったのはCESの推進協議会の会員のことかなと思いますけど、そちらは引き続き個人会員も賛助会員として新規でも受け付けて、これから始めるこの宣言制度、こちらを広く広めていってもらう。いろんな方に声をかけてネットワークを広げてもらう。そういった役割というものを再定義しまして、これからは個人会員というのはそのまま存続するというところでございます。

また、そうですね、プラットフォームの、リアルな場所というところなんですけど、以前もご答弁させていただいたことがあるかもしれないですけど、必ずしも、今これだけネット等々も発達しておりますし、リアルな場だけじゃなく、そういったデジタルの中でのプラットフォームというのも十分可能かなと思っておりますが、今後そういった集まる場所等も行えるかどうかというところは、引き続き検討していきたいなというふうには考えております。

○小枝委員 なかなかぱちんと来ない感じはしますが、港区なんかは浜松町のところにエコプラザというのがあって、1階のところにそうしたみんなが集まれる、しかも非常に居心地のよい空間をつくって、どこの木で何を作っているというのがみんな分かるようになっている。そういうようなところもありますね。

千代田区ももう今まではとにかくいろいろな不透明なことや苦しいことがあったので、これから前向きにスタートラインに立つんだというふうに、この分野については、私は思いたいというか応援しておりますので、もう少し、あれもあります、これもあります、あ

れもありますというんじゃないくて、骨太に、区民から見える、もっと言えば子どもからも見える。そういった拠点があれば、子どもも学びに行けるわけだから、そういうところも千代田区にはない。そういうままにあるということ、ここから進めていくんだという、もう少し熱い決意を聞きたいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○山崎環境政策課長 そうですね、我々としても、非常にこの環境の課題というものに関しましては、幅広く多くの方に環境意識を高めていただかなければいけないというところと言うと、今、環境に興味のない方にも広く意識を高く持っていただきたいというところで、多くの方に触れられるような、そういう、もし場所として造るんでしたら、そういう場所がいいんじゃないかということも、今までエコセンターの検討等を言うときに話し合われてきました。ただ、先ほども申し上げたとおり、リアルな場所だけでなく、いろいろな形もあるんじゃないかということでもあります。そのため、この宣言制度というものを今後新たにその取組の一つとして活用して進めていこうというところでございますので、ご理解いただければと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、この環境保全意識周知、環境配慮行動宣言制度に対して質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林副委員長 はい。それでは、ここは終了させていただきます。

次に、環境まちづくり分科会で総括質疑において議論することとしました、まちづくり支援ステーションの構築について、環境まちづくり分科会長からの概要説明をお願いいたします。

○林副委員長 予算書の218ページ、219ページです。環境まちづくり分科会予算調査報告書39ページから45ページです。こちらの件については、ふかみ委員、春山委員、岩田委員、小枝委員など各委員の方々の議論が集中し、こちらも環境まちづくり部だけでは答弁できないという調査の結果になりましたので、総括質疑において議論する項目といたしました。

○岩佐委員長 それでは、この件について質疑を受けます。

○春山委員 このまちづくり支援ステーションについて分科会で確認できたことが、予算としてはサポーターの選定のための委員会であるとか、都市計画情報関係システムの管理運営ということが確認が取れました。実際にこのまちづくり支援ステーションを本当に運用していくのであれば、そのときにはデータのその地域資源の可視化をして、オープンに地域資源に対して今後の地域ビジョンをどうするかということを議論していかなければ、最終的な皆さんの合意形成ができるまちづくりにはならないという点において、分科会でも指摘させていただいたんですけれども、この都市情報であるとか人の情報のデータの可視化なりデータ化というのは、デジタル施策課とどう連携して取り組まれていくんでしょうか。

○小菅デジタル政策課長 デジタル政策課のほうでまとめておりますDX戦略におきましても、このデータ利活用というのは推進していくものとして考えて掲げております。その中で、ただいまご指摘にありました、まちづくりだけではなく庁内連携をして、このデータの可視化、あるいは意見の可視化というところに取り組んでいくべきではないかというご指摘かと思います。

このデータにつきましても、都市計画情報だけではなく、人口、子ども、福祉、様々なデータがありますけれども、なかなかこれ、全てのデータに関して庁内一気にデータを集約してやっていくとなりますと、やはりデータの集約、それからこういったデータにするのか、あるいは時間、経費といったところで課題があるところがございます。その中で、例えば所管課のほうで行っている例えばプロジェクトのほうにフォーカスをして、エリアについて限定的に、あるいはデータにつきましても全てを一気にというわけではなく、ある程度仮説の上で少しデータを絞ってミニマムでやっていく。その上でこのデータの利活用というのがこういった取組に結びついたのかというところを検証していくというところ、そういった様々な進め方があるかと思います。

いずれにしても、まちづくりだけではなく、このデジタル政策課としても今後のデータ利活用というところを見据えまして、まちづくりのほうとも連携を取りながら、ちょっと今、具体的にどのようなところまではなかなか申し上げられないんですけども、その進め方も含めて一緒に検討していきたいというふうに思います。

○春山委員 これから連携して検討していただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。

それに併せて地域の人たちの声のダッシュボード化をどのように今後取り組んでいくのか。地域の人たちが、今回の環境調査費の中で、番町のところをケーススタディとして街路環境の調査などをしていくというふうにご説明を頂いています。今まで千代田区で全然取り組んでこなかった、住宅地なり既成市街地に住んでいる人たちがどのように空間を感じているのかとか、どういう空間形成をしていきたいのかとか、どういうコミュニティをつながるような空間がいいのかというのは、やっぱりすごいいろんな方々にお声を頂くんですけども、そういった声をちゃんとダッシュボードで可視化して、それを、すぐにではないけれども、行政の政策に反映させていくという取組が今後必要なんじゃないかと思いますが、その辺り、庁内で今後どのように検討されていくお考えでしょうか。

○江原地域まちづくり課長 ただいま春山委員のほうから、住宅市街地における都市空間の在り方の検討についてというところでご意見を頂きました。先ほどDX、可視化の話がございましたけれども、今回、来年度予算として、番町エリアを対象地域として、街路空間、都市空間としての在り方を様々な角度から検討していくという調査を実施予定でございます。その中で、先ほどご指摘がございました、そういった住民の意見のダッシュボード化ですとか、様々な都市計画のデータ、これを可視化して分かりやすく共有をした上で、そこら辺りの検討を進めていくという、まさにケーススタディとしてこのエリアを対象にそういった連携を取りながら実施をしていきたいと。そのためには、まちづくり部門のそういった諸検討のみならず、そういったいろんな角度で庁内横断的に、DXの観点も含めて一つのケーススタディとして仕立てていきたいなというふうに考えております。

○春山委員 ありがとうございます。おっしゃるように、各地域資源は地域ごとに違うので、ある特定の地域を幾つか戦略的にデータを可視化していくということがすごい大事だと思います。そのときには、後ほどやりますけれども、地域にある公共施設も地域資源ですし、人も地域資源ですし、子どもたちがどう生活するかということも地域資源なので、それを全庁、オール千代田でやるのはすごくハードルが高いと思うんですけども、ある幾つかのエリアをプロットして戦略的にそういうテストをやってみるということ、ぜひ

取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○江原地域まちづくり課長 今回この番町地域というのが対象になりますけれども、そういった観点を十分に踏まえた上で、一つのモデルとなるような形で取り組みたいと、そのように思っております。

○林副委員長 よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 関連で。非常にいい考えだと思います。春山委員のおっしゃっていたとおりでと思うんですが、そのやり方ですよね。そもそもこのまちづくり支援ステーションって要るのかなと。もうちょっと、言い方は悪いですが、皆さん知恵を出していただいて、こういう税金を投入してやらなくても、みんなで合同でとか、そういうのはできないんですかね。平等にオープンに皆さんの声を聞くと。そのためにわざわざ、何ですか、地域の事情に合わせて協議会を支援していくという、そういう会議体が必要なのか。一緒にやっていたらいいだけの話だと思うんですね。わざわざ税金を投入してこういうものをつくらなくてもと思うんですが、そこをどういうふうに考えているんでしょう。

○前田景観・都市計画課長 こちら、分科会の場のほうでもお答えをさせていただきました。うまく地域のほうで円滑にしているところについては、わざわざこういった制度を使う必要がないということも含めてご答弁をさせていただいているつもりでございます。一方で、なかなか地域の中での合意形成が難しいといったときには、ある意味では違う角度から議論をしていくということで、他の専門家のご意見を頂いたりといったことを行っていくことが、より資料化も可視化も含めて円滑に進むのではないかとということで、こういったことをチャレンジさせていただくものでございます。必ずしも全ての地区に提案をするといったものではなく、その地域の特性に合わせ、その状況に合わせ、こうしたサポーターチーム等の検討を行っていきたいというものでございます。

○岩田委員 それは分科会でも聞きました。そういうことじゃないんですよ。専門家の意見よりもやはり地元の声じゃないですか。地元の声を聞くことのほうが大事なんですよ。そして、もうちょっと、言い方は悪い、ちょっと何かパワハラみたいになって申し訳ないんですけども、もうちょっとうんと働いていただきたいと思いますとか、そういう会議体にお任せするんじゃないくて、そこをやっぱり自分たちで考えてやっていただきたいと思いますよ。何でもかんでも専門家を入れる、会議体をつくる、じゃなくて、そういうところをやってほしいんです。そういうのはできないんですかという話なんですよ。

○前田景観・都市計画課長 この地域の声を聞くといったことに対して、何か否定的なことを申し上げているつもりはございません。それぞれの協議会の在り方の中で、それぞれの聞き方というものが恐らく存在するだろうというふうに思っております。なかなかそういったところでの議論の集約といったところが難しいときには、こういったサポーターチームのほうで、こういった地域の中での声の聞き方があるのではないかと、そういった助言が期待できるところもあるかなというふうに認識をしております。

したがいまして、今頂いているご意見といったところに関しましては、私たちはそこに対応すべくこういった検討をさせていただいているというものでございます。

○岩田委員 そこを、何ですか、専門家とか言いますけども、地元の声が大事なんだから、地元の声を集約して区がやってほしいんですよ。わざわざそのたびに会議体をつくる。○

〇を支援するための、このまちづくり支援ステーションですよ。だから協議会を支援するためのステーション。じゃあ、またあそこの支援ステーションを支援するためのまたステーションみたいな、どんどんどんどん会議体ができちゃうんじゃないですか。そういうことじゃなくて、そういうところは汗をかいていただきたいんですよ。そういうことはできないんでしょうか。何でもかんでも専門家に任せるんじゃないくて、もっと地元の声を聞いて区がまとめるということとはできないんですか。

〇前田景観・都市計画課長 繰り返しとなりますけれども、そもそも協議会といったところで、区も汗をかいて地域の意見を集約しているといったものでございます。なので、区のほうが何か汗をかかないとか、そういったものではなくて、区も一緒になって地域の中の議論をしていくと。しかしながら、その協議会の中で、円滑に行かないと。第三者的な声がといったところもあれば、それを支援していくというものでございますので、ちょっと委員のご指摘のところとは、少し考え方といったところが今うまく連動していないところがあるかなというふうに認識をしてございます。

〇岩佐委員長 小枝委員。

〇小枝委員 関連させていただきますが、答弁の内容を聞けば、そうした今の、何ですか、デジタル民主主義じゃないですが、民意の把握の仕方なども、今の一つの専門性、先端的な考え方を取り入れて、より民意と離れたような方向に進まないようにやりたいと。環境を気にする人がいれば、その環境を気にする人たちにしっかりと交通量、そうした人流や車や自転車の量も含めて説明できるようにしたいと。あくまで今までのある意味十分に民意把握もできていなかった部分もありながら、まちを前に進めていくための、意を用いるための予算であるということになるのか。多分そこは確かにセンシティブで、協議会だけでやってきた部分はあるので、そうすると、やっぱり町会長さんだけでとなってしまうと、町会長さんにも負担だし、本当にまちの考えはどうなのかというところは、すごくみんな知りたいけれども分からないまま進んでいるということだと思うんですね。そのところ、もうちょっと説得力を持ってご答弁いただけたらと思います。

〇前田景観・都市計画課長 考え方につきましては小枝委員がおっしゃられたとおりでございます。地域の中での議論を、これまで汗をかきながら、悩みながら、一生懸命こちらも努めているところではございますけれども、どうしても協議会の中でのご意見といったところでは、さらなる知恵出しといったものも求められる地域もあるかもしれないといったものでございます。そういったところに対しては、少し違う角度からのご意見を頂きながら、より丁寧に、より、また情報の可視化等も含めて納得感を持ったような形でまちづくりの推進ができないかといったことで、先ほどお話しいただいたように、そういったことをするために私たちもこういったチャレンジをしていきたいといったものでございますので、ご理解を賜ればと存じます。

〇小枝委員 ごめんなさい。それに当たっては、今までも部長や課長にはいろいろな提言もしてきましたけれども、聞いていただければなど。いろんな有能人材は千代田区周辺にも関連でもいますので、本当にそういう意味では、これ以上、時代の大きな変化もあると思うし、そこに千代田区の場合は意思決定過程がやっぱり不透明であったということもあるので、そのところはぜひ、岩田さんが同じかどうか分からないですけども、行政が一方的に決めるのではなくて、こういう知識のこういう人材を用いていけば、もっとこの

ことについてよくなるんじゃないかという提言は、耳を傾けていただければなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 これまで区として手続は適切に進めてきたというふうに認識をしていますが、より一層工夫をすべくといったところで、こうした制度を活用していきたいなというふうに考えてございます。

○岩田委員 関連。

○岩佐委員長 岩田委員、さっきから同じことになっちゃっているんで、違う視点でご質疑くださいね。

○岩田委員 はい。違う質問ですよ。違う質問をしますよ。

この、じゃあ、専門家を呼んでと言うんだったら、その選定はどういうふうにするんですか。どういう方を呼ぶんですか。

○前田景観・都市計画課長 まだ具体的な地域が決まっているわけではございませんが、地域に合わせた専門家の設定というのを考えてございます。例えば環境の専門家といったことであれば、そういった方々をご選定という形になるでしょうし、一方で建築のほうかという形であれば、そうなるかというふうに認識をしております。地域に合わせたサポーターチームの編成といったところがあればというふうに考えてございます。

○岩田委員 そういうふうに、呼ぶ方によってもいろいろそのまちが変わってしまうんですよ。ちょっと言い方がきついかもしれないですけども、汗のかき方が、もう我々の求めている、我々って、区民の方の求めているものと違っていたり、期待している汗の量が違うということもありますので、そういうところはちょっとしっかりやっていただきたいんですよ。何でもかんでも専門家に任せればいいというものじゃないと思うんですよ。もっと地元の意見を聞くということに重点を当ててほしいです。

○前田景観・都市計画課長 繰り返しとなりますが、各種協議会も含めて地元の意見を聞いているといったところの認識でございますが、そのそれぞれの地域の在り方に合わせて、より適切に丁寧に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 そろそろまとめてもらっていいですか。

小枝委員。

○小枝委員 私のほうのこれに関する問題意識は、先ほどのDXとの連携のところ、すみません、ちょっとピンポイントで申し訳ないんですけど、99万円で情報システムということでしたが、例えばトーチタワーのようなところだと、CO₂の排出量が現状より2.5倍になるというような話が、これは東京都の都議会でありました。なかなか千代田区で聞いても、量的な数値的なことというのはお答えいただけないで来ているんですが、都市計画審議会等でもいつも伺っているんですけども、増えてもやるということはあるのかもしれない。ただ、2050でゼロに向かっている中で、今の開発行為がCO₂の排出量として、現状がこう、容積がこのままならこう、そして緩和したらこうというのは、数値として見える化、可視化の一つとして、脱炭素ということを掲げている以上は、その部分も取り上げてもらいたいというふうに思うんですけども、それは視野に入っているかということが1点。

まとめて言います。もう一つは、税金の固定資産税、都市計画税の問題が非常に重くのしかかっているというのが、この分野に関して専門性を持った方というのも、制度的には

私も知っている方がいますが、踏み込んでいかないと、やっぱり10年間で1.5倍になってしまっている税の負担、これは都市の住民が声を上げないと誰も上げられないことなの。だけれども、それに合わせてビルを建てようとする高層化するしかない。でも、高層化しても、今なかなか建築が進まない。この堂々巡りの状況に対して、制度的なところ、税制に関すること精通した方というの必要だろうと。

それから交通に関しても、これはほかの委員さんが言われていたとおりだと思っているんですけども、ただ自転車と言うと自転車だけというんじゃなくて、自動車も人流も車も、トータルな交通政策として考えていかなくちゃいけないというところからすると、そういう部分での、何というんですかね、先端的な政策をしっかりと把握している方というの必要だと思うんですけども、そういったリストも十分に考えていく必要があると思います。

ちょっと3点まとめて伺いましたけれども、明確な答弁が頂ければこれで終わります。

○岩佐委員長 これから始めるということで。

○小枝委員 ですので…

○岩佐委員長 どの専門家をどう入れるかというのをここで明確にしていだけるか、ちょっと分からないんですけども。

○小枝委員 これは提案です。提案ですので。

○岩佐委員長 はい。提案ということなので、ちょっと前向きに答えてくれればと思いますけど。

○小枝委員 脱炭素については、提案というよりはもうちょっと踏み込んでいます。

○岩佐委員長 はい。ご答弁をお願いします。

○江原地域まちづくり課長 今、ただいまの小枝委員の一つ目のご指摘でございますが、そちらは、そのご提案については受け止めさせていただいて、今なかなか開発の前後の環境の影響の度合いとか、そういったものが非常に分かりづらいというようなところはございますので、先ほども専門家の話もございましたけども、環境のみならず、防災、コミュニティ、そういった様々な学経の方々も入れた上で、そういった事前事後、どう分かりやすく区民に示していくのかということをしきっと制度として確立していくというような検討も、来年度、予算を立てさせていただいて、進めてまいりたいというふうに思っております。ですので、事前、事後、どうなっていくかということの、より明快な可視化、検証ということは進めてまいりたいというふうに考えております。

○小枝委員 ありがとうございます。

○前田景観・都市計画課長 2点目、3点目の後段の部分についてご案内をさせていただきます。ご提案いただきましたように、都市計画税の専門の方であったり、交通の専門家であったりといったこと、様々に専門家がおられるというふうに認識をさせていただきます。このほかにも福祉の専門であったり子どもの専門、まちづくりに関して様々に関わる分野の先生方がおられるかというふうに認識させていただきます。選定に対してはこれからと、それぞれの地域に合わせてということで、ご案内させていただいたとおりでございますが、そうした先生方をご提案できるという体制を整えていくということも含めて、参考に受け止めさせていただければというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ここのまちづくり支援ステーションの構築についての質疑はこれでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

続けて、環境まちづくり分科会で総括質疑において議論することとしました、ウォーカブルなまちづくりの検討について、環境まちづくり分科会長から概要の説明をお願いいたします。

○林副委員長 同じく予算書の218ページ、219ページです。分科会調査報告書は45ページから51ページまで。この件については、ふかみ委員、春山委員、はやお委員など各委員の議論も集中し、環境まちづくり部だけでは答弁できなかったので、総括質疑において議論する項目といたしました。

○岩佐委員長 それでは、質疑を受けますが、これは総括質疑ですので、分科会でしっかりご議論していただいていると思います。そこを踏まえて質疑をお願いします。

○春山委員 簡潔に行きます。このウォーカブルの実証実験、今年も件数を拡大して、令和7年度、拡大していくという説明を受けました。これまでの事業の課題についてご説明を頂いたんですけれども、この千代田区の掲げる区民の方の生活の資質の向上、QOLの向上というのに、ウォーカブルというのはとても密接に関わっている中で、このウォーカブルの施策をどのように全庁的に取り組んでいるのか、議論しているのかという点について、分科会での質疑というか、懸念が出ました。

私自身、ウォーカブルの実証実験のところ、昨年もその前も何度か見に行ったりお手伝いをしたりしていますが、環境まちづくり部以外、ほとんどの方々がいらしていないという状況で、子ども部であるとか保健福祉部であるとか、出張所の方はいらっしゃるんですけど、地域振興という観点において、このウォーカブル施策というのを千代田区として全庁的にどう考えているのかということをお伺いさせていただきたいと思います。

○印出井地域振興部長 今、地域振興ということでございましたので。

私は見に行きましたけども、コミュニティの活性化の観点とか、あるいはもちろん商工振興とか観光、それから昨今はやっぱりウォーカブルなまちがスタートアップ事業者を引きつけるということがあるというふうに認識しています。そういう居心地のいいまちが事業者を引きつけるということがあるかなということで、地域振興部、コミュニティの視点、産業振興の視点、いずれも重要だというふうに思っています。

かなり商工振興の観点からも、じゃあ、ベンチを置きたいよとか、そういう中でウォーカブルなまちに貢献したいというような商店街もあったりするところですけども、やっぱり道路管理の問題とか、様々まちづくりとしっかり連携して取り組まなければいけないですし、あるいはベンチを設置しても、その後どういうふうにそれを運営するというエリアマネジメントという課題も出てくるかなというふうに思いますので、やっぱり神保町なり番町なり、地域のビジョンをしっかりと共有して、まちづくりと我々商業振興、産業振興部門、コミュニティ部門が両輪で取り組む必要があるというふうに認識しています。

○岩佐委員長 春山委員、よろしいですか。

春山委員。

○春山委員 ありがとうございます。本当に正直、千代田区のウォーカブルは遅れていると思います。いろんな自治体では、もう既にパークレット、にぎわいのためのパークレッ

トが実証実験から実装してきたり、住宅地でも、先ほど環境のところではお伝えしましたが、環境宣言という、環境によい都市をつくっていくと。人に優しい都市をつくっていくというので、もう実際に道路をグリーンインフラ化して地域の方々のコミュニティとか環境政策に資するような、行政を挙げてやっている自治体も増えてきている中、まだまだ、単純な住民発意の実証実験で、単年度で終わりですというようなものではなくて、町丁を何かまたいで連携してウォーカブルをちゃんと取り組んでいただかないと、一向に区民の生活の質というのが、言っているほど実際に生活しているところには空間は変わっていかないということになると思います。

保健福祉という観点においても、高齢者の方々が、運動するよりも地域の人とコミュニケーションすることがフレイル予防になると。介護予防になるという結果も多くのところから出ているので、そういった観点からも、ウォーカブルというものに環境まちづくりだけでなく取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○岩佐委員長 これは。

○辰島在宅支援課長 ただいまのご質問でございますフレイル対策、あるいは認知症予防というところでは、これまで居場所づくりというところから、そういった方々が気軽に寄れるようなところについて取り組んできているところはございますけれども、今、春山委員からご指摘ございましたけれども、歩けるとか、歩いて行けるという、そういったところの視点もちょっと踏まえながら取り組んでまいりたいと思います。

○春山委員 ぜひよろしくお願いいたします。実際にまちを、幾つかのところを戦略的に歩かれてみて、そこで地域の人たちが会話している空間があるのかなのか、子どもたちが外で、道路で遊んでいられる空間があるのかなのか、若い世代の人たちが立ち止まって話をしたりとか、環境政策という観点から見たときに、道路空間が本当に環境にいい空間になっているのか、そういう視点できちんと取り組んでいただきたいと思います。

○岩佐委員長 誰。

担当部長。

○加島まちづくり担当部長 ウォーカブルなまちづくりということなので、私のほうから答弁させていただきます。

今、春山委員が言われたような地域ごとの使われ方といったところ、全区を我々が隅から隅まで見るというのはなかなか難しい部分もあるとは思いますが、そういった意味で、ウォーカブルな取組ということで、実証実験をやってきたというようなところがございます。ただし、今言われたような視点も大事ですので、今後、道路だけではなく、公園だとか広場、そういったところの使われ方、あと千代田区のウォーカブルな取組って、区だけではなくて、千代田区っていろんな取組をやられているんですよね、民間の方々の取組を含めると。そういったものというのもウォーカブルなまちづくりの取組につながっているというふうに思っております。そういったところがじゃあ集約できているかというところ、なかなかそこまで把握し切れていないというところがございますので、今後そういったものも含めて、その中には先ほどから言われている福祉の視点だとか教育の子どもの視点だとかというのが含まれているのも多々ありますので、そういった千代田区、行政だけではなく、民間も含めたそういった取組を少し集約もしながら、より一層深めていければいいかなというふうに思っております。

○岩佐委員長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 これまで、先ほどから、専門家だけではなく地元の方々の意見や、それから関わっていらっしゃる方々の意見も取り入れて、まちづくりをしてくださいというようなお話、これは人を中心にしたまちづくりをしましょうというお話だったかと思います。こういった皆さんの多様な意見を取り入れて共感をしながら進めていくという進め方に、デザインシンキングという進め方があります。これ、参画・協働ガイドラインなどにも非常に似通ったもので、それらを進めるステップを体系立てたものなんですけれども、お話を聞いていて、こういった、部分的な活用でもいいと思うんですけれども、進められると非常にいいかと思いました。ご意見をお聞かせいただければと思います。

○前田ウォークブル推進担当課長 ただいまふかみ委員がおっしゃられたように、私どもとして、人中心のまちづくりを展開すると。共感を得られるように努めていく。そうしたことで、都市計画マスタープランの中にもトータルなまちづくりということで、デザイン性を持って進めていくということを記載させていただいてございます。考え方としては軌を一にするものというふうに認識してございますので、そうした取組の下、ウォークブルなまちづくり、こちらも推進していきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 今の意見に関連します。行き場、デザインシンキングという話がありましたけれども、このウォークブルなまちづくりの行き着く先というのが、やるべきだし、やったほう、これも本当にどんどん進めなきゃいけないんだけれども、エリア設定であるとか、あと何というんですかね、いつまでにどんなというのが、絵柄、デザインが見えてこない。前回の予算の中には、川沿いまちづくりガイドラインというのが入っていたり、それはちゃんと誰がどんなふうに検討されたというの、ホームページを見れば分かるようになっておりますけれども、要するに、このまち、このエリアがどういうふうなデザインになっていくのかというところに落とし込んでいかないと、いろんな会議体でいろんなことの方針が出ているんだけれども、どんな将来像を描いていくのかというのが非常に見えにくいというところがあって、今年の予算の中でそういったことを、これは下北沢、北沢のデザインですけれども、落とし込んでいって、みんなで協議して話し合うというボトムアップを受けていくには、今こうだよというの、こうしたいんだよというのを見せていかないと、分かりづらいと思うんですね。そうした考え方は令和7年の予算の中に入っているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○前田ウォークブル推進担当課長 まちでの取組ということになりますと、基本的には地域の中での構想といったものがございます。そうした、こうしたものの実現ということで、ウォークブルを活用していくといったものもありますけれども、逆の考え方も実は私たちもウォークブルデザインの中で示しておりまして、まちづくりの地域の活動から、こういったまちにしていこうかというのを改めて皆さんと共有していこうと、そういったものもございます。したがって、そういった協議会等、そういったものの設定ができそうな地域であれば、そういったところから議論していくといったことは一つの手法となりますし、一方で、まだそういったところの機運はないけれども、小さな活動からそういったまちを考えていこうといったところに対しては、スモールチャレンジからまちを考えていただくというふうな、両面から私どもとしては推進していきたいというふうに考えてござい

ます。

○小枝委員 ノーではないけれども、ちょっとふんわりとしたような答弁だったんですけど。このコミュニティのエリアというのをどう捉えるかというときによく言われる、パリなんかだと、15分で歩いて行ける圏内という言い方なんだそうですけれども、千代田の場合は学校区域と出張所区域が違うということもあって、基本的には出張所区域なのかなとは思っているんですけども、そういうエリア設定という、コミュニティのエリア、歩いて行けるエリア設定をどんなふうに考えているんでしょうか○前田ウォーカブル推進担当課長 私ども、今年度、エリアマネジメントのすすめということで、そういった検討を進めております。学識の委員長の方からもエリア設定は非常に重要だということでご指摘を頂いてございます。一方で、私どもがこのエリアといったところを明確に、このエリアでこの活動をしてくださいという形で促していくのは、少しちょっとまた地域の思いとしては異なってくる部分もあるかなというふうに認識をしてございますので、こういった地域でこういった活動をしていきたいかといった声を聞きながら、また、その聞き方については他部と連携をしながら努めていきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 小野委員。

○小野委員 今、様々なウォーカブルなまちづくりの検討というところでそれぞれ質疑があって、少し深まってまいりました。先日の分科会の報告書も拝見をいたしました。この144ページのところでちょっと分からない部分もありますので、すみません、改めてここで確認なんですけれども。結構深まりました。失礼しました。ありがとうございます。

道路整備の中で、今回は人中心の道づくりの取組というところで、今とても活発に質疑があって、その中で、人づくりの道に加えてというところで、どういう調査検討をされるのか。これ、1,500万、今回はこの調査検討に計上されているということだったんですけども、先日の分科会の中でも道路政策の可視化というようなご意見もあって、確かなかなか見えてこない部分とか見えにくい部分というのもあると思います。それから、今、エリア設定のお話もありましたし、それも非常に重要だなというふうに思います。

その中で、例えば麴町ですとか番町というところは、歩いて楽しいとか、それからプレイスメイキングですとか、その辺りの実証事業もいろいろと行われた中で、これはすごく大事な視点だと思うんですけど、一方で、その人中心に加えて、例えばなんですけれども、通りによっては皇族の皆様がよく通行されたりとか、各国のVIPが車で、車両で通行されたりだとか、そういった区道もあるということを認識しております。

そんな中で、沿道の一画で思いある人々が季節の花植えをされているだとか、いろんな多様な側面を持った区道というところもあると思うんですけども、そんな中で、道路の役割というところも踏まえた上での調査検討というところが入っているのか。それとも、もう本当に福祉的な視点とか人中心というところだけにどちらかという比重を置くのかとか、この辺りについては決まっているのか。それとも、そこも含めての調査検討なのかというところについてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○千賀道路公園課長 ご指摘を頂きましたウォーカブルなまちづくりの検討のうち、1,500万円、5,336万の中の1,500万円は道路公園課で委託料として計上しております。ご指摘ございましたように、このウォーカブルなまちづくりの取組の延長線上といたしまして、これまでハードを中心に道路整備、道路の維持管理をしていたところでござ

いますけども、この道路の空間活用や空間の快適性向上ということで、この経費を計上しているところでございます。その中では、今回、事例として出しておりますけども、ベンチの設置、あるいはそれ以外にも道路のカラー舗装状況調査や、あるいは植え込み地などを調査する、そういったところもございます。もちろんこれはハード的な部分というよりは、その使われ方というところをどういうふうに今後改善できるかというところを踏まえての調査というところでございます。

○小野委員 ありがとうございます。今、植え込みも含めて調査を、ハードも含めてやられるということなんですけど、確かに植栽って、場合によっては、例えばツツジぐらいの高さだと、本当に中にごみがたくさん投げ込まれていたりとか、ネズミの巣ができる原因になってしまったりとか、結構課題も多いのかなというふうに思います。やっぱりそういうことを考えていくと、今ある植栽の在り方というところも、ある程度は調査で考えていただきたいなというふうに思います。

また、先ほど申し上げたとおり、やはり各国のVIPが通行するようなところというのは、やっぱり人が容易に隠れられたりとか、保安上も観点に入れなきゃいけないと思いますし、それから緊急のときに車両が通行するだとか、そういった視点も必要になってくると思いますので、やはりソフトを考えて、そして当然それがハードに反映をされてくるというところにつながっていくと思いますので、その辺りのところも総合的に分かるような、エリアの特性というところもあるかと思しますので、ぜひそこを踏まえた調査検討というところをしっかりやっていただいて、そして、それが区民にも分かるように、何らかの形で可視化をされていくと大変ありがたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○千賀道路公園課長 確かに、今、小野委員からご意見を頂いたとおりに、ソフト面、道路の使われ方とか現状、どのようなまちの中で活用されているかと、これまであまり道路整備というところでは視点のなかったところでございますので、令和7年度にそういった視点を持って取り組んでまいりたいと思います。

○小野委員 はい。もういいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。

よろしいですね。あ、違った。

はやお委員。

○はやお委員 私もこのところを質疑しました。環境まちづくり部の答弁というのは、もうほとんどここのは要りませんので、確認をしたいことが、まず、環境まちづくりの最上位計画というのは都市マスタープランなんです。というふうに説明を受けているんですね。その都市マスタープランの中に何と書かれているかということ、区民のQOLを維持していく、向上させていくという、ここが大きな目的になっていくというふうに説明されている。ということは、このQOLということになると、じゃあ、子ども部だったらどうなの、保健部だったらどういうふうに考えるの、そして地域振興、地域振興はさっきお答えしていたけど、ハードの発想なんですよね。そうではなくて、これをどういうふうに健康を維持しながら、みんなが歩きたくなる心地よい道にしていく。道というのはハードですけど、そういうような住空間にしていくということに関して、どのように話されているのか。そこを確認したいんです。

だから、逆に言うと、条例部長でもいいですよ。でもそれを所管する総務課長でもいい

んですけれども、それぞれ、子ども部、保健福祉部、これは全体的な話ですからね、地域振興、というところからお答えいただきたいと思います。

○小川子ども部長 子ども目線のウォーカブルなまちづくりに関しましては、当然、道路、公園、広場、そういった公共空間、あらゆるものを含むものという認識がございます。このうち、特に道路に関しては、どちらかという通学路の安全点検などの対策はございますが、安全面重視の施策に少し視点が偏っていたのではないかとございます。先ほど春山委員のお話にもありましたけれども、人に優しい都市であったり、あるいは居心地のような言い方にもできるのかもしれませんが、そうした視点というものが十分ではなかったとございますので、例えば今後そういうウォーカブルなまちづくりを進めていく上で、十分に今ご指摘いただいたような点も踏まえまして対策を進めていく。一緒になって庁内で連携して協議をしていくということが肝要かと存じております。

○大谷地域保健課長 区民の健康という観点からご答弁をさせていただきます。

健康を維持することは、ＱＯＬの向上に加えまして、全ての人が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に寄与していくものというふうに考えてございます。誰もが生き生きと活躍できる健康長寿社会の実現に向けて、一人一人が健康で過ごすことのできる期間を長く保つ健康寿命の延伸を図ったり、主観的健康感の向上を図るための取組が大切と考えております。そういった観点から健康増進計画を策定して、その取組を推進しながら、各課と調整しながら力を合わせて取組を継続して、地域とのつながり豊かな、健康状態がいいというような状態にもっていけたらというふうに考えてございます。

○印出井地域振興部長 地域振興部からは、私はコミュニティと産業振興の観点から、先ほどソフトでご答弁したつもりだったんですけれども、それから後ほど、歴史文化の視点もありますので、また別にご答弁申し上げますけれども、やっぱりコミュニティの活性化、道というのはもともとまちとまちをつなぐ機能があったところのものが、やっぱり都市化に伴ってまちとまちを分断するということになっていったと。それをもう一回、昔のまちをつなげるような形の道にしていこうよというような形で、コミュニティ活性化というのが一つ大きなものとしてあると思います。

それから、歩いて楽しいまちづくりをすれば商店のにぎわいとか観光にも寄与するというふうに思っておりますし、先ほどご答弁申し上げましたとおり、そういうまちづくりをすることが、新しい事業者を呼び込むという、産業振興の観点があるかなというふうに思いますので、そういう点でウォーカブルの推進は非常に重要だというふうに考えております。

○はやお委員 しっかりと答え――あ、まだいた。文化がいた。失礼しました。

○佐藤文化スポーツ担当部長 ウォーカブルのまちづくり、かつて文化財の関係では、東京都で歴史と文化の散歩道、区のほうではふるさと文化の散歩道を設定して、文化財の保存、活用に生かすという意味でも、散歩を楽しんでいただくと。そういう中で歩行者に優しい環境づくりができた中で、ＱＯＬの向上ということで、そういった道を散歩していただくことで、区民の体力の向上、ＱＯＬの向上にもつながるというふうに考えております。

○はやお委員 しっかりと答えていただいて、すごく私としては感謝するというか、そういうふうに考えられているなら、それを最大限に効果を現していくために、環境まちづくり部がハードウェア的な視点でなくて、今ウォーカブルな担当の課長がいらっしゃいます

けれども、これをどういうふうに、ここの今、個々個別に出てきたものを、効率的に生産性の高い形でウォークアブルのまちづくりをしていくのかと。こういうの、推進体制、さっき質問していたと思いますけど、今初めて出てきて、こういうことがばらばらとなっているところを、一つに同じ方向に向けていくかということだと思うんですけど、これはどのように考えているのか、政策経営部のほうはどう考えているのか、お答えいただきたいと。

○村木政策経営部長 政策経営部のほうはどう考えているのかというご質問がございましたので、私のほうからお答えさせていただきますが、今、ウォークアブルなまちづくり、これが課題になっているわけですけど、これについては、現在のところ、まちづくりのほうを中心になって、それから先ほど各部長あるいは庶務課長がご答弁いたしましたように、いろんな生活者の視点、そういったものを入れながらやっているところでございまして、これはまちづくりのほうでウォークアブルの推進についての会議体等も作成してまして、そちらのほうは主導する形でやってやっておりますので、そういった形で全庁的なものとして進めているという認識がございします。

○はやお委員 はい。いいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、このウォークアブルなまちづくりについての質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 じゃあ、なしということで、こちらの質疑は終了します。

次に、環境まちづくり分科会で総括質疑において議論することとした高齢者住まいサポート事業について、環境まちづくり分科会長から概要の説明をお願いいたします。

○林副委員長 予算書、同じく218ページ、219ページです。分科会調査報告書の…

○岩佐委員長 すみません。ちょっと休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

続けて、環境まちづくり分科会で総括質疑において論議することとした高齢者住まいサポート事業について、環境まちづくり分科会長から概要説明をお願いします。

○林副委員長 それでは改めて、予算書218ページ、219ページ、分科会調査報告書の69ページから76ページです。これは、桜井委員、岩田委員、小枝委員、春山委員、はやお委員など各委員の議論が集中し、区営住宅の在り方、DX部門、保健福祉部の独り暮らし高齢者のみ世帯の数値等々、他の所管部にまたがる事項でしたので、総括送りの項目といたしました。

○岩佐委員長 この点について質疑を受けます。

○桜井委員 ただいま分科会長からご説明を頂きました。ありがとうございます。この事業につきましては、以前は高齢者住み替え・共同建て替え等の支援、そういう項目で載っておりまして、今回の予算の中では、高齢者住まいサポート事業というようなところでの説明があったわけでございます。関連する予算もこれに付随してございました。ありましたけども、この従来のこの予算については今まで三つの事業がありまして、その三

つの事業を今回は一つにまとめて予算化をしているということで、250万の予算がついているということでございます。

従来は三つの事業ということで、70万ということだったんですね。分科会の質疑の中で、この新たな予算化された、予算として示された事業については180万ということで、新たに予算をつけられたというご説明を頂きました。ここまでについてはちょっと確認をしたいと思っているので、まずはお答えいただけますか。

○山内住宅課長 ただいま桜井委員からのお話があったとおりでございます。今まで三つの事業がございました。それにつきましては、今回の事業、保険の事業と併せまして一つの事業とさせていただいてございます。それぞれの予算につきましては、今まであったものについては今までと同じ額で計上させていただき、新しく始めますサポート保険の事業につきましては180万を計上させていただいているものでございます。

○桜井委員 ありがとうございます。何でこのところにまず触れたかというところをお話しさせていただきたいんですけども、この今まで70万という予算があって、去年もそうでした。三つの事業があったわけなんですけども、事務事業概要にも、この三つの事業については過去3年間で執行された事例がゼロだということなんですね。それが3年間、三つの項目どの項目をとっても、執行がゼロだということがうたわれているということです。当然そういう実態を、実績を見れば、なぜゼロなんだろうと、これはみんな思いますよね。去年の決算にしても去年の予算にしてもそうでしたけど、この事業のことについても質問もさせていただきました。その中で、いろいろと所管課のほうでも、いかにこの事業を区民にとって分かりやすい、そしてまた使いやすい事業とする、どうしたらいいのかというようなところは、いろいろとご検討されたということは、分科会でご報告を頂いています。そういう中で、この三つの事業が3年間ゼロが続いているということについて、今年も同じように、この180万の新たな事業と並行して、この70万、予算の三つの事業も行うということでございますから、当然このところについてはこんな工夫をしましたと、改善をしましたと、区民の方に使っていただきやすいような配慮をしましたということが当然あっていいものだと思いますけど、そこら辺についてはいかがでございましょう。

○山内住宅課長 こちらの執行は三つともゼロだったということでございますが、一つ目、一つ、債務保証制度につきましては、今、国でやっている債務保証制度の登録団体、そちらのほうもできるようにということで、新たにさせていただき、さらに来年度につきましては、新たに始めます保険のほう、そちらのほうとセットで、もう住み替えの場合はこういうのが使いますということで、ご案内のほうをできればなというふうに今考えてございます。

また、高齢者向けの返済特例制度でございますが、こちらにつきましてはリバースモーゲージというものを活用して、住宅金融支援機構の制度を活用した場合に助成しているものでございますが、こちらの住宅金融支援機構の制度自体を、また来年度、国交省のほうもいろいろとこ入れするということで話を聞いてございますので、そちらとリンクして、もしこちらを使われる方がいる場合にはということで、こちらもお案内をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、もう一つ、高齢者等の安心居住家賃助成ということでございますが、こちらにつ

きましては区内に持家で居住している方対象となつてございますので、そういった方で、必要があつて新たな住宅を確保しなければいけないという場合につきましては、こちらのほう、できるようにということで、関連の部署と共にご案内を差し上げたいというふうに考えてございます。

○桜井委員 ありがとうございます。今まで実績ゼロだということを改善するために、様々な事業についても今後やっていくんだということでのご答弁を頂きました。

この住宅を借りる、買う、住み替える、様々ないろんな場面があるわけですが、それをその場面場面に応じて、今回、今までもこの予算として計上していただいたその70万、今新たにこんなことも新たにやっていくというお話も頂きましたけど、そういうことを引き続きやっていていただいて、区民の皆さんのこの住宅、住むということについての区としての支援につなげていただきたいというふうに思いますけども。

分科会の中でも指摘をさせていただきましたけども、この住宅施策、住居、住む、この千代田区に住めるということを支援するということは大変大切なことだと思います。それを高齢者の方に支援をするということになってくると、なかなか難しい。私もご相談を受けることも結構ありますけども、どうしても役所に聞きづらいとか、説明が受けづらいとか、資料をもらっても分からないとか、どこに行ったらいいのか分からないとか、そういうような声を聞くんですね。やはり窓口をどうするのという、分科会でも多くの委員さんからも話がありましたけども、区民の皆さんにとって、高齢者の皆さんにとって分かりやすいような、そういう施策の窓口をどのようにつくっていくのかという、相談窓口をどのようにつくっていくのかということとはとても大切なことだと思うんです。それと併せて周知をどのように行っていくのか。

例えば、区の仕事のあらましの82ページのところに新たな事業が書いてありますけども、タイトルを読みますよ。「住宅確保要配慮者への支援」と書いてある。このまま表に出ることはないと思いますけども、ないと思いますけども、区民の皆さんがぱっとこの文字を見たときに、すっと分かる、分かっていたかのような、そういうような表現だとか、やはりホスピタリティーというか、そういうことが求められているんですよ。

これから、こういう事業がありますよということが広報にも何回も出るでしょう、恐らくね。広報に出たときに、この要支援配慮者への支援なんて書いてあつて、分からないですよ。分からない。やっぱり区民の皆さんに、区民の、それも高齢者の皆さんが理解しやすい、そういうような配慮というものが今後必要になってくると思うんです、誰がやるかは別として。そういう考え方は住宅課にはありませんか。いかがですか。

○山内住宅課長 今、委員おっしゃられるとおり、なかなか用語というのは難しいところがございまして、理解ができないというお話も多々あるかと思います。住宅確保要配慮者につきましては、例えば高齢者の方とか障害者の方とか、そういったふうに分かりやすく表現できるように、説明をつけるのか、それともタイトルをそういうふうにできるのかどうか、そういったところを含めて、なるべく分かりやすく伝わるように配慮はしたいというふうに考えてございます。

○桜井委員 周知については分かっていたかのようなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

併せてやはり相談窓口、相談窓口をどうするかということですよ。専門的なことにつ

いては、これは主たる者というのは、住宅課がやはりやらざるを得ないんだろうな。分科会の中でも窓口は住宅課というふうにご答弁されたようなことを覚えているんですけど、ちょっとそこだけ先に確認させていただけますか。

○山内住宅課長 たしかあのかは、今回のサポート事業とかを進める上で、窓口はどこなんだというお話を頂いたのかなというふうに記憶しておりまして、そこについては住宅課が所管をしておりますので、住宅課できちんと対応してまいりますということでお話をさせていただいたと思っております。

○桜井委員 住宅についての細々としたいろいろなデータですとか、こともあって、住宅課というところがベースになるんだと思いますけども、ただ、先ほど課長からのご答弁の中に、高齢者の方、また障害者の方というご答弁がありました。区には様々な方がご相談にいらっしゃいます。やはりその様々なご相談をされる方に対して、住宅以外のご相談のこともたくさんあるでしょう。今回はこの住居のことをやっていますから、住宅のご相談に来られた方に対して、やはりそれは住宅課だけでなく、高齢者の福祉のご担当の方、障害者の福祉のご担当の方、様々なご担当の方にも窓口にご協力を頂けるような、そんな体制をやはり取っていかないと、区民の方の満足には、ニーズには応えられないんだと思うんですよ。

分科会の中では、春山副委員長がワンストップのご対応というお話をされました。この庁舎が旧庁舎からここに初めて来たときに、総合窓口の売りの一つがワンストップサービスだったんです。従来は高齢者の方、区民の方が、いろんなご質問またはご要望があったときに、いろんな部署をぐるぐる回らなくちゃいけなかった。ぐるぐる回らなくちゃいけなかった。で、解決できればいいけど、解決できないこともあった。そういうことじゃ駄目だよねと言って、それで、そこにワンストップで、そのところで用件を言っていただければ、そこに関連部署の方も来ていただいて一緒に相談に乗っていただけると。これはいいじゃないのというのがワンストップサービスだったんですね。

今回のこの事業についても、非常に難しいところはあると思いますよ。やり方なんかについても難しいところはあると思いますけども、そういうようなことも併せて、これは環境まちづくり部だけではなくて、ほかの部署に関わることなので、総括でお願いをしましたけども、そういう発想を持ってやるべきだと思いますけど、ここはどうなんでしょう。住宅課長のご答弁というよりも、全庁としてこういう案件についての解決はどういう考え方でやるべきだということをご答弁いただきたいと思います。大切なところなので、考え方をしっかりとお示しいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○岩佐委員長 福祉総務課長。福祉総務課長、どうぞ。

○窪田福祉総務課長 はい。失礼しました。今、全庁というお話があったんですけども、まずは、今、福祉総務課のほうで行っております高齢者の住み替え相談の窓口がございますので、その現状をご説明させていただければと存じます。

私どもで住み替え相談を行っております、高齢者の方を主に対象としているような状況がございます。その場合には、私ども福祉総務課以外にも、あんしんセンターですとか相談センターなどにも窓口になっていただきまして、必要に応じて私ども福祉総務課につないでいただくような形になってございます。

また、福祉総務課で民間賃貸住宅への住み替えについてご相談を受けているんですけれ

ども、例えば住宅課のマスターになるような高優賃でありますとか区営住宅でありますとか、そういったご相談があった場合には適切に住宅課のほうにつないでおりまして、住宅課の職員のほうに3階に来てもらって一緒に話を聞くというようなことも行っておりますので、委員がおっしゃるように、たらい回しとを感じるような対応にならないように、丁寧な対応を行っているところでございます。

○桜井委員 福祉総務課が大切な区のそういう仕事を担っていらっしゃるということは、僕もよく分かっています。課長が今ご説明されていらっしゃることもやっておりますし、大切なことだろうなということで思っております。住宅課と連携も取っていらっしゃるということも今聞いて分かりました。

私がさっき言ったのは、この千代田区の行政として、行政として、そういう区民の、今回はこの住居という大変大切な、区民にとって本当にかけがえのないこういうことを解決をしていく上に当たって、千代田区としてどういうふうに考えているんですかということを知っているんです。一つの部署がこれだけ私のところはやっているんですということを知りたいと思って言ったんじゃないんです。いや、ごめんなさい。責めているわけじゃないですよ。一生懸命やっているのは分かるんだけど、住宅課も一生懸命やっている。福祉も一生懸命やっている。ひょっとしたらそれ以外のところだってあるでしょう。地域振興部で、あそこの総合窓口のところの案件に関係することだってあるでしょう、いろんなものがありますよ。それを区としてね、区としてどういうふうに考えるんですかと。全庁挙げてやるんですかということの考えをお伺いしたいということを言っているんですよ。ないんですか、皆さんの中には。区民はがっかりしますよ、そんなことを言っていたら。いかがですか。

○村木政策経営部長 ただいまの桜井委員のほうからご指摘ありました相談窓口ということですけど、全庁的なということですので、私のほうからお答えさせていただきます。

桜井委員からのご指摘がありましたが、今、住宅ということでお話があるわけですけど、それに限らず、こういった様々な相談、そういったものを全庁的に受けるということ、これは非常に重要なことであるというふうに認識してございます。その場合、どういう形でやるかということ言えば、やはり生活者に一番近いところでまずは受けて、そこから横展開といいますか、必要なところにどんどんつなげていくような、そういった形で進めていくのがいいのかなと思っております。ですので、今回の住宅に関して言えば、特に、先ほどちょっと対象者が分かりにくいというご指摘がございましたが、主に高齢者、生活困窮者、それから障害者等ということになると思いますが、そういった相談の窓口から、さらに住宅のほうへの、住宅課でつくっているような様々な施策、そちらのほうにつなげていくような、そういった体制を整えながらやっていく方向がいいのではないかとこのように考えてございます。

○桜井委員 はい。

○岩佐委員長 桜井委員。

○桜井委員 あ、いいです。

○岩佐委員長 あ、よろしいですか。

ほかにこの住宅についてのご質疑はありますか。

○岩田委員 これは分科会のところでもちょっと言ったところですけども、第3次住宅基

本計画の中で、どこで孤独死とか高齢者の住み替えのところを明記されて、その効果検証がどうなっているのかというのを明示していただきたいんですが。孤独死も区営と区の、何ですか、区が民間の方にマンションを借りて、それをまた、貸しているというのだけじゃなくて、普通の全く真っさらの民間の方がマンションとかをお貸ししている。その中で孤独死とかそういうのというのはどれぐらいあったんでしょう。というか、あるものなんでしょう。

○辰島在宅支援課長 孤独死の件数というところでございます。東京都の監察医務院資料では、自宅で亡くなられた数なんですけれども、单身の方、千代田区は令和3年で19名ということでございます。ただ、申し訳ございません、亡くなられた場所等につきましては把握しておりません。

○岩田委員 というのも、千代田区で、区営と、区が借り上げ住宅とかで皆さんにマンションとかを提供してお貸ししているの、孤独死の数で、令和6年度が4件、令和5年度が1件、令和4年度が4件というようなお話は聞いたんですけど、じゃあ、千代田区全体で孤独死を、家の中とか、まあ孤独死って大体家の中ですと思うんですけど、それはどうなのかなというのを知りたかったんですよ。

つまり、区営とか借り上げというのはあくまで一部じゃないですか。それが民間のマンションとかではどれぐらいそういう事件が、事故があったのかというのを知りたいんですが。分からない。分からないんだったら「分からない」と言ってもらって。

○岩佐委員長 今「分からない」と言っていなかった。

○辰島在宅支援課長 申し訳ございません。当課で把握しておりますのは、先ほど申し上げた件数でのみでございます。

○岩田委員 分かりました。じゃあ、それについては、分からないということで確認しました。

それでは、ちょっと別の質問をこのまましていいですか。この住宅の問題で別の問題を質問していいですか。

○岩佐委員長 はい。

○岩田委員 リバースモーゲージを使うというような話がありましたけども、リバースモーゲージでデメリットはまず何ですか。

○山内住宅課長 一般的に言われているデメリットは、長生きされた場合にどうするんだというのが一番言われているところかなというふうに認識しております。

○岩田委員 そうですね。長生きリスクなんていうのは言われていますけども、ほかにも、やっている会社にもよりますけど、マンションが対象外というところもあったり、あと推定相続人、例えば子どもとかの同意が必要であったり、使い道が限られているとか、そういうこともあると思うんですが、その中でも、今、長生きリスクの話がありましたよね。これは、結局リバースモーゲージって、最初、生きている間ってちょっと言い方が失礼ですよ。その方、お金をお借りするわけなんですよ、家を担保に。そして、その方たちが存命中の間は利息とかだけを返して、亡くなったときに元本をお返しするという方式で、まず合っているのかどうか、お願いします。

○山内住宅課長 基本的な制度としてはそういった形です。

○岩田委員 ということは、その長生きリスクによって、家も失って借金が残るという可

能性があるのかないのか。

○山内住宅課長 もともとの年限が決まっているものであれば、そういったリスクがあるのかというふうに思われます。ただ——あ、失礼しました。というふうに認識しております。

○岩田委員 じゃあ、そうでない場合はどうなのでしょう。

○山内住宅課長 そうでない場合というのは、長生きでなかった場合ということで。じゃなくてですか。

○岩佐委員長 年限が決まっていない場合ですね。

○岩田委員 そう。

○山内住宅課長 年限が決まっていない場合。年限が決まっていない場合については、それなりの契約の中身ですので、ちょっと個別具体的に、ちょっとすみません、こちらで分かりかねますけども、そういった中でやっていくのかなというふうに思われます。

○岩田委員 ほかに、金利上昇した場合に借入れの残高が増えるという、そういう懸念もあると思いますが、それはどうでしょう。

○山内住宅課長 そこについても、契約の中でどういう形かというところになってくるかと思えます。

○岩田委員 じゃあ、これ、最後に、これって結局は物件を担保にお金を借りるわけじゃないですか。じゃあ、それが担保割れになる。担保割れになった場合というのは、その担保の評価が下がったら担保割れになるわけですね。それで、借入れ残高が限度額を上回った場合には、相続人がそれを払わなきゃならない。そういうリスクはあると思うんですけども、それはどうでしょう。

○岩佐委員長 相続人にまで発生するかというご質問ですが。

○山内住宅課長 大幅な元本割れ等につきましては、今、委員のおっしゃったような形になるのかと思われますが、そこはそれぞれ個別の契約でどういうふうな契約を結んでいるかというところで変わってくるかなというふうに考えてございます。

○岩田委員 つまり僕が言いたいのは、そういうふうに個別具体的な契約とはいいながらも、そういう心配があることに区が積極的に介入して大丈夫なのかという話なんです。幾ら個別具体的とはいっても、区が関与しているとなったら、それなりに、やっぱり借りているほうとしてみれば、区がやったんじゃないと言われるわけですよ。なので、リバースモーゲージにしても、ちょっと言っているのかな、リースバックにしても、いろいろ問題点があるわけじゃないですか。そういうのもちゃんと確認をして、相手に説明をし、それで、こういう懸念があるんだったら、ちょっとそういうのを積極的に導入するというのは考えるべきだと思うんですよ。

つまり、区が普通にお金を貸してあげるとか、そういうんだったらまだ分かるんですけど、こういう制度を使ったら、その家はの方が亡くなったらもう業者のものになっちゃうわけですよ。ずっと住み続けられるというのはできない。つまり子どもたちがその家を相続とかもできないわけですよ。そういうことを考えてこういうのを積極的に導入しているのかどうかというのを最後にお答えください。

○山内住宅課長 こちら、そういった制度をご利用された場合に、こういった、その一部を支援いたしますという形になってございますので、これを積極的に使ってくださいとこ

ちらでご案内をしているものではございません。ですので、こちらにつきましては、もちろんこうじゃない方法もあるかもしれませんが、そういった事前にご相談があれば、またいろいろとご一緒に考えさせていただくような形で、相談のほうは受けさせていただいているつもりでございます。ただ、残念ながら、先ほどの桜井委員のほうからご指摘いただきましたが、このところ、すみません、件数としては0件でございますので、事例としては、すみません、今のところございません。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○えごし委員 私からは、高齢者住まいサポート事業で新たに予算化されましたこの賃貸人、大家さんへのこの保険の支援についてお伺いさせていただきたいと思います。分科会でも議論がありましたので、議論があったところ以外でちょっとお聞きしたいんですが、高齢者の方へ物件をお貸しするときに、孤独死などの不安を払拭するための支援ということで、しっかり進めていただきたいなというふうに思うんですが、これ、区が直接保険会社と契約して、大家さんが被保険者になって保険を支援するという形だと思います。一般的にこう言われている、孤独死保険というふうに言われていますけれども、こういう孤独死保険って、結構、この家主型、家主の方が入る保険と、またあと入居者型の入居者が直接入るような保険もありますけれども、区として、今回、家主型、この大家さん型にした考えについてお伺いします。お聞かせください。

○山内住宅課長 今回の保険の導入のきっかけということでございますが、高齢者の方が家を住み替えたいというときに、なかなか住み替えができない、断られるというケースが非常に多いということでお話がございます。ですので、そこについてはどういうことなのかというところで、貸主さんのそういった不安感であるとか、そういったものがあるということで、国のほうの調査等でも出ておりますので、そういったところを鑑みまして、こちらのほうで、大家さんのそういった不安感を払拭して住宅を貸していただくと、貸し出していただくということで、今回、保険の導入と。大家型でということで考えたものでございます。

○えごし委員 ええ。その考えは分かっているんですけど、例えば入居者がそういう孤独死の保険に入るというところを補助するという考え方もあると思うんですね。でも、今回、区としては大家さん側が入る保険に対して補助するという。別にこれ、私は全然いいと思っている。いいんですけれども、そういう考え方に至った経緯とかもあるのかなという、大家さん型にしましたという、そういう考え方というのはあるのかなと思ってお伺いしたんですが。

○山内住宅課長 失礼しました。入居者の方、今回、対象者は高齢者の方ということでさせていただいてございますが、やはりいろいろ手続とかが非常に大変かなと思われるので、そういうことであれば、同じような内容であれば、大家さんのほうでやれば手続も一括でできますし、ということで、今回は大家型ということでさせていただいたものでございます。

○えごし委員 おっしゃっていただいたように、やっぱり手続はかなり負担になるので、そういう意味で区が、もちろんこの大家さん型の保険も、大家さんが入ったものを補助するというわけではなくて、区として契約してということでも大家さんの負担も減るとい

うところもあるので、今回のような形になったのは私もいいかなというふうに思っております。

この保証について少しお聞きしたいんですけれども、この保証の期間というのは、例えば何年間と決まっているのか。それか、部屋をお貸ししている期間はずっと保険の保証をしていただけなのか。

それとあと、対象となる入居者。一応、単身高齢者と高齢者のみ世帯というふうにありますけれども、実際これ、何歳以上というのは決められているのか。そこをお聞かせください。

○山内住宅課長 まず入居者の方の年齢でございますが、基本的には65歳以上の独り暮らし、または65歳以上の方を含む60歳以上の方で構成された世帯ということでございます。

それと……

○岩佐委員長 あと期間。期間ですかね。

○山内住宅課長 契約期間でございますが、こちらはもともとの保険の形自体が短期保険となつてございますので、1年間ということで、1年ごとにこちらで手続のほうをしていくというような形で、お住まいになっている間は保証という形でなるべく進めていく予定になってございます。

○えごし委員 ありがとうございます。保険について、今、1年単位でという話がありましたけれども、例えば途中で、既に部屋を貸されている方が、途中からその保険に入ることが可能なのかどうか。そこはいかがでしょうか。

○山内住宅課長 今回、こちらの保険でございますが、新たに制度を始めるとということで、新たに入居する方だけではなくて、既に入居されているところにつきましても大丈夫だということで、こちらのほうから不動産会社とかを通して大家さんのほうにご案内していきたいというふうに考えてございます。

○えごし委員 ありがとうございます。これ、本当に、例えば高齢者の方でも、更新の時期に、やっぱりオーナーさんからいろいろ今後のことが心配だとかいうところで、更新すること自体をちょっと検討されるという大家さんもおられるというふうに聞いています。そういう意味で、今貸されている方も途中で保険に入れるというのはいいと思います。

また、58歳とか——あ、65歳か。65歳からということなので、それより前の方でも、例えば六十二、三歳の方でも、やっぱりそのままずっと住んでいくわけですから、そういう意味では、そのときは保険のこれは使えないけれども、65歳になったら保険を使っていだけますよという、こういうところはしっかりとオーナーさんに周知をしていたいて、今はちょっと無理だけれども、65歳以上はしっかりこの保険、区で補助をしている分を使っていだけますというのでも周知した上で、そういうオーナーさん、この部屋を貸してくれるというオーナーさんをちょっとしっかり増やしていっていただきたいなと思いますので、そういう周知をちょっとしっかりとさせていただきたいと思います。

その上で、この対象となる物件、これは区内での賃貸物件ということだと思うんですけれども、その賃貸物件の中でも何か要件があったりするのか。例えば違う自治体の同じような事業だと、高齢者とか住宅の確保要配慮者の入居を断らない住宅ということで、その自治体に登録している物件にはそういう制度を活用できますよと言っている自治体もあつ

たりするんですけれども、千代田区としては基本的にはそういう要件があるのか、お聞かせください。

○山内住宅課長 こちらの住宅の要件でございますが、今、委員がおっしゃられたように、そういった制限があるところはございますが、私どものほうではそういった制限は特に設けず、ただ、大変申し訳ないんですが、家賃だけは20万までという形で考えさせていただいてございます。

○えごし委員 家賃は20万までという。そうですね、今、物価も高くなっていますので、そこら辺はよく区内の部屋の状況もちょっと見ながら、また検討はしていただきたいなというふうに思うんですけれども。あと、それ以外の要件は一応ないということで、広く受け付けていただくということはありがたいなと思うんですけれども。

分科会でもちょっと議論がされていましたが、この孤独死を、やっぱりもともとの分はオーナーさんの孤独死への不安を払拭するという支援ではあるんですけれども、区全体としてやっぱりこの孤独死をいかに減らしていくか、防いでいくかというところも、観点も必要になってくるというふうに思っています。

千代田区で孤独死を防ぐために、やっぱりこの救急通報システム、これは在宅支援課ですけれども、そういう救急の通報システムというのを無料で設置するという支援もあります。例えばこの今回のこの補償を受けている大家さんが高齢者の方に住居をお貸しするときに、例えばそういう救急通報システムもしっかり設置をしてもらうという、これ、設置するの自体は多分借りる人が申請しないといけないところはあると思うんですけれども、大家さんが部屋をお貸しするときに、条件として、そういうのはちゃんと設置してくださいねと入れるとか、全体的にやっぱりそういう孤独死というのを防いでいくというところも、例えば、住宅課ですけれども、保健福祉のほうとかともしっかりと連携をしてそういうところを進めていくというのもすごい大事なんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○山内住宅課長 ありがとうございます。まさにおっしゃられたとおりで、そういった区でやっているようなほかの施策とかそういったものと連携しながら、うまくそういった孤独死の現状といいますか、そういったことにつなげられるように、いろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

○えごし委員 すみません。最後ですが、やっぱりこの保険の制度も様々、さっき相談はしっかり住宅課でしっかり受けていくという話もありましたけれども、一番この大家さんがやっぱり話をするというところは、やっぱり不動産会社だと思うんですね。不動産会社がやっぱり部屋、この相談を受けて、部屋をどこを借りようかと、いろいろオーナーさんに確認したりとかとあると思います。そういう意味では、やっぱりこの不動産会社で働いている方にこの制度をしっかりと理解してもらって、部屋を貸していただくという大家さんにいろいろ当たっていくときに、こういう制度がしっかりありますよというのを説明をしていただいて、それで入居者の高齢者の方が入れる部屋を見つけられるようにという、そこがすごいしっかり大事だと思いますので、この不動産会社との連携、またこの説明の徹底というのをしっかりとしていきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○山内住宅課長 ありがとうございます。私どももまさにそこが大切かと考えてございまして、そういった住宅、不動産店ですね、そういったところに対していろいろアプローチ

をしていきたいと考えてございますので、そういった協会とかを通していろいろ細かく丁寧に対応してまいりたいというふうに思います。

○えごし委員 はい。お願いします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 私も関連いたします。今回の住宅確保要配慮者への支援と、あとは大家さん等への支援、相当踏み込んだ支援になったなというふうに、私自身は非常に評価をしております。

その中で、一つ、やはり高齢者の方、障害をお持ちの方、生活困窮者の方も対象にすると言いますけれども、様々な住宅を探す、または手続の支援を行ったとしても、やはり今、物価高騰で家賃が1割近く上がっているということで、なかなか収入に見合う住まいが見当たらないということが、かなり大変なことだと思うんですね。そうした経済的な支援や、そうした相談も含めた支援施策になっているということで考えてよろしいですか。

○山内住宅課長 今回のこの事業につきましては、先ほど来申し上げていますが、そういった賃貸するほうの大家さん側に、なるべく住宅を貸していただきたいということでするものですので、そういった観点ではございません。

○牛尾委員 この問題は後ほど住宅のところでも質問しますので、次に進みますけれども、いま一つ、賃貸人、大家さんへの支援についても相当に踏み込んだと思いますが、文京区ではもうちょっと進んでいまして、保証と同時に、高齢者の方を受け入れた大家さん、オーナーさんには、月1万円、年間12万円、これを謝礼金としてお支払いしますよということだけでなく、先ほど孤独死の見守りの問題が出ましたけれども、区が責任を持って、受け入れた方を見守るということも区がやるというふうになっていますし、相当、見守りもやるよというふうになっているんですね。

やはりオーナーさんとしては、受け入れたはいいが、その方がどういう状況になるのかというのを心配して、何か受入れをためらったりすると。文京区ではそうした方を、高齢者の方を見守るから、ぜひ受け入れてくれという体制までつくっているんですけど、そこまでの支援というのは考えられないですかね。

○岩佐委員長 見守り支援と謝礼。謝礼ですね。

○牛尾委員 謝礼。

○岩佐委員長 謝礼金の給付について。大丈夫ですか。これは住宅課だけじゃないんですかね。

○牛尾委員 そうね。

○岩佐委員長 ちょっと休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時10分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

住宅課長。

○山内住宅課長 そちら、文京区さんがやっているのは、またちょっと保険とは別制度かと思うので、たしか文京区さんは保険のほうはされていないので、ちょっとアプローチの仕方が違うかなというところはありますけども、千代田区としては、まずこちらから

手をつけてという形で、今回事業を始めるものでございます。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 保険を使っているか使っていないかと、アプローチは違うと言いましたけれども、やはり孤独死への対応、孤独死が起こった場合どうなるのかという不安としては、それはアプローチが違って、大家さんの不安は共通なわけですよ。ここに対して、文京区は見守りをしますよとなっているんだけど、千代田区としてもそうした見守りのことまで、もしオーナーさんが不安を持っていたら、考えることをちょっと検討してほしいということで、いかがですか。

○岩佐委員長 見守り自体は。あ、どうぞ。

○山内住宅課長 制度としてどうかは別としまして、高齢者の方でそういった不安があるとか、そういったことで相談があれば、もちろんこちらのほうからそれぞれの担当のところへつないで、そういったようなことにつなげられるというようなことはしていく方向なのかなというふうに、していく方向で検討すべきかなというふうには思います。

○牛尾委員 いいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、住宅についてご質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、続けて、ここの質疑を終了して、次に、環境まちづくり分科会で総括質疑において議論することとなりましたマンション管理の適正化の推進について、環境まちづくり分科会長から概要の説明をお願いします。

○林副委員長 これは予算書の220ページ、221ページの項目で、分科会調査報告書82ページから86ページです。春山委員と小枝委員が——何だった、これ。あ、まちみらい千代田でしたね、そうそうそう。まちみらい千代田との連携のなんで、総括送りにしました。

○岩佐委員長 それでは、質疑を受けます。

○春山委員 今、林分科会長からご説明いただきました。このマンション管理の適正化の推進というところで、予算を拡充されていると。これまでまちみらい千代田では様々なマンション施策をやってきたけれども、なかなか実績が上がらない事業が多かったというところで、さらに推進をしていくというご答弁を頂いたんですけども、このまちみらい千代田の在り方というのを今までも何度も質疑はさせていただいているんですけども、マンション管理組合、連絡会に入られている方々からも、まちみらい千代田の連絡会に出ても、とても案内が不十分だったり、本来事業としてメニュー化されているものの説明がなかったり、都で使えるメニューがあるのにそれも説明がなかったりと、いろんなご意見を頂いているところです。

千代田区の9割の方々がマンションに住んでいるというところで、マンションの施策を本当にまちみらい千代田の補助金のところの事業としてだけでいいのか。本当に区としてマンション施策ということをちゃんと取り組んでいく必要があるんじゃないかというところで、あと分科会で議論になりました。この辺りの連携、千代田区として、このマンション住民がこれだけいる中のマンション施策というのをどう考えていくのかということをお

答えいただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご質問いただきました、マンション施策ということで質問いただいているかと思います。

まず初めに、やはりお話の中で頂いておりました、まちみらい千代田の取組。ご紹介いただきましたように、マンション管理に関すること、マンション防災に関すること、メニューは比較的多いございます。一方で、やはりご指摘いただいているように、実績が伸びていないということも事実でございます。また、今お叱りを頂いておりますように、案内が不十分だったのではないかと、都のとどまるマンションの普及促進事業などに触れることがなかったというふうなのも聞いてございます。そういったような案内の不足が正直どういった状況かというのは、ちょっと私のほうでも把握はできておりませんが、そういったことに関しては、うまく連携を取ってまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○春山委員 もう少しちょっと横断的に質問させていただきます。先ほどまちづくり支援ステーションの質疑の中で、地域の、戦略的にエリアごとに地域を考えていく、情報も可視化、一元化していくというような話があって、その中にダッシュボード的な、住んでいる人たちの声も聞いていくということと、住んでいるマンションの管理のサポートの仕方というのが、オール千代田で一律になっていると。本来であればもう少し地域ごとに入り込んで、ある程度の地域とか街区とか、そういったところのマンションのマンション管理組合の管理をどうするのかということをやっぱりサポートしていく体制が必要だと思えます。

防災という面でいけば、本当に神田のどこのマンションとここのマンションの人が防災について話し合っても仕方なくて、やっぱり隣り合うマンションがどうやって共助で事前復興的なものをみんなで考えていくかという、この地域単位に落とし込んでいくという必要がとてもあると思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○岩佐委員長 マンション……。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 先ほど課長からもご答弁申し上げましたけれども、まちみらい千代田、これまでマンション施策、ハード、ソフト両面から、ワンストップというお題目で進めてきたところで、その間、基礎データの蓄積ですとかマンション連絡会のネットワーク、そういったものの構築に取り組んできたところでございます。一方で、まちみらい千代田が発足以来、やはりかなり組織とか人員がスリム化されてきたという経緯がございます。そういったこともあって、分科会でご指摘いただいたような様々な事象があったのかなというふうに思っています。

春山委員がおっしゃるように、もう少しマンション施策を地域にブレイクダウンしてというご指摘、確かにそういう必要性もあるのかなというふうに思っておりますけれども、現状の中で、なかなかまちみらい千代田が主体的に機能できるかということについては、課題があるというふうに思っています。

まちみらい千代田については、今般、錦町三丁目の再開発の動向を契機に、まちみらい千代田としても、財団の在り方、そういったものについて検討しているところであります。併せて区としても様々、産業振興、コミュニティ振興併せて様々課題はあるかなというふ

うに思っておりますので、やはり組織横断的にまちみらい千代田の在り方を議論する中で、ご指摘のような機能をどう果たしていくのか。まちみらい千代田がフロントとして機能するのか、区としての、ちょっと所管は異なりますけれども、住宅施策所管のところとの役割分担をどうしていくのかについては、重要な課題であるというふうに認識しております。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 最後。ありがとうございます。ぜひ改善と推進をしていただきたいと思います。

もう一つは、住んでいる人たちの声をちゃんと集めて、それを施策に生かしていくということもマンション管理の中ではとても大事だと思いますので、それはデジタル化とも連携しながらそういう施策に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○印出井地域振興部長 まちみらい千代田を所管する部長としてご答弁申し上げます。

今ご指摘いただきましたけれども、今後、まさにまちみらい千代田の在り方を検討する中で、こういった範疇を役割としてまちみらい千代田が今後とも発展していくのか、区の役割分担も含めて、データの利活用等も、蓄積した利活用等も含めて、検討してまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、このマンション管理。

○林副委員長 関連してですけど、千代田区内には509棟の分譲マンションがあると、現存して。これで、分科会の議論にもなったんですけども、まちみらい千代田でやったほうがいいのか、区のほうで直接、例えばマンション課のような形で総合的にやるほうがいいのかという、具体的な検討というのはなされているのか。というのが、住宅課でさっきの総括項目があった、区営住宅の管理もある、高齢者の見守りもある、マンションもあるといったら、どう考えても手広過ぎて、お仕事の範疇を超え過ぎていませんかというのと、区の人口動態が増えてきているんで、そろそろ区の直接的な窓口というのはどうなっているのかというのは、それぞれ地域振興部と政策経営部、お答えください。課題意識について。

○印出井地域振興部長 先ほどご答弁申し上げましたところと重なるところがあるかなというふうに思っています。まちみらい千代田としては、これまで、3公社を統合した際、あるいはそれから財団の見直しを一旦した際に、マンション施策のワンストップ窓口ということで取り組んできたところでございます。それから、5年に一度のマンション実態調査などにつきましても、まちみらい千代田が区と主体的に連携して実施しており、分譲マンションの実態について把握し、また一方で東京都のデータも活用しながらマンションカルテなどを作ってきた経緯があります。

今後これを深めていくということについては、林副委員長おっしゃるとおり、区の住宅のおよそ9割がマンション等の集合住宅であるという実態を踏まえて、まちみらい千代田と区との役割については、今後、先ほど申し上げました財団の見直しの中で組織横断的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○御郷企画課長 組織を所管する企画のほうから、区の直営という形はどうかという形での答弁をさせていただきます。

組織の編成の中で、各所管のほうから、来年度、翌年度の体制等も含めて要求いただい

ているといった中で、今後、今、地域振興部長の話がございましたとおり、まちみらい千代田の見直しの中でこういった形がいいのかどうかというのは、しっかりと所管と政経部のほうで議論して今後決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○林副委員長 まちみらいのほうを振り返ってみますと、当時、教育長をやられていた方が、いろいろあって退職しなくちゃいけないんで、まちみらいの理事長になられるときに、当時の区長に、ぜひマンションを一元化してやってみたいんだと。耐震もコミュニティもといった形で、取りあえず、じゃあ、十数年前はそれでうまくできるのかなと我々も思っていました。ところが、時代が変わって、マンションの規模も大きくなりましたし、人口も大きくなったと。当時のやらせてくれと言った方も、もう神奈川のほうに。違う。東京、千代田区からかなり離れてしまったと。そうすると、区のほうで課題意識がないまんま、仕事量が多くなるだけになってしまうと、なかなか難しいんじゃないのかなと。どこで課題整理を見つけていくのかなというところが、企画課長の話だと、全庁的にというと、なかなかいっぱいお仕事があるんでしょう。DXとかもやらなくちゃいけないんでしょう。ただ、優先順位を考えたり、窓口の人口の、要はボリューム感なんですよ。先ほどの高齢者のときは、三千何百人の独り暮らしの高齢者がおられる。ここをしっかりとフォローしなくちゃいけない。マンションの場合はもっと幅広になって、区民の9割になってくると、あらゆる問題が出てくるのもあるんで、もう一度、地域振興部と、町会とマンションの区政との役割、期待する役割というか、お仕事の分担ですよ。どういうふうにコミュニティをやっていくのか。町会は面でこうやる、マンションの管理組合はこうやるという役割分担と、区役所のほうでも、まちみらい千代田に任せるだけでは、もうそろそろ量が多過ぎてしまっているんで、もし調査されているんでしたら、都心区の港区ですとか中央区ですとか、大きなマンションがたくさんあるところはどういう施策展開をしているんだというのを紹介していただければ。集合住宅の区民に対してですよ。と、なるほどねという形になるんですけれども、今のお話だと、なかなか適正化の推進まで行くのはまだまだ時代が先になってしまうと思いますので、ちょっと地域振興部の町会と管理組合の役割と、もう一度、他区の比較についてお答えください。

○岩佐委員長 町会と管理組合の役割の話を。

○林副委員長 期待する、区としての仕事の役割分担、マンション……

○岩佐委員長 と、区が期待していることと他区の事例ですね。

○印出井地域振興部長 まず林副委員長のご質問のうち、町会とマンションということについての役割分担でございますけれども、かつては、まちみらい千代田がコミュニティ振興公社を統合したときに、町会等が行うコミュニティ活動の支援ということについての助成を担っていたところですが、それは現在、区のほうに来ております。いわゆる区のコミュニティ総務課、コミュニティ担当のほうで、地域コミュニティの中核である町会の支援ということについては総合的に対応しているところでございます。一方で、マンションのハード、ソフト両面で様々な施策を展開する中で、マンション内のコミュニティの活動の支援ということについては、まちみらい千代田のほうが実施しているところでございます。

それから、マンション施策につきましては、まちみらい千代田のほうでも、先ほどコミュニティ総務課長からご答弁申し上げましたとおり、様々なメニューは用意しているとい

うところでございますけれども、なかなか特にマンションの機能更新等を含めた事業の実績に至っていないというような実態かなというふうに思っております。

職員も区の住宅課の職員と一緒に、それぞれマンションに出向いて取り組んでいるというようなことは聞いてございますけれども、おっしゃるとおり、住戸の9割を超えるという千代田区の実態を踏まえて、まず、まちみらい千代田を所管する地域振興部としては、今般の錦町のまちづくりと連携して、まちみらい千代田の在り方については、繰り返しになりますけれども、財団としての検討、それを踏まえて、区としても併せて検討してまいりたいというふうに思っています。

○岩佐委員長 あと、他区の事例は何かありますか。

○赤海コミュニティ総務課長 恐れ入ります。近隣区に関しまして、マンション管理組合といったような自治会に対するこういった対応をしているかということに関しましては、まだ調査が進んでございません。

○林副委員長 今も歴史をひもといていただきました。町会の支援というのは、一つはコミュニティ振興公社でかつてやっていたと。もう一つは出張所で今も継続してやっていると。町会の方々は、直営の形で区のほうにもう一回支援も戻ったんで、出張所と本庁のほうでそれぞれいろんな行事の支援をしてもらっているんだと。マンションのほうはちょっと複雑で、一つが管理組合というのがあると。これはもうほぼほぼあるんだろうと。ここに、管理組合だけでは物件の管理しかできないから、自治会というのをつくっているところもあるわけですね。これが、コミュニティができたり防災訓練をやったり、建物の管理、維持管理だけじゃなくて、自治会というのもし少し芽生えてきたマンションもあると。

区が関与するといったら、ここの自治会のところになってくるんじゃないのかなと。管理組合のところへ直接行くと、物件の管理ですから、これはもう個人の私有財産になってしまいますけれども、自治会という大きなマンションのところの、メンバーは一緒ですけれども、ここに何らかの光を当てるようなものを区の本庁のほうでやるのと同時に、管理組合のほうはまちみらいとか外郭団体でもいいのかもしれないですけども、そこを少しやっていかないと、どんな施策展開をしても、やっぱり周知が足りないとか、やっぱりマンパワーの不足になってしまいませんかというところを、どうなのでしょう。どこで検討するんですかね。

私は、地域振興部だけとかまちみらいだけになってくると、午前中の議論と同じような形になってきて、縦、横、斜めというのは見れなくなってしまうと思うんですね。見守りも必要かもしれないし、マンションにある自治会のところには、もしかしたら社協がやっている福祉部みたいなものを設置してもらえる形になるのかもしれない。町会だけじゃなくて。こういった少し、もう少しマンションの大きな集合住宅のところにも、区が直接関与しないで、何でもかんでも外郭団体に任せたりするというのは、もうそろそろ時代の転換期にあるんじゃないのかなと。

さっき言った教育長が乗り込んできたときと、やっぱり、もう人口も限りなく増えていきますし、残っている、古いことを知っている職員の方も減っていますから、私はまちみらいにこそ区のOBの方たちが集って、職員のですよ、議員のじゃなくて。そして、今までの付き合いも含めて、何らか地域とのつながりというのを残してもらえるような千代田区になってほしいなと思います。現役の方は時代が変わったといって、区役所本庁しかないな

いのかもしれないけども、まちみらいに行けば古い顔がいる。まちの人が知っている人がいる。そんな外郭団体というのをつくってもらえればなとは思いますが、どこで庁内で議論して、マンション対策、マンション施策というのはできていくものなのかというのを、地域振興部以外で答えてもらいたいんですよね。

○印出井地域振興部長 取りあえず、前段のところをご答弁させていただきます。

○岩佐委員長 取りあえず、地域振興部長。

○印出井地域振興部長 林副委員長がおっしゃったとおり、マンションの管理組合、それから自治会という両方の側面を持っているということは、私どもも認識しています。千代田区の町会支援の歴史的経緯の中で、自治会がいわゆる町会化することについての様々な課題は一方であるのかなと。その辺については、過去の経緯、林副委員長はご存じだと思うんですが、ただ、まちみらいのほうでは、いわゆるマンション内のコミュニティという形の中で、ちょっと分りにくいんですが、コミュニティ支援をしているところがございます。

ただ、ご指摘のような規模の大きなマンション、それから規模の大きなマンションが幾つか連携するという事例も最近聞いてございますので、その辺りについては、区のやっぱりコミュニティ施策の中でどうやって研究していくのか、幾つか挙げていただいたまちみらい千代田の在り方についても、今後の見直しの中の一つのご意見として参考にさせていただきたいというふうに思います。

○村木政策経営部長 ただいま林委員のご質問ですが、マンションの持っている自治会的な機能、これについては、今、地域振興部長のほうからご答弁さしあげました。

私のほうから、組織担当として、区の組織としてマンションの課題に対してどう対応していくかということ、これはなかなか一つ難しい問題だと思います。マンションとゆっくり何かを、組織をつくった場合に、そこがマンション関係は何でもかんでもみたいなふうになっちゃう可能性もあるんで、そうしますと、今の千代田区民は9割マンション住民ですから、全部その課でやるのかとか、そういうことにもなってしまいます。そうではなくて、適切な、マンションの持ついろんな機能、それからマンションというものの位置づけ、先ほど春山委員のほうから、個別ではなく街区ごとというようなご指摘もございました。そういったものとか、あと防災の関係の問題とか、まちづくりの関係の中でのいろんなマンションの在り方とか、非常に広い問題だと思います。それにどう対応していいかというのはなかなか難しい問題で、我々としてもすぐに答えを出すのはちょっと非常に難しい問題です。

さらに、もう一つご指摘があった外郭団体の問題というのもありますので、今、このまちみらい千代田、これに使っている建物についても、錦町の再開発との関係で様々な問題があります。そういったことを含めて非常に検討することは多いと思いますが、それについては、非常に難しい問題ですが、千代田区が、再三言われているように住民が主にマンションに住んでいるという、そういう実態を見ますと、やはり考えていかななくてはならない問題ではないかなというふうには認識してございます。

○林副委員長 いらっしゃる。

○岩佐委員長 はい。課題として認識しているということなので、そろそろまとめていただいていいですか。もうよろしいですか。

じゃあ、のざわ委員。

○のざわ委員 高経年分譲マンションの耐久化促進、老朽化防止、5億8,137万3,000円には、1981年以前に竣工された旧耐震基準の、及び築30年以上、1995年竣工以前の旧耐震を除くの、特別区民税をお支払いいただいている方の家、ビルも、これは大変件数が多くて大変だと思いますが、今後、耐震化の促進、適正管理の実施に向けた取組を進め、分譲マンション等と同様に長寿命化していくことは大切だと思いますが、その費用は入っていますか。また、今後その対策研究費は入っていますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○武建築指導課長 今回の質問は分譲マンション以外での長寿命化の費用が入っているかということだと思います。こちらに5億8,000——失礼いたしました。もう一度。今のご質問につきましては、来年度予算の5億8,000万の中にマンション以外の費用が入っているかというご質問だと思います。この中には木造住宅の旧耐震のものについての耐震診断、補強設計、耐震改修、そういった費用も含まれております。また、分譲マンション以外の事務所等についての耐震診断、補強設計、そういったものの費用も含んでおまして、事務所等については4,000万ほど、木造住宅については540万ほどの予算がついております。

○岩佐委員長 マンション以外も対象ということですか。よろしいですか。

○のざわ委員 はい。いいです。ありがとうございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

おのでら委員。

○おのでら委員 関連しまして、先ほどのお話ですと、特定緊急輸送道路沿道のみという話だと思うんですけども、木造住宅耐震促進事業のところで、今回、耐震診断が15万円から20万円に増えた理由というのを教えてください。の助成ですね。

○武建築指導課長 木造住宅の耐震診断、15万円ほどということだったんですが、物価の高騰とか人件費が高騰したということで、15万円では足りないという、耐震診断を行う事務所の方からのお声もありましたし、ほかの自治体も調べた中で、やはり20万円必要ということで、15万円から20万円に引き上げたという経緯がございます。

○おのでら委員 このもともとの15万円というのは20年前に設定されたものだと思うので、最近の物価の高騰ですとか、そういったものを反映して20万円に上げたというのは非常によいことだと考えております。一方で、その先の診断を受けた後の改修ですね。改修について、耐震改修については今120万円、補強工事については120万円の助成が限度額というのはあると思うんですけども、こちらについても物価高騰のところを踏まえると、足りないのではないのかなと思うんですが、ここを上げなかった理由というのは何かあるんでしょうか。

○武建築指導課長 まず診断が足りないという声がありました。耐震改修の120万円というのは、10年前に100万円から120万円に引き上げたという経緯がございます。確かにおのでら委員の言うように、最近物価が高騰して、引上げが必要ではないかということに関しましては、来年度、耐震改修の促進計画が5年に一度の見直しがございますので、その中で耐震化の状況について、または、どの程度耐震改修費用がかかっているか調査して、費用については検討したいと思っております。

○おのでら委員 はい。ありがとうございます。補強工事以外にも、除却工事とかシェルターとか、そういったところもあると思います。しっかり今どれくらいかかるのかというのを調査の上、アップデートをお願いできればと思います。ありがとうございます。

○武建築指導課長 そういった改修費用も含めまして、またシェルター、そういった除去工事も含めまして、耐震計画、促進計画改定の中で調査していきたいと思っております。ご意見をありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、マンション管理の適正化の推進についての質疑を終わります。

続けて、環境まちづくり分科会で総括質疑の上で論議することとした（仮称）四番町公共施設整備について、環境まちづくり分科会長からの概要説明をお願いします。

○林副委員長 予算書220ページ、221ページです。分科会調査報告書は90ページから93ページです。分科会の中では、岩田委員と小枝委員の議論が集中しました。四番町の公共施設の進捗管理が子ども部でやっていること、そして、岩田委員のほうから、この工事の契約に関わる疑念があることですので、子ども部と政策経営部がないと、これ以上の調査はできないということで、総括送りの事項といたしました。

○岩佐委員長 はい。一旦休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時40分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

質疑を受けるんですが、ちょっとだけ整理をさせていただきますけれども、官製談合事件についての関わりとちょっと、（「契約の在り方」と呼ぶ者あり）はい。入り込まないで、ここの契約の在り方と四番町公共施設整備について、まず、ここではご質疑を頂きたいと思います。もし官製談合事件にまで入っていくのであれば、それはまた24日に時間を取っておりますので、今回のここは環境まちづくり分科会でされている（仮称）四番町公共施設整備についてを中心に質疑をお願いします。

それでは、質疑を受けます。

○岩田委員 すみません。林副委員長、分科会で止まったのって、まさにそこなんですけど。

○林副委員長 ここ……契約の在り方。

○岩田委員 はい。そうですね、契約の在り方で、まさに官製談合事件のところの話で止まったんですけど、それは質問できないと、今、委員長はおっしゃっていましたが、どういう感じでなんでしょう。

○岩佐委員長 契約の在り方とか公益通報の在り方でしたら、それは政策経営部のほうでやらせていただくんですけども。

○岩田委員 ああ。

○岩佐委員長 そこに例えば、（発言する者あり）子ども部ですとか、そこに関わりがあるのかどうかという事実的なことは、どうぞ聞いてくださいという。

○岩田委員 私もその委員長の議事整理がよく分からないんですが、まさに分科会ではそこで止まった話なので、ぜひここでやろうかなと思っていたんですが、ここでやっちゃい

けないという。

○岩佐委員長 いけないとは言っていない。

○岩田委員 どんな感じなんですかね、これは。

○岩佐委員長 事実行為を確認してください。

○岩田委員 あ、諮っていないから。大丈夫ですかね。（発言する者あり）はい。じゃあ、言っちゃって大丈夫ですか。

○岩佐委員長 取りあえず、どうぞ。取りあえず、どうぞ。

○岩田委員 取りあえず。はい。私の持っている供述調書という資料によりますと、まさにこの四番町の部分も何かしらの談合的な何か力が働いたみたいな供述があるんですが、それについて区はどのように認識していますでしょうか。

○武笠契約課長 区といたしましては、再発防止の報告書で報告いたしましたとおり、四番町の案件については対象外というふうに考えてございます。

○岩佐委員長 岩田委員。

○中田行政管理担当部長 すみません。行政管理担当部長。

○岩佐委員長 行政管理担当部長。

○中田行政管理担当部長 今回の確定記録の件ですけれども、先日の特別委員会の中で、まだ資料としてということでお話は頂いておりませんので、私どもは見えていないということなので、ちょっとお答えはしかねるところでございます。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 最初にあれですよ。何だ。何だと言った。報告書に挙げたとおりとおっしゃいましたが、その報告書が全くのでたらめだという話なんですよ。裁判の判決理由のところにどういうふう書いてあったかというのをご存じないんですか。

○佐藤総務課長 岩田委員から再三報告書がでたらめだというお話を頂戴しているんですけれども、区といたしましては、検討委員会、有識者会議、委託調査等も行いまして、適切に対処してきたものと考えております。

○岩田委員 そこじゃないです。裁判の判決理由、それを読んでいないんですかと聞いているんです。

○佐藤総務課長 恐らく元副区長の関与に関する部分であろうと思いますが。

○岩田委員 違う、違う。

○佐藤総務課長 それにつきましては、これまでもご答弁申し上げたとおりでございます。

○岩田委員 違う。全然違いますよ。元副区長も元職員も元議員も関係なしに、裁判の判決の理由ですよ。それは裁判所が言ったこと。それは読んでいないんですかと聞いているんですよ。

○佐藤総務課長 それを踏まえてご答弁申し上げているつもりでございます。

○岩田委員 そこにはですよ、上司からの命令、そして元区議からの依頼があったと書いてあるんですよ。だとしたら、そこにパワハラがあるとしたら、上司からの命令、そこにほかならないじゃないですか。にもかかわらず、議員からのパワハラによってと結論づけた、その報告書がおかしいと言っているんですよ。

○佐藤総務課長 判決文につきましては、以前に政策経営部長からご答弁申し上げたとおり、そういったことが指示があったとしてもというふうに、ただし書がついていたと思い

ます。再三、報告書に対して、議員のパワハラと結論づけたというふうにお話を頂戴いたしますが、区といたしましては、それぞれ上司と職員の関係性、議員と職員の関係性ということで整理をしておりますので、議員がおっしゃるような、パワハラとしても簡単に片づけたというご指摘は当たらないと考えております。

○岩田委員 区のホームページ、その中でもアンケートなどなどを見ても、元議員からのパワハラという言葉があちこちに出てきているじゃないですか。でも、裁判の判決理由には、元議員からのパワハラなんていうような言葉は一つも書いていない。そして、その判決理由を見るならば、上司からの命令、書いてあるその部分を見れば明らかじゃないですか。にもかかわらず、報告書やアンケート調査、そういうところで、元議員からのパワハラ、そういう言葉ばかり並べ立てるのはおかしいと言っているんですよ。そして、その一部を切り取って、元議員からのパワハラとあちこちで言っているじゃないですか。それがおかしいと言っているんですよ。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 内容的に、今、四番町のことを質問しようとも、入り口論のところとどめられてしまう。それはなぜそうになってしまうかということ、これも別項目になるので今議論はしないけれども、区長は、確定記録を基に議会で質疑することは、何でしたっけ、個人情報のみだりにばらまくことだと言って、岩田委員を成敗せよと言って議長のほうに申入れをしているというお考え方で、でも、その考え方というのは、千代田区も法務のほうを強化されているから、法律家の方もいらっしゃるから、その方に聞けば分かると思うんですけども、実はもう例えば新潟なんかでは5年前にそうした今と同じような議論があって、それで市長さんはじめとして、議員さんも駄目だ駄目だというふうに言ったんだけど、結局はそれは間違いだということになって、それで、市自らが確定記録を見に行った。そして、議員がこのような質問することについては丸々オーケーということになったというのが、もう5年前の出来事だそうです。国会においても同じように確定記録を基に質疑をするということで、様々な質疑が、いろんな犯罪、まあ、ここは犯罪じゃないけれども、出来事が明らかになっている。

この入り口の手順・手続論というのは、もう日本の中ではもう5年前に乗り越えていることだと思うので、非常にそれこそ不毛なやり取りで、双方のエネルギーの消耗を招くので、ちょっとその入り口論のところはもう乗り越えてもらいたいんですね。乗り越えるというか、ごく合理的な考え方というんですかね。そこを千代田区のほうは、せっかく法律家の方を雇用されて、管理職でもいらっしゃるのに、そうした判例、判例というか、事実をちょっと検索すればもう分かっていることなんですね。そこを分かっていることであれば、質疑をすることの入り口論はもうやめて、四番町の中身に入りたいというのはいかがでしょうか。

○村木政策経営部長 何か質問が二つ続いてしまって、ちょっと非常に答えにくい状況なんですけど、最初にまず岩田委員からのご質問のほうに先にお答えしたいと思います。

岩田委員から、判決を読んでいないのかというお話がありましたけど、当然、判決のほう、速報で出たものを我々としては目にしておりまして、そのほうの内容については十分検討しているところでございます。

岩田委員はその量刑の理由の中で、上司からの指示命令ということがある。で、共犯者のほうは、区議からの依頼ということで、ということは、指示命令したほうがパワハラではないかと、そういうご指摘かと思えますけど、これは普通に考えれば、区議のほうはいわゆる上下関係がないわけですから、そこに指示命令という言葉が出てくるのが、それ自体おかしいと思います。

私も元部長の裁判をずっと傍聴していましたが、その中で明らかに元部長は、元区議からパワハラを受けていたという趣旨の発言をしております。そういったことを考えても、岩田委員のお考えをそのまま受け入れて、我々の報告書が間違っているという、そういったふうにはならないというふうに認識してございます。

それから、ただいまの小枝委員のご指摘なんですけど、これにつきましては、区の特別委員会のほうで正式に検察庁のほうに閲覧の依頼を出していると聞いております。そちらの答えがまだ出ていないということですので、我々としてはその結論を待ちたいという、そういう方針でございます。

○小枝委員 委員会としての動きは承知しております。なので、議員が確定記録を基に質疑するということについて、ここに問題はないと。問題はないんだということを、これはもう既に地方の議会では確定していることですので、その認識を一にしないと、質問そのものがない。まだ区長からの抗議文めいたものが残ったまんまになっているんですけども、実際あれはもう明らかに樋口区長のほうの認識が間違っているというのがこの日本の今の法律的な現状でありますので、そこに関しての議論はもう今日じゃないと思っているのでやりませんが、これを基に質疑するということについての正当性ということについては、同じところに立てますよねということを確認しているだけです。

○村木政策経営部長 それについては、ただいま申し上げましたように、議会として正式に検察庁に申し入れたものの回答が出ていないということは、検察庁のほうでこれを議会で扱うことについてどうかという結論は出していないということだと思います。その上で、今回、我々のほうだけで、じゃあそうしましょうということとやるというふうに、そのようには考えてございません。

それから、ただいま、その確定記録、正確に言えば確定記録を閲覧した者のメモ、それを議会において議論することは、これはもう当然認められていることだというお考えでしたが、必ずしもそうではないというふうには考えてございますので、その辺のところも認識の不一致がございますので、このところはやはり議会として正式に申し入れたもの、その結果を待ちたいというふうに我々は考えてございます。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 ちょっと確認しますね。まず法務担当もいらっしゃるということなんで、刑事確定記録というのはどういうものなのか。そして、その刑事確定記録というのは供述調書の閲覧をしたという話なんですけど、これは法的にはどういう扱いなのかというのを答えたいと思います。

○岩佐委員長 あ、法的にも確認はいいんですけども、その後に再発防止の委員会での取扱いを……

○はやお委員 だから、止めます。止めます。止めるけれども……

○岩佐委員長 はい。

○はやお委員 止めるけれども、結局はその、すみません、刑事確定記録ということに関してどういう扱いかというと、たとえ岩田さんが言おうと、委員会で言おうと、同等の扱いなんですよ。

○岩佐委員長 違う。

○はやお委員 それにかかわらず、それを待ってと言うんだったら、あなた方行政が閲覧記録を見に行けばいいんですよ。それをしないで置いて、なぜ、逆に言ったらば、それを待っているのか。何びとも見れるものなんですよ。そのところ（発言する者あり）そう。法的な確認をしたい。議論が、僕は議事整理する必要はないんですよ。つもりはないんですけど、今の話がばらばらになっているから、その確認を、法的な資格を持っている方のご答弁をお願いいたします。違うよ、駄目だよ、あなた、あなたは、だって違うんだから。

○岩佐委員長 休憩します。

○はやお委員 ごめんね。法務担当じゃなくて、司法の試験、法的にそのところを分かっている方。法務担当と言ったのは間違いだ。

午後3時54分休憩

午後4時23分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いいたします。政策経営部長。

○村木政策経営部長 先ほど、はやお委員のほうから、確定記録についてご質問ございました。こちらにつきましては、一般の情報公開の対象として公開されるものではなく、あくまでも刑事確定記録訴訟法に基づいて閲覧を認められたもので、それは特定の目的のために使用するということを前提にしたものだというふうに認識してございます。我々の見解といたしましては、先般、区長から議長のほうに申し入れたその内容のとおりでございます。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

それでは、岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 じゃあ、続けます。

私が、今年2月7日、東京地検にて閲覧してきた資料、それに、その資料が当該契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会委員の一員として閲覧してきたというふうに、この当該事件の供述調書、そのように理由書をつけて、それが認められて閲覧してまいりました。そこに、その供述調書によるならば、誰のだ、元、（発言する者あり）元副区長の供述には、私が、ここはちょっと伏せ字で、元区議から千代田区四番町の公共施設の設計業務に関する受注機会の拡大を求められて、これに対しては、私が元区議にプロポーザルでやっている旨、回答しておりというふうにあります。プロポーザルといえば、提案内容に採点をつけるやり方の方法ですけども、ここにもちょっと疑義があるのではないかというふうに思われます。つまり、これ、そもそも誰が採点をしているんですか。

○川崎子ども施設課長 お答えします。

プロポーザルの設置要領をつくりまして、区の職員と、あと、学識経験者をお呼びして、選定委員を組成しております。

○岩田委員 その人たちが、もしも、あくまで、もしも、そこで話合いをして、裏で話合

いをして、いい点数をこの会社につけようと言えば、幾らでもつけられるわけです。そういうところが怪しいのではないかというふうに言っている方が、非常に私の周りに多い。なぜ、これをプロポーザルでやったのか。

○川崎子ども施設課長 お答えします。

こういった設計業務につきましては、単純な金額の入札ではなく、また、設計協議、コンペとまた違いまして、一緒につくり上げていく、検討を進めていくものでございます。そうした形で、単なる金額の競争でなく、一緒に作業する提案者の方を選定すると、そういう形でプロポーザル方式を取っているものでございます。

○岩佐委員長 岩田委員——じゃあ、小枝委員。

○小枝委員 関連です。

その区職員と学識の人数構成というのを教えていただけますか。類設計ということ言われていましたけれども、区の職員というのは、部長級とか、そういう感じだと思いますけれども、それで、何年、これをプロポーザルしましたか。（発言する者あり）

○川崎子ども施設課長 お答えします。

プロポーザルを行いました年度としましては、27年度から28年度にかけて、実施してございます。ただ、いずれも文書の保存年限が5年でございますので、ちょっと、詳細は、今、私どものほうの部署で残しております記録のほうで確認しているところではございますが、先ほど申しましたように、区の職員と、あと、学識として、外部の有識者の方に入っていて選定しているものでございます。

○小枝委員 何人。職員は何人。

○川崎子ども施設課長 職員、ちょっと手持ちのものでという形で数えさせていただきますと、職員が9名で、学識の方1名でございます。

○小枝委員 プロポーザルというやり方は、先ほど答弁されたように、コンペというやり方と違って、点数の、何に点数を加点するか、そして、誰がそれを加点するかによって、ほとんど職員の方方で決まっていくという仕組みであるという点があります。

私のほうからは、確定記録も私自身は見ております。その確定記録という一つのエビデンスのほかに、この官製談合に当たって、有罪判決を受けた元部長の聞き取りの際に、今、自分の身を守るために撮ったテープというものも頂けませんかということで、頂いて、私はそれを聞いております。その二つのエビデンスを基に言わせていただきますと、元区議会議員の弁護士の言われている話の中に、四番町はもう議員は諦めている、もう四番町だといったときにもう諦めている、僕のやったことだと。それで、これは、四番町複合施設、これは明らかに談合なんだと。そして、四番町とお茶の水小学校の件については間違いなく漏らしていますと。これは警察には伝えていると。これが税金の無駄遣いと騒がれても、入札をやり直すこともできるから、まだアパートを解体中だから、配管どころじゃない段階だから、無駄遣いはしていませんと、そういうふうになっているようなテープでした。

岩田委員の確定記録を見るのは、先ほど政経部長のほうからまだ時間がかかると、委員会が見に行ったものを待たなきゃいけないので、時間がかかるということでしたから、それは、それに対しては見えていないから分からないというふう言うのか、もしくは、自分たちの認識と違うと言うんだらうと思いますけれども、今現在、今日出された、これは岩田委員からの資料請求で出された四番町の資料というのが、追加資料2ということで、東

郷元帥公園と（仮称）四番町公共施設工事ということで出ておりますが、その中に、6年度段階での工事完了が39.3%であると書いてあります。

この段階で、私は、まさにこの令和7年度予算に関係があるというふうに思うのは、官製談合に関わる案件というのは、私は三つの損失があると思っているんですね。三つの損失。1点目は金銭的損失。例えば、10億のものが8億でもやれたかもしれないのに、2億円高くなったということですから。それから、精神的損失。それは、あのとき、一方の住宅の方は全く長寿命化で引っ越す予定じゃなかったところを、急に計画変更されて、2棟が1棟になったと驚いて、何度も何度もここに泣きながら陳情に来たということがありました。そういう住民にとっての精神的損失。それから、3点目が未来空間的損失と。この三つがあると思っているんです。

なので、現段階で、これを踏まえて、どういうふうに未来に向けて事業推進するかということについては、令和7年の予算執行、職員の働き方、そして、政治姿勢としても非常に重要だと思うんですけども、区の認識はどうなっていますか、ただいまの私の質問に対して。

○岩佐委員長 誰がやる。誰もいないじゃん。何だっけ、金銭的損失……

○武笠契約課長 ただいま入札をやり直すこともできるといったお話がありましたので、契約の立場からご答弁させていただきます。

確かに、工事請負契約の約款の中には、談合などがあった場合に、契約解除できる規定がございます。しかし、その規定の中では、解除できる場合として、契約の相手方に違反行為があり、独占禁止法の排除措置命令または審決が確定したとき、刑法の規定による刑が確定したときなどに、区は契約を解除できるとなっております。四番町につきましては、いずれにも該当しないため、法規定による契約を解除する予定というのはございません。

○小枝委員 私が申し上げたのは、今、契約解除するかどうかというよりも、今現在の39.3%の完成率の中で、実は、以前であれば、もっとデザイン的なところを外側、外郭であるとか、内装であるとか、そういうふうなことを議論しながら、委員会の中にも提示されながら、もっとこうしたらどうか、この部屋は今ここじゃなくて、こっちのほうが急ぐんじゃないとか、そんな変更を加えながら、公共施設づくりというのはやっていくわけですけども、そこについて、今、あるところから、この確定記録によると、平成29年と30年がピークで、副区長を中心に、日本橋か京橋で、議会のたびに別テーブルで協議をしてきたということなんです。

要するに、意思形成過程が極めてゆがめられた時期であったということで、この案件も、でも、それに関しては、明日が官製談合の議論の場があるので、ここでは、どうしたらこれから完成に向かって、区民に対して、よりいい内容になっていくだろうかというところを、この四番町に関しては、もうここまでできているんですから、そういうことを考えたときに、いや、もう意思形成過程が一切ゆがめられた事実はないんだというふうに言ってしまうと、後で確定記録が正式に出てきて、それが明らかになったり、また、私が持っているものが皆様の共有する、区民の共有する場となった場合に、これは、非常に区民との信頼関係というものに傷がつくというふうに思うので、であれば、事実をしっかりと見ながら、区民と、この段階で、もう一遍、どんな内装になってくるのか、要するに、やっぱ

り、どういうふうな、ほんと区民にとっていい、子どもにとっていい空間として出来上がっていくのかということを、もう一回ちゃんと見えるように議会に提示したり、地元住民と対話したり、非常に、これについては行き違いもいろいろあったけれども、今後は、そのことを反省して、住民の皆さんと真摯に向き合って、子ども施設をよりいいものにしていきたいというのが、これが普通の誠実な行政の在り方だというふうに思うんですけども、そういう考え方はお持ちではいらっしゃいませんか。

○川崎子ども施設課長 四番町の公共施設につきましては、複数の部にまたがる複合機能でございます。そういったこともございまして、子ども部のほうがまとめ役になりまして、地域振興部さんや政経部さん、それぞれ入居する施設と連絡調整しながら進めているところでございます。現在、出来高としては、本日の資料にお示しさせていただきましたとおり、令和6年度においても、まだ39.3という数字ではございますが、実は、工事は着々と進んでございます。もう躯体工事にも入っているところでございます。一方で、そうした中でも、まだ微調整等が必要なところにつきましては、まず、所管課、各利用者様を抱えている所管課のほうから、必要に応じて、もし修正とか、または、加えるポイント等があれば、連絡を受けまして、できる範囲につきましては、施設経営課のほうで調整して、実際の工事を進めているところでございます。

○小枝委員 今の答弁でいいかと思います。私にとっては、この内容については、まず、区のほうは、非常に事実を見ようという姿勢が、何というか、見たくないというか、遅れ遅れなので、どうしても、今、時差が生まれているわけですけども、岩田委員が言っていることが本当であったり、私が持っているエビデンスが事実であるというところをぜひ知っていただいて、やはり、反省、ごめんなさいの気持ちを持って、しっかりと区民と向き合って、そして、よりいいものにしていく、そして、よりいいものにするためには、文教委員会、子ども施設が中心ということになっていますから、文教委員会のほうに、外装、内装の絵を出していただいて、やっぱりいいものになったねというふうなものにするような見方を、令和7年度執行の中で、双方、努力をしていただけたらというところが、官製談合を除く意見としては、そういうことを、ぜひ、私はお願いしたいと思います。

私については、ここはそこまでです。

○岩佐委員長 よろしいですか。

答弁してください。いいものをつくっていかうと……

○川崎子ども施設課長 ただいまご指摘ありましたとおり、委員会のみならず、また、将来の利用者の方にも伝わるように、いよいよ完成に向けて、あと2年ばかり、最後の追い上げでございしますが、いよいよ詳細な内装のディテール等も固まってくるところでございしますので、適宜、必要な情報提供を進めながら進めていきたいと思っております。

○岩佐委員長 ほかに、この――はやお委員。

○はやお委員 確認なんですけど、今、契約課長のほうから、今の条例や法律仕立てからすると、再入札はできないということ、というのでいいのが、まず一つです。あと、非常に心配なのが、先ほどの確定記録、並びに、また、小枝さんのほうのある音声データを含めてという話は踏まえていると。こういう状況じゃ確かに無理だろうとは思いますが、ただ、一番心配なのが、何度も言うわけじゃないんですが、四番町の結果論ですよ、入札率が、結局、お茶の水小学校のときと同じように、この千代田区災害対策管工事協力会会

員名簿という中のこのメンバーが全部を落としているんです。それで、そこで落とされていないところが、大体、82%、80%の落札率。でも、ここの関係があったところは、必ず96.578とか、96.947というような、だから、こういうところからすると、疑われちゃうんですよ、こういう話の中で。といったときに、今の進捗率が39.3%で、これはテクニカルなことですよ。テクニカルなことですけど、今の段階で、再見積りというのは、今、法的にはできないけれども、テクニカル的にはできるのか、できないのか。工事を進める上で、今のこの段階では、法律的にはもう難しいということは答弁で頂いたんですけど、これができるのか、できないのかだけは、お答えいただきたい。

○武笠契約課長 再入札ができるのか、できないのかということでございますが、現契約があるのに、再入札というのはできないものでございます。したがって、契約解除ができない以上、再入札はできないものと認識してございます。

○はやお委員 だから、法律的にはそうだということなんですけど、工事を遅らせるという、遅らせてはいけないから、39.3%のこの状況で、再見積りをテクニカル的にできるのか、できないのか。法律的にということじゃなくてね。それを、だから、そうなってくると、施設経営だと思ふんだよね、これができるのか、できないのか。そこをちょっとお答えいただきたい。

損害賠償も取られるよね。（「もちろん」と呼ぶ者あり）だから、それを覚悟で、いや、何かといったら、ここが一番心配なのは、これだけのことが分かって、議会が何もしなかったというのはどうかと。それで、もう諦めようという確認をしたいというだけなんですよ。（「休憩じゃない」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 休憩します。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○武笠契約課長 再度積算し直せるかという部分ではございますけれども、入札の際に、内訳を頂いて入札を行っている状況でございます。また、契約締結の際には、再度、単価などを確認いたしまして、内訳を確定して、契約を行っているところでございますので、そちらを今から変更するということとはできないものでございます。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 一応、議会として、最大限の努力はしたという形が取りたいんですよ、確認が取れているか。それであれば、例えば、当然のごとく、違約金も取られるでしょうし、テクニカル的にそれができるのかという確認をして、何かというと、遺恨を残したくないんですよ。今、できることを最大限にやるのが、議会としての役割だと思っています。今のところについては、判断としてはできないというふうに答弁いただいたというふうに私は受け止めます。

ただ、あと、もう一つ、先ほどの設計のプロポーザルですけども、これの行政側のほうのメンバーというのは、どういうメンバーだったのか。例えば、政策経営部長とか、ある設計の係長とか、そういうのが入っていたのかどうか、そこだけ確認。

○岩佐委員長 分かるかな。

○川崎子ども施設課長 お答えします。

ただ、文書そのものの保存年限が過ぎておりますので、私どもで残している記録、メモを基にお答えさせていただきます。

所管メンバー、先ほど申しましたように、区側が9名、あと、外部の学識の方1名で、区側につきましては、主に、まさに所管しています子ども部、子ども部関係、あと、図書館も入るということで、地域振興部関係、いわゆる、各施設ですね、入ってくる施設の関係する課長さんに来ていただいております。あと、加えまして、当然、工事関係もありますので、これはどの案件でも共通ですが、施設経営課はもちろん入っておるものでございます。以上です。

○はやお委員 これは、あくまでも参考ですけど、施設経営のほうというのは、どのくらいのランクの人が入るのか、お答えいただきたいと思います。

○川崎子ども施設課長 課長でございます。

○岩佐委員長 課長です。

○はやお委員 はい。いいです。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

ほかに、この四番町公共施設についてのご質疑は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ここの質疑を終了させていただきます。

続けて、環境まちづくり分科会で総括質疑において議論することとし、（発言する者あり）あ、すみません。その前に、欠席届が出ております。（発言する者あり）法務担当課長、介護のため、17時から欠席です。（発言する者あり）

すみません。続けます。環境まちづくり分科会で総括質疑において論議することとした街路灯維持管理のうち、街路灯のLED化について、環境まちづくり分科会長から概要の説明をお願いいたします。

○林副委員長 予算の参考——予算書222ページ、223ページです。分科会調査報告書は、96ページから102ページです。

議論が集中したのは、令和6年度7か年計画でLED化を予算化していたにもかかわらず、急遽、夏頃、執行を止めたこと、そして、リース契約となったことなどで、環境まちづくり部だけでは調査ができないということで、契約の在り方、並びに、予算を可決した直後に止める事態になった経緯・経過について、総括質疑で議論する項目といたしました。

○岩佐委員長 はい。この件について、質疑を受けます。

待って。待って。ちょっと。大丈夫かな。（発言する者あり）

すみません。休憩します。

午後4時47分休憩

午後4時48分再開

○岩佐委員長 はい。委員会を再開します。

質疑を受けます。

○はやお委員 先ほど、委員長のほうからご説明いただき——分科会長から説明を頂きましたとおり、街路灯のLED化についてということです。予算書につきましては、223

ページ、予算概要44ページ、分科会調査報告書は96ページのところになると思います。

まず、資料について、簡単に二、三分でご説明いただきたいと思います。追加資料11、よろしくお願いします。

○千賀道路公園課長 本日ご提出させていただきました追加資料11について、簡単に説明いたします。

こちらでございますが、街路灯のLED化につきまして、令和6年度及び令和7年度の事業内容をまとめたものでございます。

この事業でございますが、区内にある約6,300基の街路灯のうち、まだLED化されていないナトリウムランプ約5,000灯について、灯具のリース化により整備するものでございます。

そちら、上段、令和7年度の予定の事業計画と事業期間、こちらでございますが、7年度はゼロ計上でございますが、債務負担にて、8年度から18年度まで15億円を計上しております。

具体的な進め方といたしましては、令和7年度にリース契約を約1年でLED灯に交換、その後10年間、リース会社にて保守管理をし、終了後は設備一式が区に無償譲渡されるというものでございます。

参考といたしまして、中段、イメージと比較図を示しております。今回のリースのイメージが左側です。リース会社を介することで、現地調査や計画策定など、複数の事業者により1年間での交換作業を実施します。以降10年間、保守管理を含め、15億円の経費ということでございます。右側、令和6年度の事業内容でございますが、こちらは、毎年、区が工事発注を行い、昨年度時点でございますが、7年かけて整備する予定でございます。灯具取り替えのみとしても、これは試算でございますが、18億円かかるというものでございます。

最後、下段のところ、リースの活用のメリット、デメリットでございます。

まず、こちら、1行目でございます。ナトリウム電球につきましては、今、唯一生産しているメーカーから、令和7年1月で生産が中止、生産停止になるという公表がございまして、早期に交換する必要が生じたことがございます。以下、早期に整備することで、コストとともに、電気代やCO₂削減効果が表れるものでございます。

以上、LED化を早期に進め、区道の安定した道路照明確保に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○はやお委員 一生懸命作っていただいたことには感謝するんですけど、私のほうの要求した内容と全く違う結果なんですよ。というのは何かといたたらば、今回、ここに、総括送りしたのは何かといたたら、意思形成過程がどういう結果で、ここのところで、当初、直接、工業者にやらせることからリースになったかって、こういうのはどういうふうにやってきているんですかという話なんです。それが何かといたたら、令和6年のときには、18億じゃないんですよ。25億と言って説明しているんですよ。それで、そのときに、桜井委員が分科会のほうで、それだったら基金を使ったっていいじゃないかと。早く少しでもやったらどうだと。そこまで言うておきながら、いつの間にかリースに変わっていて、何の工事もしなかったということなんです。そしたら、どういう意思形成過程で、こういうふうになったのかということが分からないから、例えば、この予算を決定する財政

課は、予算についてのどういう審議をしたのか、そして、また、契約課としては、これをリース契約するということに関して、どのような内容でオーケーにしたのか、これを時系列的に確認し、そして、この決定に際しては、どのような意思形成過程の結果として、これは財産ですからね。でも、確かにあれかもしれないけど、財産ですから、例えば、首脳会議ではどういう話になったのかということを知りたいです。それを確認しないと、変わったことについての適正な手続、手順で、このリース化がされたかどうかということが分かりませんと言ったんですよ。

15億ですよ。そんなことが年賀状を送るみたいに、年に1回のご挨拶みたいに、分科会で説明したから、これを通してくださいというのはおかしいじゃないですか。お答えください。

○岩佐委員長 道路公園課長。

○はやお委員 道路公園課長に聞いているんじゃないよ。これ、意思形成過程がどういうふうに——道路公園課長の説明はもう聞いているんですよ。（発言する者あり）分科会でもう全部聞いているんですよ。だから、そのことをやっていたら、僕らが総括で、私が質問する……

○林副委員長 いや。時間をかけていいんだったらいいという話で……

○はやお委員 時間かけていいんだったらいいですよ。また同じことを聞くんですか。聞いていますか、私が言ったのは、財政課はどういうふうな判断をして、これをリース化にすることについて決裁をしたのか。そして、契約課のほうとしては、どのタイミングでオーケーにしたのか。当然、その前に、道路公園課のほうは確認をしているでしょう。だけど、去年の当初予算で決まったことを、こんなに軽々に変えるということはありませんですよ。変わったっていいですよ。でも、議会に全く報告がないんですから。それで、いきなり来年はリースにします。それは幾ら何でもないでしょうと言ったから、また、日比谷エリアマネジメントの第2回をやるんですかと、こう言ったわけ。執行権は、確かに、あなた方に大きい権限がありますよ。だけれども、そういうところについて、どうなのか、お答えください。だから、ちゃんと財政課と契約課がどういうふうな経緯・経過だったのか、それを、だから、当然聞いているはずですから、だから、いいというふうにしたことを、お答えいただきたい。

○千賀道路公園課長 委員長、道路公園課長。

○はやお委員 えっ。（発言する者あり）

○岩佐委員長 まず、道路公園課長……

○千賀道路公園課長 まず、全体の確認ということで、所管としてご説明いたします。

先ほども申し上げましたとおり、令和6年度の事業を進めるに当たりまして、ナトリウムランプが令和7年1月生産中止になるという発表がございました。早期に整備する手法、これを所管において様々調査したところ、このリース化という手法があることが分かりまして、導入に向けて、調整を進めたというところでございます。

区としましては、昨年度の事業を決定する際に、予算編成作業の中で、この街路灯のLED化という事業を詰めてきて、確認をしてきております。今年度、既に実施することが決定している事業ということでございますので、こちらは、事業手法の変更ということでございますので、昨年度と同様に、予算編成作業の中で、各関係部課の確認を経て、決定

したというところでございます。

○はやお委員 はい。じゃあ、一つ。

それでは、確認しますよ。ちゃんと分科会でも確認しました、したんですね。それは何かといたら、何でリース会社が1年間でこの交換ができて、ここの工事業者に任せると、7年間かかるんですかと聞いたんですよ。普通考えたら、業者は、たくさんやれば、リース会社みたいをお願いすれば、できるんじゃないんですかということなんですよ。そこはお答えいただきたい。

○千賀道路公園課長 ご指摘を頂きましたように、これ、当初は7年というところで、それをまたナトリウムランプの生産停止ということで、2年ぐらい、まあ、1年ぐらいでやらなきゃならないという課題が我々所管として上がってきておりました。その中で、このリース化という手法、これが採用でき得るものだというところが一つありましたので、そういった観点からで申しますと、特に工事を大量に早期に発注するという方向の検討は行わなかったものでございます。

○はやお委員 じゃあ、なぜ、そういうふうに対応を考えなかった。だから、ここで、資料が足りないと言っているのは、リースを活用したことについてのメリット、デメリットもそうですよ。相対する表裏あるかもしれないけど、それだったら、直接、工事にしたときのメリット、デメリットをつくってくださいと、作成してくださいとお願いしたんですよ。そしたら、もう頑としてこれしか出さない。だから、比較もできないんですよ。それで、今言ったように、何で、その業者に対して、あえてリースと決まっているんだったらそうなんじゃないですか。でも、本当に比較検討を公平公正にするのであれば、その工事業者に対して、こういうふうに1年間でリース会社みたいにはできないかと、何で検討しなかったかとお聞きしたいです。そこをお答えいただければ。

○千賀道路公園課長 一つ、今日の資料でもお示しをしているところではございますが、これ、工事業者のほうは、7年間の場合、18億というところで試算をしておりますけども、この経費、比較において15億と18億というところがございますので、当然、価格の安いほうが有利だということで、可能だということで検討したところでございます。

○はやお委員 話がずれちゃっているの。何かといたら、去年の6年のときは25億と言って、これでやったら、18億になるわけ。そうすりゃ、交渉すれば、15億になりますよ、はっきり言って。（「一括で」と呼ぶ者あり）一括でやれば。それで、何で、一括じゃなくしたのかということを知りたいんです。例えば、運用上のメリット、デメリットがこうありますというのをここに書いてあるのかもしれないけど、そんなのは委託でしょう、今でも。だから、どういうふうになっているの。

じゃあ、まず、そこのところをお聞きしたい。何で検討しなかったのか。

○千賀道路公園課長 こちら、工事と委託に関しての比較でございますけども、所管課としての運用体制ということで申しますと、これは、例えば、計画設計で1名、あるいは工事が1名というような形で体制を組んでいるところでございます。同様の体制で、1年ないし2年での18億円という工事はかなり厳しいというところがございます。一方で、このリースというところで、同じような人員の中で、10年間のその後の維持管理もついてということで、現行の体制の中で可能であるというところは、これはリース方式のほうが有利というところの判断でございます。

○はやお委員 結局は、維持管理のことまで考えたと言っているけれども、じゃあ、リース会社が担当する部分というのはどこなんですかということなんです。結局、何かといったら、電柱、線、そこは誰がやるの、電球は、ＬＥＤの電球は誰がやるのって、もう少し、分かりやすく説明してください。

○千賀道路公園課長 こちらも、本日の資料で模式的にお示しをしているところでございます。そちらの令和7年度の図でございますけども、リース会社が一つこのグループ、あるいはコンソーシアム的なものを組みまして、各事業者、これは最初に街路灯の全体の配置状況、調査計画を立てるということ、あるいは、その後、（「関連」と呼ぶ者あり）電気事業者等が、複数社、街路灯の灯具の取り替えに入るところでございますので、そういった形で、事業を効率的に進めていくという認識でございます。

○小林副委員長 はい。関連。

○岩佐委員長 小林委員。

○小林副委員長 関連して。今の答弁も非常に分かりにくくて、これは分科会でやったのを全部見ても、結局、よく分からない。初めからちょっと整理して、簡単に聞きますから、簡単に教えてください。

6年度の、令和6年度の予算は、新規事業ですよ、新規事業で街路灯のＬＥＤ化１億５、８００万の予算をつけて、区が管理する街路灯のうち、ＬＥＤ化されていない約５、０００基を６年から、令和６年から１２年、２０２４年から２０３０年、７年間でナトリウム灯からＬＥＤ灯に変更して、省エネルギー化を図るという予算を出したんですよ、６年に。それを区のホームページ上で年間の発注予定表が公開されていますけれども、令和６年４月の更新時の工事発注表では、四半期で発注することになっているんです、既に。発注することになっているのに、この四半期に発注することになっているのを、ところが、６月を過ぎると、そこから急に消えてしまうんですよ、発注。（発言する者あり）６年の工事更新の工事発注表からは、既に工事件名も削除されちゃう、これ。

これは誰が削除したんですか。（「意思決定した責任者」と呼ぶ者あり）誰が削除、部長がしたんですかね、部長が新しく来られたから。こんなのいかんと言って、取っちゃったのかどうか分かりませんが、これは誰がどういう理由で取ったんですか。

○武笠契約課長 小林副委員長がご覧になっているのは、区が公開している公共工事の発注予定の一覧かと存じます。そちらは、契約課のほうで年に４回公表しているものでございますが、各所管課からの契約締結の予定に基づきまして作成し、公表しているものでございます。（「全然聞いたことに答えていない」と呼ぶ者あり）

○小林副委員長 そりゃ、そうでしょう。だから、それを誰が削除したんですかと聞いている。（発言する者多数あり）誰がって。それは、誰が決定して削除の申出をそちらに出したんですかと聞いている。（「全然違う」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 各所管から来たものを……

○小林副委員長 まとめている。

○岩佐委員長 契約課がまとめて、あるいは……

○小林副委員長 そこにはなかった。

○岩佐委員長 まとめたときに削除したんだから、これ、所管のほうで……

○千賀道路公園課長 削除といいますか、事務的に契約課のほうに連絡をしたのは、道路

公園課でございます。

○小林副委員長 理由は。

○岩佐委員長 理由をお願いします。

○千賀道路公園課長 それは、単純に工事発注予定が延期になったというところでございます。

○小林副委員長 だから、何で延期になったの。理由を聞いているんです。

予算というのは、努力目標じゃないですからね。我々が今やっている予算って、決めたらやるんですよ。それが新規事業でもうできていて、発注もなされるところに入っていて、発注しなかったのは何ですかと聞いているんですよ。

○千賀道路公園課長 理由といいますか、先ほど冒頭も申し上げましたように、ナトリウムランプの生産停止というところがあるということなので、事業手法について再検討を始めたというところでございます。

○小林副委員長 それは分かりますよ。じゃあ、次、いつからそれやっていたんですか、四半期ずっとやっていたんですか。じゃあ、これ、質問を次変えます。これは、岩崎電気工事株式会社が、2024年6月に、ナトリウム灯及び安全器の生産を2025年1月末で終了するという発表があった。これのことですよ。これ、発表があったのは6月ですからね、言っておきますけど。四半期過ぎちゃってからあったんですよ。その前に何もやっていたいなかったんだから、区は、予算がついたことを。なおかつ、生産終了後も、岩崎電気工事が言っているんですよ。2025年3月末時点で、約1年半分の在庫を確保し、在庫がある限り販売を継続する予定ですよというふうに言っているんですよ。この報道からすると、区としては、当然、在庫もあるんだから、別にリースにしなくたって、リースという理由なんかよく分からないけれども、これ、普通にやっただけで、できますよ。在庫があるんだから。あくまでも、これは生産を中止したという発表と、在庫はありますよというのがもう一点、対応できますと言っている。

で、6年度の4月から6月には何にもやらないで、急に7年度になって、リース化、手法を変えた、決定した、先ほどから言っている経緯・経過、決定者は誰なのかというのを聞いているんです。で、委員会に報告しなかったのもなぜか。これは急激な変化なんだから、それも報告を教えていただきたいんですね。理由と決断した人と、委員会に報告しなかった理由も。

○千賀道路公園課長 今、小林委員のご指摘のあった、そちらは冒頭申し上げたナトリウムランプの生産終了、それから、在庫の確保期間1年半と言われておりますけども、来年、令和8年の夏頃というふうに発表があったというところでございます。これを受けまして、この2か年で、ナトリウムランプのそれまで7か年だったものを2か年でというところの手法を検討したというところで、私どもで、一旦、この事業に関して、再検討を始めたというところでございます。そういった中で、リース化の手法は様々ございますので、詳細に検討を進めるというところがございますので、その間は、内部検討という時間であったというところでございます。

○小林副委員長 新年度予算の新規事業で、目玉で出してきた新規事業を止めちゃってやるというのは、課長がやったのかどうかも答えてもらいたいけど、6年度に入って、ナトリウム灯をLED化するために設計業務委託のをしましたよね。新聞に出ていますよ。2

4年度に設計業務を緑政計画研究所に業務委託をして、7月末に報告を受けたと、新聞報道されていますけど。（発言する者あり）要するに、設計業務委託業務の幾らかかって、どういう内容で、どういう報告を受けたか、その結果を議会に報告したか。ここから大きいんで、それはどうなっているのか、お答えください。

○千賀道路公園課長 6年度の、今年度でございますけども、委託業務、株式会社緑政計画研究所の693万円というところでございます。こちらにつきましては、LED化をする際の各機器の調査、あるいはそれを設計する際の基準となる設計手法等を検討したものでございます。

○小林副委員長 これは、リースとは全く関係ないですよ。LED化するための業務ですよ。何でリースが急に出てくるのか分からないんだけど、その結果を基に、すぐにLED化の工事を発注しなかったのはなぜなんですか。（発言する者あり）

○千賀道路公園課長 こちら、そういう単価設定等を行った理由というところでございますけども、その後、LEDに整備するということの全体計画等々、どう検討するかということもございました。また、並行で、リース化ということも検討していたというところでございますので……

○小林副委員長 違うじゃん。答えてくれよ、ちゃんと。

○千賀道路公園課長 工事発注には至らなかったというところでございます。

○小林副委員長 ちょっと分かりません、今のじゃ。

だから、今、設計業務委託をして、報告がありました。そこは、リースの検討をしてもらっていたわけじゃないでしょう。この緑政研究所にリースをやるためのことを研究してもらったんですか。違いますよね。LED化でしょう。LED化するためには、どれが。でも、それも7月末なんですよ。本来は、もう4月1日から始まって、さっきの発注書にも出ている、発注予定書にも出ているのに、やらずして、こっちの調査に入っちゃって、7月末に報告を受けて、それも、LED化は関係ないですからね。関係ないのに、何で発注しなかったのかと聞いているんです。

○千賀道路公園課長 先ほど来申し上げていますように、一つは、リース化のほうの検討も進めているというところがございます。それから、工事発注に向けても、これは、様々、部分的にでも、先行的にでもできないかというところは調整したところでございますが、結果として、工事発注には至らなかったというところでございます。

○小林副委員長 新年度予算で目玉の政策をやらないで、発注しないで、リースも検討しているといったら、じゃあ、一番初めからリースを検討していたということになっちゃう。年度入った瞬間に、新規事業で、議会の承認を受けて、予算を執行するところにあるのに、もう既にそれはやらないで、LED化をするのに、リースでやりますという検討に入っていたから、発注しませんでしたということですか。

○千賀道路公園課長 先ほどご答弁の部分になりますけども、リース化と並行して、部分的、あるいは路線的にもできるところはないかというところは、工事発注を検討していたところでございますが、結果として、年度内の工事発注には至らなかったというところでございます。

○小林副委員長 ちょっと聞き方を変えます。

令和7年1月14日、建通新聞で、公共事業ニュース欄で、千代田区街路灯LED化を

再検討というプレス発表をしました。これは建通新聞ね。この中で、これ、一体、誰が、これ、1月14日に、遅いんですよ、既に委員会に報告しなくちゃいけないのを、もしないで、プレス発表しちゃったの。このプレス発表は誰の責任で、もう全て今まで何にも説明していないで、分科会で指摘されて言って、なおかつ、1月には既に決まっている、ほとんど、ここにはリリース化と書いていませんよ、けれども、もう発表して、再検討と書いてある。再検討。1月14日に再検討と出して、これは、再検討をして、既存のメンテナンスなども（発言する者多数あり）支障を来すことが懸念され、計画も変更すると、いろいろ指摘していますけれども、それで、これを見て、議員というか、議会は、これで報告しているからいいとしたんですか、再検討しているよという。このプレス発表したのは誰ですか。（発言する者あり）

○千賀道路公園課長 申し訳ございません。そのプレスについては、ちょっと私は承知していないというところでございますが。

○小林副委員長 ちょっと、これ、建通新聞って、皆さん、業者もそうですけど、みんな見ている新聞ですよ。それ、責任者の課長が私は知らんって、じゃあ、誰がこのプレスリリースをするの。そんないいかげんな組織なの。あなたは知らない。部長も知らない。じゃあ、係長が言って出すんですか。担当者が言って、プレス発表しちゃうんですか。そんな組織なんですか、道路公園課は。お答えください。（発言する者あり）

○千賀道路公園課長 検討段階というところで、そういったところで、ちょっと課内のほうでそういう意見交換があったというところは推定できるところでございしますが、正式なプレス発表という認識ではございませんでした。

○小林副委員長 公共ニュースで出しても、正式ではないと。ちょっとおかしいですけどね。

次の質問に行きます。（発言する者あり）行っちゃいます。これ、だけど、答えないからね。（「行きましょう、次行こう」「行こう、行こう、行こう、行きましょう」と呼ぶ者あり）答えられないでしょう。（「いや、広報にだけ確認したら」と呼ぶ者あり）あ、これは、広報が関係するんですか、こういうプレスリリースの。

○中田行政管理担当部長 すみません。ちょっと今記憶しかないですけども、そういったプレスをしたということはないです。（「ないって。ないって」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 ない。ない。

○小林副委員長 これ、だけど、あれですよ。業界新聞ですから、それはそれで、区の発表になっていますからね。それは、ちょっと受け止めておいてもらって。（発言する者あり）

先ほど、ちょっと……

○中田行政管理担当部長 行政管理担当部長。

○小林副委員長 次の質問。（発言する者あり）

○岩佐委員長 行政管理担当部長。

○中田行政管理担当部長 すみません。ちょっと、いいです。いいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。よろしいですか。

小林委員。

○小林副委員長 それでは、次、先ほど説明の中で、これだね、資料、追加資料にありま

したけれども、街路灯の、先ほど、はやお委員も少し触れていましたけど、所有権について、どう検討したのか。我々の財産である街路灯、これ、街路灯というのは、先ほどのこの説明でもありますけれども、街路灯には、灯具ですね、これから替えようとしている灯具、LED、それとその下、街路灯の柱、ケーブル、ブレーカー、基礎。これを、ここの説明の中で、いつの間にか一括してリース会社に貸す、これ、無償で貸すのか、有償で貸すのか分かりませんが、貸すというのを一括でやってしまうというのは、どういう判断なんですか。誰が判断したんですか。

○千賀道路公園課長 ちょっと追加資料のご説明でございますが、今回、リースをする部分は街路灯の灯具部分というところになります。いわゆる発光体があって、そのグローブといいますか、覆うガラス帯ですとかがございます、そこと電気設備、これをリース会社によって整備をするということでございます。その後、10年間はリース会社のほうで管理をして、最終的には区に譲渡されるという契約でございます。その間、10年間でございますけども、街路灯の道路照明としての機能は保っているということでございまして、これは、現状と何も変わらないということでございます。

○小林副委員長 そうすると、灯具はLED会社で、今、答えてくれているんだけど、柱の部分、ケーブルとかブレーカーとか基礎は区役所のものですね。それは間違いないでしょう。

○千賀道路公園課長 灯具部分がリース会社というところで、他の部分は区の財産、区の所有ということになります。

○小林副委員長 ということは、灯具部分だけリース会社の灯具を使うと。これは貸すのは無償ですね、そうすると。LEDだけつけるんだから。あとは、こっちなんだから。貸している、貸すというか、使っているということになると思うんですけど。そうすると、これ、10年間、リース会社、メンテナンスの問題を言います。10年間、LED灯具の保守管理を行う、ここは分科会でもありましたけれども、リース会社が所有する灯具以外、灯具以外に不良があった場合、リース会社に責任がない場合、その費用は区が負担するんですか。

○千賀道路公園課長 区の所有物に関しては、区が負担するところでございます。

それから、先ほど、リース会社が柱を借りるというところではなくて、我々が灯具を借りるという立場でございますので、そこはそういう関係でございます。

○小林副委員長 それは同じです。どちらにしても、街路灯としての一つの管理で、どちらが貸そうが同じで、使えないんだから。同じだと。

これ、今度、そうすると、この街路灯が、（発言する者あり）待って、待って。不具合が生じた場合は、これ、区民は、どこに連絡するの。

○千賀道路公園課長 これは、リース会社との今後の契約になりますけども、リース会社等で一括で対応する場合、あるいは引き続き区で対応する場合と様々ございますが、いずれにしても、区が確認をするということは変わりございません。

○小林副委員長 そうすると、LEDが消えていました、メンテの話ですよ。消えた場合は、連絡はリース会社に行くんでしょう。そう言っていましたよね。（発言する者あり）いや、書いてある、分科会の報告書では。リース会社に報告すると言っていましたよね。そうなんですね。そこ、答えて。

○千賀道路公園課長 これから契約をしていく中でございますので、その場合もございすし、先ほど申し上げましたように、区に直接というところがございす。

○小林副委員長 そうすると、区に来る場合はいいんだけど、基本的に、ＬＥＤにすることは、ＬＥＤはほとんど切れないよね。どっちかという、原因が灯具じゃなくて、それ以外の、例えば、区の持っているケーブルだとか、そっちの部分になってしまいますよ。そうすると、これ、どっちが確認するか。どっちが受けても、まず、区に連絡があろうが、リース会社に連絡があろうが、メンテ業者が行って、あ、ＬＥＤが切れていませんでした。そしたら、ＬＥＤの会社がもし行った場合は、区に、これ、ＬＥＤは大丈夫だから、下のほうが壊れているんで、よろしくって。その反対もあるんですよ。区が、区のところに来て、見たら、ＬＥＤは切れているみたいですよ。ただ、これがまたＬＥＤの会社に区のメンテ業者がＬＥＤの会社に言うと。これ、伝言ゲームみたくなっちゃう。（発言する者あり）

それで、こんなことをやっていると、それで、苦情が今でも増えるんですよ。例えば、この場合、年末年始や災害時や何かは、緊急時にどう対応するというふうに組み立てているんですか。

○千賀道路公園課長 先ほど来、もし契約したらというところの話であろうかと思いますが、（発言する者多数あり）基本的には、年末年始、夜間等を通して、例えば、リース会社に対応するというふうなところはあろうかと思えます。また、どちらがどっちという責任区分の問題でございすけども、それは、仮に、例えば、リース会社が確認をした場合でも、速やかに連携をして対応していくということは、これは基本でございす。

○小林副委員長 ちょっとデザインコードの話に入りますけども、区の街路灯は……

○岩佐委員長 巻いて、巻いて、巻いて。

○小林副委員長 様々なデザイン灯が商店街にありますよね。ＬＥＤ化していないのが幾つありますか。例えば、秋葉原ＵＤＸビルのヨドバシカメラ側、市ヶ谷でしたら日テレ通り、飯田橋でしたらガーデンタワー周辺、それぞれ違ったタイプのデザイン灯がありますが、灯具だけを変えるというのでは、リース化では同じ灯具をつけることができません、デザイン灯では。その場合、デザイン灯については、どのように対応するか。これは、もう既に長く検討しているんだから、当然、そんなのは検討されていると思うんだけど、それがどうなっているか。

早く、急げというんで、もう一個、質問します。また、今後の再開発、再開発があるんですけども、区道上の街路灯には、デザインコードの観点を取り入れて、今後、いろいろ設置していきますと。行くでしょう、再開発するから。そのときのリース会社の画一的な灯具では対応できないはずなんで、その辺を、一遍にリース会社で２年ではーんと替えてしまったら、また替えなくちゃいけなくなる、再開発が起これば。その辺は、どういう検討、一遍にリース化、リースして、一遍に替えちゃったときに、どうするかというのも、リース会社に一遍にやらせた場合の検討というのはされているんですか、デザインコードについてです。

○千賀道路公園課長 デザインポールといいますか、ＬＥＤの器具は幾つかのパターンを用意するという、複数種用意しているということでございすので、そういう見込みで契約をする予定でございすので、何らかの対応はできるかなというところがございす。

それから、事後、開発等で一遍に対象のＬＥＤ灯がなくなるというようなことのご懸念かと思いますが、そういうことも含めて、極力、事前調査の中で整理をしていきたいというふうに考えております。

○小林副委員長 それ、ちょっとリースにするのに検討をして、全てしている。そうじゃないって、比較が、さっきから言われているように、全然比較として、もう入れてくれないと、これ、判断できないんです。先ほども出てきたのは、リースのいい点だけ。それで、極端な話をすれば、リースにしなくたって、ナトリウム灯や安定器の在庫があるんだから、それがリースにする必要はあんまりないのね。また、製造が終了したとしても、対応できないものではないんですね。（発言する者あり）メーカーの製造終了後、直ちに在庫がなくなるなんていうのはあり得ないんですよ、メーカーとしても。在庫が１年半もつといても、それ、１年半でぴったりなくなる。その他の対応ができないわけでもない、そういう検討もしないけれど、リースへの変更はしてしまうと。新しい予算、要するに、新年度予算をしないで、無理やり変えて、報告もしない。こういう、要するに、リースありきで進んでいるように見えるんですよ。それを誰がどのように決めたのか、（発言する者あり）それが——話している。うるさいな。静かにしろよ。（「まとめなさいよ」と呼ぶ者あり）まとめているじゃないか。

○岩佐委員長 もう、落ち着いてください。もう、どっちも落ち着いてください。

続けてください、小林委員。

○小林副委員長 ……があるんだから。

○岩佐委員長 そろそろまとめてください。そろそろまとめてください。

○小林副委員長 文句があるなら、自分で質問しろ。

○岩佐委員長 そろそろまとめてください。（発言する者あり）

○小林副委員長 リース、だからありきで進めているように見えるんですけど、（「やめたほうがいいよ」と呼ぶ者あり）うん。やめよう。（発言する者あり）ばかやろうと言ったんだ。言ったから。

○岩佐委員長 何を。

○小林副委員長 ばかやろうと言った。（発言する者多数あり）何がパワハラだ。

○岩佐委員長 ちょっと休憩します。

午後５時２８分休憩

午後５時２９分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

小林委員、よろしくお願いします。

○小林副委員長 ずっと答えてくれているんですけども、今言ったように、リースありきで進めているように見えますから、誰がどの判断で、その時期にリースに変えるということをしたのか、それをお答えいただかないと、これは終わらないです。お答えください。誰の責任で、委員会にも報告していないのはなぜか。

○千賀道路公園課長 リースありきというお話でございますけど、これは、当初説明しましたように、現在、区の主流のランプとなっているナトリウムランプの製造が中止になると。

○小林副委員長 そんなの分かっていますよ。

○千賀道路公園課長 令和7年1月で中止になったと。なったという状況で、在庫が1年半。で、この1年半についても、もし大口等の契約があった場合は、さらに前倒す可能性もあるということで、在庫が切れた後の安定的なナトリウムランプとしての管理ができなくなると。こういった状況から、早期にＬＥＤ化にする手法ということで考えたということでございます。また、今回、予算査定の中で、この事業を決めてきたところがございますけれども、もともとＬＥＤ化をするというところは、既定の話というところでございますので、こういった予算査定の中でご報告を差し上げているというところでございます。

○岩佐委員長 これ、大幅に変更に、手法の変更ということで、もう、この予算査定の中で変えちゃったという、さっきからそういうご答弁なんですけれども、それ、変えたら変えたなりに、これで最終的に決断しましたと。議会には報告しなかったけど、これ、手法の変更だから、一々、変更を議会に報告しないのか、あるいは、今回、特別、変更しなかったのか、ちょっとそこだけ説明していただいて、ちょっともう道路公園課長だけで大丈夫ですか。ちょっと誰か補足でご答弁いただければと思うんですけれども。ちょっとこの質疑だけずっと続けているわけにいかないんで。

○小林副委員長 言った。

○岩佐委員長 言った。いや、言った。多様なやつで対応しますと言っていました。

○小林副委員長 いろいろ……

○岩佐委員長 誰かご答弁できますか。

○藤本環境まちづくり部長 ＬＥＤの今の質疑の内容ですけれども、部のほうとしましては、7月の頭に部内で議論をして決定したということでございます。そのときにも、その後、事業計画、予算の説明をしなければいけない。それから、財産の取扱いで、契約方法について、総務部とも話をしなければいけないとか、あと、どうやって周知をするか。それから、議会への説明をどうするかといったことを、そのときに決定して、今後、進めてきたということでございます。（発言する者あり）

○小林副委員長 報告はしなくても構わないということですね。議会には報告しなくても構わないというふうに判断をしたということ。

○藤本環境まちづくり部長 そのときに、議会にいつ報告するかというのは、まだちょっときちんと決めてはいなかったということでございます。ただ、結果として、こういうふうなことになってしまったということは、大変遺憾というふうには思っております。予算で、昨年度の予算で決定をしていて、それを事業執行する段階で、今考えると、きちんと委員会は毎月開かれているわけですから、報告しておけばよかったということはありませんが、今、さっき課長も説明しましたが、一方では、予算の手続の中で決まってきたということもありましたので、今回の中で、新たにご説明をさせていただいているということでございます。

○岩佐委員長 そろそろまとめてください。

○小林副委員長 最後にしますけど、そうしたときの比較考量がないんですよ。リースがよくて、一挙にできないなんてこともない。先ほどはやお委員も言っていたけど、業者にやらせたら、リース会社ができて、ほかの会社でできないということはないんです。お金についても、基金の話も出ているんです。そういう整理もされないで、リースに決まっちゃったことも報告しないで、なおかつ、分割審査、分科会で報告して終わってしまうとい

う、その企業の体質がもうおかしいんですよ。何やってもいいわけじゃないですよ。予算を立てて、予算を執行するのは執行機関の役割ですからね。それをやらないで、変えてきて、手法は変えた、変えたって、おっしゃってくださいよ。機会はあったけど、言うことを忘れていたって、それじゃ、済まないんですからね。それで、なおかつ、今、今の時点でも比較はされていない。リースとあれがされていないんですよ、普通の。それをされなくても、そういうのはもう決まったことだから、やるって。そういうふうに聞こえますけれども、そういうことなんですか。

○千賀道路公園課長 こちら、リースのほうが、金額的にも、あるいは施工状況としても有利というところがございます。仮に、工事で2年間でというところになりますと、短期でのかなりの財政負担等があるということでございますので、こちらに関しては、内部的にもかなり難しいと、ハードルがあったというところでございます。

○はやお委員 関連。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 もう、ここはまとめますよ。まとめますけれども、ただ、何が一番言いたいかというと、今の話からしたら、普通に考えると、リースにするか、直接、千代田区がやるかと、こういうところなんですよ。それで、今の話を聞いていると、委託に任せているにもかかわらず、メンテナンスのところについては、で、本来できるにもかかわらず、ほんと人が足りないのかどうかというところを私は知りたいわけですよ。そういう問題を庁内的にどういうふうに意思決定したのかということを知りたいんですよ。だから、言っていないからいけないということを言っているんじゃない。本当は人が足りないんじゃないかとか、本当はこうしなくちゃいけないんじゃないかと。何かといたら、たとえどうであろうと、基金はあるわけですよ。そうしたら、普通に考えたら、リースよりも長期的に考えたら、財政負担は、お金があれば、普通には直接やったほうがメリットがあるんですよ。だから、そこのところについてはどうかといたら、たった一つあるのは、人手が足りないということぐらいしかないんですよ。だから、そこだったら、話が分かるんですよ。

そうになったら、どういう体制をしていくのかと、次の問題が出てくる。その判断を意思形成過程の中でチェックをしていたのかって、確認をしたいんですよ。そこをお答えいただきたい。

○千賀道路公園課長 委員長、道路公園課長。

○はやお委員 道路公園課長が答えるのかよ。人の足りない話なんていうのは。部長が答えるんじゃないの。

○千賀道路公園課長 よろしいですか。

○岩佐委員長 どうぞ、道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい、はい。失礼しました。

はやお委員から人の手の話というところでございますが、ちょっと、こちらの説明の中でも少し申し上げたと思いますけども、現在、街路灯の維持管理、当課の中でも、計画部門で1名、あるいは工事部門で1名というところ、これがほかの業務と並行しながらやっているという体制がございます。仮に、先ほどの18億の工事をもし直営でやるという場合、そういった体制以上の体制を取らなきゃならないと、そういった人員組織の要求が必

要になってくるという可能性はございます。ただ、一方で、今回のリース化でございますけども、これは、リースで整備して10年間、維持管理をするということなので、現行の体制で維持ができる、最小のコストで最大の効果というところで、現行体制の中でやっていくということを、これは非常に効果的だということも、我々として考えて、関係所管と調整をした経緯がございます。

○はやお委員 はい。最後。

もうこれ以上言いません。でも、ただ、そういうことだったら、政策経営部のほうだっで、どういう話があって、このことを受け止めているかということだけは答えてくださいよ。というのは何かといったら、今の話だといったら、本来、お金があるんだったらば、人をやればいいわけですよ。委託だって、工事の設計をやってもらえばいいわけですよ。何ができないのかが見えないんです。そうしたら、人、物、金の人の部分について、強い組織をつくっていく上で、また月曜日にはやりますけれども、この辺については、どういうふうに政策経営部としては考えているのか、そこは答えてくださいよ、最後。

○岩佐委員長 どなたがお答えになりますか。

○千賀道路公園課長 委員長、道路公園課長。

○はやお委員 何で道路……。 （発言する者あり） もう一回になっちゃうよ。

○中根財政課長 委員長、財政課長。

○はやお委員 はい。そうだ。財政課長だよ。

○岩佐委員長 財政課長。

○中根財政課長 はやお委員からご質問いただきました点でございますが、政策経営部財政課といたしましては、今回の手法を、6年度のときは、この直営工事でやるという判断をして、現行の体制のまま、7年間でやっていこうというのが6年度の予算の内容です。ただ、その状況が翌年度に入った段階で、7年間、直営工事をしている間に、している間にナトリウムランプがなくなるということが生じることが、まず、高い確率で起こってしまうだろうということを考えると、これは、なくなる前に早期に建て替えをする必要が――ナトリウムランプから取り替えて、LED化する必要があるだろうということを判断しました。 （発言する者あり）

○はやお委員 それは分かっている。

○中根財政課長 そう考えたときに、このリース化の手段を取れば、現行の体制のまま、現行の人員体制のまま、LED化にすることができるということと、費用的にも同等の金額でできるということを考えると、このほうが望ましいであろうという判断を、財政課としても、主管課から意見をそういうお話を頂いたときに、ふさわしいだろうというふうに考えて、そういうふうにしたところでございます。

○はやお委員 最後。

いや、ということは……

○岩佐委員長 最後です。 （発言する者あり）

○はやお委員 人が足りないということなのねということなの。だって、何かといったら、当初予算で、6年度やったところでは、結局は、本来、人が7年でやれるところを、足りない、短くするということでそうなったといったって、本来であれば、お金を出せば、出せるはずなんですよ。だから、そのところについて、そう判断したのね、人が足りない

から、この短い期間でやるのは。そこだけ教えてください。

○中根財政課長 はやお委員のご質問は、人が足りないからそうしたのねというご質問でございますけれども、人が足りないからではなくて、現行の体制のままで、この手法ならばできるということですので、人が足りないから、そうしたという判断ではございません。

○はやお委員 いいよ。分かった。もういいよ。

○岩佐委員長 はい。望む答弁ではなかったかもしれませんが、これが答弁として受け止めていただいて、ご判断いただければと思います。

ここの件について。（「のざわさん」と呼ぶ者あり）ああ、のざわ委員。（発言する者多数あり）のざわ委員、どうぞ。

○のざわ委員 ちょっと長いので、駆け足でご質問させていただきます。

様々な新年会、会合等で、ご参加者に、夜、自宅の前に近辺の道路が暗くて、安全・安心の観点から明るくしてほしいというご依頼を多くの方に伺いますが、いろいろお伺いした方にいかがでしょうかと伺うと、そのとおり、安心・安全の観点から明るくしてほしいと多くの方々からご回答いただきます。現在、区の街路灯の照度の基準は、生活道路等で5ルクスの確保が最低限となっているそうですが、その明るさが暗いというお声が神田公園地区、番町・麴町地区の一部で多く頂いております。他の地域はまだお伺いできていないので、お伺いしたらお声は増えると思います。

昨日、千代田区のあちこちを歩きましたが、区役所の周りから九段下駅へ行くかいわい、区役所に近い神保町地区には、区立街路灯の数が多いので、また、地面からの明かりの高さまでが低く設定されている気がして、確かに、今でもやや暗いです。しかし、他の地区は、比較して、区の街路灯が少なく、明かりの高さが地面から高く設定されているところが多い気がしました。

今回、令和8年度までに区が管理する街路灯のうち、LED化されていない4,910灯をナトリウム灯からLED灯に変更すること、これで、CO₂排出量が1,050トン削減になるのはよいですが、多くの安心・安全の観点から、明るくしてほしいの声も同時にかなえていただかないといけないのではないかと思います。

街路灯のLED化では、令和7年から令和18年までリースで15億9,922万2,000円、直接、LEDを替えると約18億円、リースにすると、区民の要望で安心・安全のために道路を明るくしてほしいというご要望を、令和18年度まで応じられませんかにならないでしょうか。直接、LEDを替えるなら、約18億円で3億円高いですが、それぞれの区民の声にご対応できるのではないのでしょうか。今後、インバウンド、オーバーツーリズム等々の対策として、安心・安全のために、防犯カメラ設置実施及び検討の動きの加速が始まる中で、安心・安全の観点から、明るくしてほしいの声のゴウタイは大切です。今回、リースにしても、リース期間の途中からでも、安全・安心の観点から、明るくしてほしいの声に細かく丁寧に対応できるのでしょうか。費用が3億円しか変わらないのなら、細かく丁寧に住民の声にご対応できるリースでない街路灯のLED化はいかがでしょうか。

千代田区は、全部の区の管理の6,275灯が、同時に、今回の4,910灯が千代田区のどこに何本あって、平方メートル当たりの街路灯の本数が千代田区の地域に偏りなく存在しているか、それとも、街路灯が少ない地域があるのか、地面から明かりまでの高さは均一化、明かりによって高さが異なるかを見える化して、区民の方々お一人お一人の安

全・安心の観点からの明るさに、もっと明るくしてほしい、このままでいいに、繊細に丁寧に対応していただける費用は、15億円に含まれているのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○千賀道路公園課長 ただいまののざわ委員からのご提言、ご質問でございますが、街路灯の目的としましては、夜間において、道路環境、防犯、あるいは安全というところに根差して整備をするというところが一つございます。現状のナトリウムランプがオレンジ色の光ということでございまして、ちょっと人によってはあまり好ましくないというところがございます。今回、LED化するというところで、電球色あるいは白色というところになりますので、明るさの改善も期待できることもございます。また、路線的、あるいは地域的に作業をしていくと、一斉に変わるというところがございますので、その前段におきまして、各連合の町会長会議などで、そういった事業を丁寧に説明して、地域のご要望などもしっかり受けて、安全・安心な道路照明、道路管理に取り組んでまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

ぜひ、今回、6,275灯、同時に4,910灯ですか、見える化もお願いさせていただきたいということと、これから、本日時点の日本のマクロ経済データ限りの分析では、日本経済はますます厳しくなると分析する方が多いと思います。千代田区の安心・安全の悪化もするかもしれませんというお考えも多いと思います。令和7年から令和18年まで、区民の方お一人お一人の安全・安心の観点からの明るさのご要望がいろいろ出てくると思いますので、もっと明るくしてほしい、このままでいいんだといういろんなご意見に繊細に丁寧にお答えいただきますことをお願い申し上げまして、何とぞ、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○千賀道路公園課長 ご意見のほど、承っております。

1点、データベース化というところがございますけども、これは、リース契約後、事業者によって全面調査を行いますので、そういったデータ化も取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 よろしいですか。よろしいですね。

○のざわ委員 はい。ありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。それでは、次に、環境まちづくり分科会で総括質疑において論議することとした自転車通行環境整備について、環境まちづくり分科会長から概要の説明をお願いします。

○林副委員長 予算書224ページ、225ページです。分科会調査報告書は108ページから116ページです。

この件に関しましては、政策経営部、特に法務担当課、財政課、広報広聴課などが関わるので、総括送りの項目といたしました。

○岩佐委員長 はい。質疑を受けるんですけども、本当にこの時間で、まだ総括から、分科会からの送られた質疑が終わっていません。本当に質疑は端的にお願いします。

○林副委員長 答弁も言ってよ。（発言する者あり）

○岩佐委員長 質疑をどうぞ。あ、答弁も端的にお願いします。

質疑、どうぞ。

○小枝委員 私のほうから、まず、広報課のほうの確認をさせていただきたいというふうに思います。

今日、資料——今日じゃないですね、分科会の中で出してもらっている資料がありますね。2023年、令和5年4月12日の神田警察通り道路整備工事における暴力行為についてというところの上の3行のところなんですけれども、この警備員と区職員の2名が転倒させられ負傷する事案が発生しましたというふうに書いてあります。端的にいいますと、この件に関しましては、既に、広報課長のほうから、事実確認をして修正をするというようなことを、2年前に言われております。その広報課長はすぐにいなくなってしまうので、そのことをせずに、今、そのままホームページが放置されたままの状態です。ここは、早急に変更する必要があるんじゃないですか。

○岩佐委員長 ホームページの記載について。

○並木広報広聴課長 こちらの内容の修正等でございますけれども——この内容の修正等でございますけれども、こちら、内容に関しましては、所管課から精査されて決裁されたものが広報広聴課に送られてきて、それを修正するというところでございます。つきましては、追加情報などある場合には、所管課から広報広聴課が連絡を受け、対応するということになります。

○小枝委員 それでは、所管課のほうに伺います。所管課のほうは、新聞にまで記載されている事項である住民が1人けがをしているということ、これについて、確認をしていないのか、いまだに確認をしていないのか。していないとしたら、ということなのか。新聞によれば、警備員1人を書類送検しているというんですよ。書類送検というようなことが起きているほどの事実を確認していないというのは、あまりにも不自然だし、あり得ないことなんですね。どうしてそういうことが起きているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどの住民の方が転倒して、けがをされたというところは、こちらのほうには、ほんと確認をしております。で、そのような申告もないので、確認のしようがございません。

○小枝委員 そういう答弁をしてくれると思ったんですけど、これ、契約のほうに聞きたいんですけれども、警備会社、これはシンティ警備ですよ。特命随契で、何度も何度も、1泊ちょっとそこにいるだけで、8万6,000円でしたっけ、の報酬を払っている人たちがたくさんいるという、言い値のいいわ、いいわのこの契約において、どのような契約であっても、現場において起きた事故、自分ところの社員が書類送検されるような事態になったときに、報告義務というのは、これ、ないんですか。契約上、そういうことは書いていないんですか。

○岩佐委員長 警備会社からの契約内容です。

○武笠契約課長 本件については、特命随意契約ではございますけれども、委託の約款に従った契約となっております。また、仕様の中では、業務に対する報告を求めています、必要な事項につきましては、報告書の中で報告されているものと認識してございます。

○小枝委員 書類送検されるほどの事故、住民に対する傷害事故があったということは、

報告を要しない事項なんですか、千代田区では。

○岩佐委員長 事故についてはもう書いてあるんですよね。住民のけがについて、警備員が報告する話ですかね。書かれていないのは、住民のけがについてですよね。（「事故の状況を報告する」と呼ぶ者あり）それとも、事故の状況についての話ですか。

ちょっと、小枝委員、もう少し補足でご質疑をお願いします。

○小枝委員 ちょっと同じものを見てください。2023年4月12日の2行目のところを見てください。警備員と区職員の2名が転倒させられ負傷する事案が発生しました。警備員は全治4から6週間の重傷で、区職員は軽傷を負っていますと書いているんです。

（発言する者あり）道路公園課から出てきた資料の、分科会のほうに出しているのも、環境まちづくり分科会のところの04-01というのを共有していると思います、皆さん。

○岩佐委員長 議会報告書の一番最後についている……

○小枝委員 添付されている。

○岩佐委員長 資料ですね。

○小枝委員 その上から2行目のところに、今、私が言ったことが書いてあります。つまり、警備員と区の職員がやられたということばかりを書き、警備員、区が雇用した警備員が住民をやったということは書いていないわけですよ。このことは、千代田区ホームページ運営要綱に――あ、委員長。

○岩佐委員長 どうぞ。

○小枝委員 千代田区ホームページ運営要綱の第9条、コンテンツの作成と掲載というところに、ホームページに掲載する情報は常に最新かつ正確で、公正、公平なものであることを要する、コンテンツは定期的に内容を確認し、内容等に変更がある場合は、速やかに更新し、正確な情報を提供するものとすると書いてあります。そして、5番目、3-5に第三者を誹謗中傷し、または、不利益を与えると判断されるものは掲載することができない。この千代田区が、もうこれに限らないんですけれども、掲載しているものというのは、極めてお上に盾突くものは成敗してやるみたいなの、何というか、もう常軌を逸したものになっているんです、一つ一つ取り上げませんが。この令和5年の4月12日の2行目のところは、一旦変更するという、確認をして変更するといったのに、2年間放置したままであるということについては、早急に変更する必要があるでしょうということ。

それから、千代田区から契約、かなり高額の契約をされている警備会社は、千代田区にそのことを一切報告していないとすれば、高額で契約を受けるような資格はないし、むしろ、ちゃんと入札で、誠実な誠意ある契約を結ぶべきではないか。今まで、つまり、なানা極めて区と警備員のなানা関係の中で、こういった状況が発生しているのではないかということを指摘しています。

的確な答弁を求めます。

○岩佐委員長 ホームページの記載についてと、報告の内容の報告義務について、ご答弁をお願いします。

○並木広報広聴課長 先ほどもご答弁させていただきましたとおり、内容に関しましては、所管が精査し、決裁したものを広報広聴課にご提示いただいて、それを掲載するということになっております。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のただいまの内容についてですが、内容については、こ

れは事実をそのまま掲載しているということで、先ほども申し上げたとおり、住民の方がけがをしたということの事実は確認してございません。

○小枝委員 答弁になっていないと思うんですよ。

○岩佐委員長 事実にちょっとお互い認識が違うようなんですけれども。

○小枝委員 答弁漏れがありますね。報告がないという、警備会社の在り方はどうなんですかということ。

○岩佐委員長 警備会社の報告の、これは、報告義務の中に入っている内容なんですか。そこも併せて、必要なことは、（「事実はないと言っているんだから」と呼ぶ者あり）事実を言ってくれますでいいけど、この事実の認識が違うので、ない事実を報告できるのか、それは警備会社が報告していないのか、ちょっとそこは答えられますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 書類送検されたとかって、その辺のお話は、個人のお話になるということで、そこについては、報告は特に義務として受けてはございません。

○小枝委員 警備員が、区が雇った警備員が区民にけがをさせたということは個人のことで、警備員がけがをしたということは公的なことなんですか。そこは、公平でも公正でもない。これはもう全区民が聞くことですので、ちゃんと教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 この公共工事の中において、実際に、けがをした事実でしたので、それを掲載したということでございます。

○岩田委員 はい。関連。

○岩佐委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 区の雇った人が区の手足となって働いて、それで、その結果、けがをさせたのであれば、それは、当然、そういうホームページとかに出すべきものではないですかね。実際に新聞に報道にあったわけですか。そういうのがもしもあったんだとしたら、それは知りませんじゃ済まないんじゃないですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどから申し上げているとおり、警備員が住民をけがさせたということは全く確認してございません。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 「令和5年、2023年の7月27日の神田警察通りトラブル、千代田区がホームページ訂正を検討、住民側主張を踏まえ」という中に、新聞記事として書いてあります。この伐採に反対する住民と区の警備員が小競り合いで、互いに暴行を加えたなどして、住民3人と警備員1人を書類送検したというふうに書いてあります。そのときに、林広報広聴課長は、住民にけが人がいて、ホームページに欠けていたとすれば、公平、公正ではないと答弁された。担当部から住民のけがの情報があれば、訂正すべき記事に該当すると、検討したいと述べられたんですね。これが広報の姿勢だったんです。新聞にまで載っているんです。今の千代田区は新聞も読まないんですか。不都合なことは見ないんですか。知らないことにするんですか。

○岩佐委員長 小枝委員、端的に質疑をお願いしてください。

○小枝委員 つまり、知っていることを知らないふりしている。そして、警備会社に確認もしない。で、そのまま虚偽の掲載を放置しているというのは、区の住民を代表する区の在り方として、公平、公正ではないのではないかとことを言っています。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、ちょっとその新聞記事を見ましたけど、けがをしてい

るということは書いていないと。小競り合いがあって、互いに書類送検されたということです。（発言する者あり）

○岩佐委員長 この件について、誰がけがをしたとか、ここでジャッジできるわけじゃないんですよ。私たち、ここの全員がその場において、あ、これ、けがしていたねとか、そういうことじゃないので、取りあえず、確認したいのは、前の広報課長が、事実、今からでも事実が分かったことで、今、事実と違うことが書いてあるとすれば直すということに関しては、そのままで大丈夫ですか。もし事実が後から変わったことが分かれば、ちゃんと変更はするんでしょうか。そこは確認できますか。

○並木広報広聴課長 所管課からそのような修正がこちらのほうにございましたら、（発言する者あり）それはホームページの修正等を行うところでございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでしたら、ここではなくて、こういう事実があったということを当事者の人と、また、区とのカンテツでしかるべき手続に乗っけていただきたいんですけども、ここでは、これ以上確定ができませんので、これ以上、この質疑はこの場では難しいかと思うんですけども。

○小枝委員 警備会社に聞いてみたらどうですか。

○岩佐委員長 でも、それを聞くことも含めて、ここでやることではなくて、一番最初に当事者の方がこういう事実に基づいてやりました。じゃあ、警備会社に確認しましょうという、もしかしたら、そういう一連の手続に乗っけていただくのは、ここの場所じゃないと思うんですけども。ここで……

○小枝委員 区が1,000万かけて雇用している警備会社のその従業員が、現場において生じた対区民の事故について、報告義務があるというのは、これ、当たり前のことです。問うまでもないことです。それを確認しなくてもいいという、委員長の采配にはやや違和感があります。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 確認しなくてもいいのではなくて、確認することも含めて、それはそちらの手続で改めて事実を確認するという手続を取っていただきたい。ここで確認することではないですねということです。

○小枝委員 警備会社に確認をしていただきたいんです。いけないですか。警備会社……

○岩田委員 関連。

○小枝委員 に確認できるでしょう。だって、雇用しているんですもんね。2年間……

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 何だ、基盤整備計画担当課長、私は、その新聞記事、分かりませんって、知りませんとか、すっとぼけておいて、証拠を出されたら、あ、今、見ましたなんて、そんないいかげんな答弁ないですよ。

○岩佐委員長 岩田委員……

○岩田委員 そんな近くにあるんだったら、ちゃんと見るべきですよ。

○岩佐委員長 岩田委員、言葉に気をつけてください。

○岩田委員 違いますか。

○岩佐委員長 もっとマイルドに言ってください。

○岩田委員 マイルドに、ちゃんと見てくださいね。これでいいですかね。

○岩佐委員長 はい、どうぞ。

○岩田委員 はい。そういういいかげんな答弁ないと思いますよ。そんな近くに記事があるんだったら、もっと早く見ているべきじゃないですか。いや。見ていると思いますけど。

○岩佐委員長 岩田委員、抗議じゃなくて、質疑にしてくださいね。

○岩田委員 はい。これから入りますよ。

それ、どうなんですか、本当は知っていたんじゃないですか。今見ましたなんて言っていますけど、本当は知っていたんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどからけがをされたという話と書類送検の話がごちゃ混ぜになっているようなんですけども、けがをしたということは一切確認をしていないです。そういう申請もないですし、申出がございません。

○岩田委員 けが云々よりも、書類送検された、もうホームページにちゃんと書いてありますか、それは。

○須貝基盤整備計画担当課長 ホームページに。ホームページ。えっ。そのニュースの記事のところは確認してございます。

○岩田委員 ニュースのところは確認してございます。確認してございます。

いや。確認してございますではなくて、新聞記事を確認したんですよ、していたんですよ。だったら、それをホームページに反映させたんですかと言っているんです。

○岩佐委員長 新聞記事を……（「手を挙げたよ」と呼ぶ者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 そちらのホームページというのは、2月5日のホームページのほうに書類送検されていますというのは載せていますけど、2023年4月12日のほうには書類送検の話は書いてございません。

○岩田委員 最新のものはどうなっていますか。

○岩佐委員長 最新のものといっても分からないので、何日のもの……

○岩田委員 最初のものって、区の最新のよ。

○岩佐委員長 何日のどの記事の最新なのか。

○岩田委員 それは区が出しているんだから。

○岩佐委員長 いや。だから、何月何日の記事の最新なのかを言ってくれないと。

○岩田委員 どれが最新かは、それは区に聞いて。

○須貝基盤整備計画担当課長 分科会での資料にもお出ししている2025年2月25日更新のホームページに書かれていることは、度々、地域や区外から応援に来ている反対する方々の一部が作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為を行い、工事が予定どおりに進まない状況が続き、さらには、反対派による区職員、工事請負業者、警備員に対する暴力的な妨害行為があり、刑事事件となり、書類送検されていますと記載されてございます。

○岩田委員 そっちじゃなくて、（発言する者あり）区の、区民のほうばかりじゃなくて、区の職員、もしくは、区の雇った警備員、そっちのほうも書類送検されましたって、そういうのをちゃんと書いてありますかということを言っているんですよ。

○岩佐委員長 今の答弁では書いていなかったの、書いていなかったことをベースにご質疑ください。

○岩田委員 だから、それは不公平じゃないのという話です。

○岩佐委員長 じゃあ、それを質疑……

○岩田委員 それは、不公平なんじゃないんですかという話です。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらには事実を書いたつもりで、誰がというところは書いてございませんので、問題はないかと存じます。

○岩佐委員長 どちら側かは書いていないので、書類送検されたということしか書いていないという答弁でしたので。

小枝委員。

○小枝委員 日本語として、反対派によるというのも変だけど、区職員、工事請負業者、警備員に対する暴力的なと書いてあって、区警備員による住民に対する暴力的なという書類送検されていますは書いていないじゃないですか。そこは事実と反するから、広報の規定とは違っていますよという、これはもう繰り返したくないので、どこからどう見ても、そうなんだから、それはちゃんとやってくださいということで、委員長、ちゃんと答弁させてください。もう、もったいない。

○岩佐委員長 なので、先ほどから事実が確認できれば、修正をするということなので、その事実の確認の手続を、ここの委員会ではないので、委員会ではないどこか窓口でしっかりと交渉されてください。ここは、その事実か事実じゃないかを確認できないので、これ以上は、この件に関しては、予算委員会ではこの程度で指摘するにとどめていただきたいと思います。

大丈夫ですか。

○小枝委員 2年間、事実を知りながら放置したということは責めを負うところはある。そして、業者のほうか、契約を受けている業者のほうか、そうした不都合なことについて報告していないとは思えないけれども、区は何度も報告していないと言っているから、じゃあ、報告していないような不誠実な業者であれば、そこはお付き合いとして契約上問題があるんじゃないんですかということも言っています。そこは、この議会全体が、まあ、いいじゃないですか、そんなこともありますよという、私は、そういう議会って、ちょっと信じられないけれども、まあ、そういう雰囲気はありますね。正直、ちょっとありますよね。委員長の、なかなかね……

○岩佐委員長 いえいえ。今、そこまでの話をしているんじゃないくて……

○小枝委員 だから、それは時間がもったいないから、私も、そこは幾ら言っても……

○岩佐委員長 時間がもったいないので。

○小枝委員 そういう時間はもったいないので、そこは指摘しておきたいということでよろしいかしら。いいですか。

今の出来事というのは、要は、結構、何というのか、象徴的な出来事なんです。非常に、これって、何というんですかね、ある意味、住民いじめ、ある意味というか、それこそ千代田区によるパワーハラスメント、権力による住民いじめ、そういう状況になっているということを、それを象徴的に表しているのがこの今の広報だなというふうに私は思います。ただ、そういうふうに言うと、またガチンコみたいになってしまうでしょうからね。でも、ここにいらっしゃる職員の皆さんも、オンラインで聞いていらっしゃる区民の皆さんも、みんなに聞いていただきたいのは、この神田警察通りの出来事というのは、平成30年に第14回協議会で、突然、ガイドラインとか、それまでの方針に反して、須貝課長

ですけど、が協議会の勉強会の前に、これはその場所にイチョウを、一応持ってきましたけれども、平成30年12月17日の第14回神田警察通り沿道整備推進協議会というところで、戸田風景計画研究所さんの勉強会の前に、このⅡ期区間の計画案では、現状の街路樹を現在の位置に残すことはできないと言っているんですね。

○岩佐委員長 経緯までご説明いただくと、ちょっと時間がぎりぎりなので、端的に。

○小枝委員 ここは大事なところなので、そこは、もう今の……

○岩佐委員長 大事なのは皆さん承知してしまして……

○小枝委員 平成30年というのがどんな意味を持つかということ、平成29年と平成30年というのは、議会と別のところで、副区長と、それから、逮捕された議員と、それから、こちらにいらっしゃる副区長、坂田副区長がまちづくり推進部長として、京橋や日本橋の会議をやって、そういうところで決めていたという、そういう期間なんです。つまり、（発言する者あり）そこで切ることを決めたということ、区議会に報告もしていないんですよ。（発言する者あり）つまり、区民が寝耳に水だというふうに思ったのは当たり前で、決めたところが平成30年12月の協議会、そのことも区議会に何にも報告していない。報告しないだけではなくて、まるで、これからまだ相談しますよというようなふうで、アンケートを取ったり、でも、アンケートには保存するという選択肢はない。だから、この間のとてもではないけれども、千代田区が分からないところで決めて、決定してきた。そういうことを、それを望む区民がいてもいいですよ。結果がどうであるかというよりも、全く自分たちが見慣れた風景を変えることについて、一切知らされなかったと思ったり、これだけの木を切ることに合理性がないと思う人たちがいるということに対して、いても私は当たり前だと思うんですね。なぜ、そこに一切寄り添えないのか。そして、その区民たちは、こんな行政のハラスメントに遭っても、何とか歩み寄りで、信号のところだけでも4本残してもらえないかという申入れをしています。そのぐらいの調整や歩み寄りというのがなぜできないのかというのは、私は理解できないんです。（発言する者あり）

区は、全く意思形成過程において、瑕疵がありますからね。瑕疵があるんです。そして、そのことは、今の××副区長、ごめんなさい、今の名前はなしで、元副区長の流れの中に明確に書かれている日程なんです。そのことを考えれば、そんな胸を張れる状態ではない。共に歩み寄って、これからの未来を切り開くときに、なぜ、強烈なというか、パワハラ的なやり方しかできないのか。これは、私はとても違和感があるんですけども、ご答弁ください。

○須貝基盤整備計画担当課長 長いご意見で、まず、30年のくだりはちょっと私のほうでは分かりませんが、30年度というのはⅠ期工事が完了したときです。そのⅠ期工事については、ここに限っては、ああいう形で街路樹を残した整備ができるということで、これまでもずっとお話をしていると思います。ですから、いきなりそこで切るとか、そういうお話をしているものではなくて、Ⅱ期以降は、その位置に街路樹があると整備ができないということを、これまでずっとお話ししているところでございます。

区民の方がお話を聞いていないということがございますが、国家賠償法の損害賠償請求、そちらのほうでは、そんなことはない。最近の住民訴訟においても、工事の決定手続で、住民の意向の聴取や反映は不十分ではないと、そういう判断をしています。

○岩佐委員長 これ、この予算審査に限らず、ちょっと結構長くこの論点についてお話し

されているんですけども、ちょっとこの時間ですし、繰り返しになっちゃっているんで、もう少し質疑を端的にさせていただいて、これは陳情もたくさん出ている、常任委員会のほうでもまだ審査が途中のものもたくさんありますので、これは、引き続き常任の委員会のほうでもご報告いただきながら進めていただきたいと思いますよね。

ここは、ちょっと予算の関係上、予算の範囲内でご審議いただいていますので。

○小枝委員 はい。もちろん予算執行に当たって、ここまできた歩みの中に、住民がちょっと腑に落ちないというか、納得できないなというふうに思うことがあっても、それは確かな背景があったんだということの説明で、今、そこを申し上げました。確かに行政とは一致するところをなかなか見いだせないということはあるけれども、当委員会というのは、令和7年の予算の執行の在り方について、多くの区民の方々にぜひ知ってもらいながら、住民自治という在り方として、どうやって参加と対話と未来を切り開いていくかという令和7年の予算執行を、当然、ウォークアブルな道を造っていくために、どうやったらいいのかということを考える場なので、公平、公正なこれまでの進め方がなかったという点は指摘させていただきます。

そして、もう一点のエビデンスとして申し上げさせていただきますと、この間、逮捕された元区議の弁護人を務めておられる方のおっしゃることでは、千代田区議の中で業者とよく一緒に動いているというのはもう有名で、役人連れてのゴルフの請求書を、有罪になった業者なんですけれども、そこに回しているとかというのも、もう警察は把握しているんだと。つまり、行政も、こうした場で私たちと対話し、議論し、質疑しながら、住民代表として決めていくという体質ではない、まさに不透明な時代にこれが強行されたということを見ると、私は、どうしても、ここでやれば、担当課長とこういうふうになってしまっただけけれども、副区長がつくったテーブルの中で、こうした不協和音が起きていることを考えれば、部長も犠牲者、課長も犠牲者、区民も犠牲者、私だって犠牲者だと思います、たくさんの時間を費やして。そういう中で、今、この事実を明らかにしながら、どうやって微修正をかけていくのかと。はっきり言うと、副区長、現副区長は全部知っている立場ですから、責任は私はあるとは思っておりますけれども、ただ、こうしたここに至る公平でも、公正でも、住民が参加型でもない、デザイン性もない、そういう初めに結論ありきの急に計画を変える不透明なやり方をやってきたという自覚なしに、幸せな予算を執行することはできないと思いますので、どうか、ここは事実としっかり向き合った上で、みんなと対話をするということをしっかりとやっていただきたい。

私からは以上です。

○岩佐委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 私のほうも、この分科会のところで質問しています。何かというと、まず、確認したいのが、今回の街路樹の仮処分をした弁護士の方、この弁護士の方は、以前のほうの答弁で何を言ったかということ、ホームページによって分かったということなんですけど、もう一度、そのこのところ、ホームページによって見つけた方なのかどうか、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ホームページですとか、区で使っている法令検索システムで、過去の判例等を検索して、それに近いものを調べました。

○はやお委員 そのこのところについては、後に独立した委員会のほうでどうするのかを言

いますけれども、当然、ITのほうのログを調べてもらいたいぐらいの話です。と申しますのは、2023年10月1日、元区の幹部、これが後に元区議会議員の弁護士になる方との打合せ、これの音声データを頂きました。何かというと、こう書いてあるんですね。元幹部に対して、部長もご存じかもしれないけれども、あの××という弁護士、これが仮処分をした、この××の弁護士、女性の弁護士です。××の先生は、千代田区の何か顧問とまでは言わないんだろうけれど、千代田区で何か街路樹がどうしたこうした、切った何だかんだで、住民とがちゃがちゃやったりとか、雑多なことについて、千代田区から何かお仕事を頼まれ、やっぱりことがあるみたいで、この書類送検された××部長は、警察にいきなり呼ばれて、弁護士なんて知らない。その××に、つまり、女性の弁護士に相談しました。私は、これは今回捕まった元区議ですけども、の弁護士は何々ですけど、僕は44期で、女性の××は56期で、これは、僕は12年先輩というか、後々説明しますけれども、〇〇というのが、これも弁護士で、56期、56で、ここは3名、いわゆるヤメ検、私が東京地検の公判部の室長、部屋がいっぱいあって、その中の室長だったときに、2人同じ部屋にいたと。

ということは何かというと、関係があったということ、音声データで明確に言っているんです。だからといって、どうのこうのじゃないですよ。こういう事実を言っている。何でこういう話になったかということ、同等のことをこの元職員は言っていましたから、何か証拠があるのかといったら、この音声データを提供していただきました。この音声データにつきましては、間違いなく警察にも証拠として提示した上、戻ってきているものと、こういうことです。これについて何か分かっていることがあったら、お答えください。分からなければ、お答えしなくて結構です。ただ、こういう事実があるということについて、確認をしたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと〇〇とか××であんまりよく分からないですけど、その辺のことは、一切、この仮処分のことしか存じません。

○岩佐委員長 分からないということなので、よろしいですか。

○はやお委員 はい。じゃあ、もし知りたければ、いつでも音声データを提供しますから、よろしくお願いします。

○岩佐委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 分科会でもちょっと質問したんですけど、こっちじゃないと無理だというふうに言われたので、財政課のほうとしては、1日8万円の警備員というのをいろいろ積み上げて契約した。それについては、これは高いとか、そういうような感じはないですかね。これは正当な金額だと思っていますでしょうか。

○中根財政課長 分科会調査で担当の課長が答弁したとおり、適正な価格だったとおっております。

○岩田委員 普通に警備員って、会社に払うほうじゃなくて、もらう人って幾らぐらいもらっているか、ご存じですか。

○中根財政課長 分科会の調査だったというふうに思っております。

○岩田委員 えっ。何だって。何て。

○岩佐委員長 すみません。もう一回、お願いします。聞こえなかったのもので。

○中根財政課長 分科会の調査の中で提示した金額が一般的にもらっている金額だと思い

ます。

○岩佐委員長 これ、7年度予算にもまた警備員の金額が計上されているということですか。

○岩田委員 そう。そう。

ということは――委員長。はい。ということは、この8万円とかがそのまま丸々働いた人に行っているという意味で、今、おっしゃっていますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 当然、会社が管理費等を取っていると。全てが警備員に行っているということではないということでございます。

○岩田委員 なので、それを本人が幾らぐらいもらっているか、ご存じですかと聞いたんです、さっき。

○中根財政課長 事業者の中のことで、承知しておりません。

○岩田委員 僕、警備会社に――あ、ここじゃないですよ、別の警備会社にちょっと尋ねてみました。もしも、自治体で警備員を雇ったら、幾らぐらいなのかという話なんですよ。そうすると、3時間1人で1ポスト、交代要員で2人としても2万円で、それ、2人だと4万円なんです。何だ。資格も、何だ、講習会で取れちゃうような簡単な警備員指導教育責任者、これを持っていたとしても、そんなに金額は変わらない。で、8万円なんてとんでもない話だというような話がありました。

何で、この会社に、シンテイですか、こんな金額で契約をしているのか。この会社にすごい貢献しているのはなぜなのでしょう。これ、入札とかではなく。

○須貝基盤整備計画担当課長 岩田委員はいつもばかにされている警備員指導教育責任者、講習を受ければ簡単に受けるということは、その辺は存じませんが、立派な国家資格であり、極めて貴重な資格だということでございます。警備会社の営業所においても、そのようなものを持っていないきゃいけないと。警備に対する教育だとか指導等、そういうものをする立派な仕事だと存じております。

その金額につきましては、この特殊な工事の安全に円滑に進めるために委託をしているものでございますけども、この工事の中では、反対する方々が施工区域内に侵入し、道路上に座ったり、樹木に張りついたり、そういう繰り返し実力行使をすると、そういう状況の中で委託をしているものでございます。

○岩田委員 私がその警備会社に問い合わせたときにも、一応、事情は説明しました。その上で、1人2万円というふうに言われたんですが、それと比べて、8万円というのは、8万3,000円、あまりにも高額じゃないか。この会社に何かあるんですかね。ちょっと言い方は悪いですけど、官製談合事件みたいな話じゃないですけど、何かいいような…

○岩佐委員長 言い方が悪いと自覚しているなら、ちょっと言い方をご配慮ください。

○岩田委員 何ですかね、その会社と何か深い関係があるとか、そういうのは何かあるんですかね。

○岩佐委員長 金額が高いかどうかということで、ちょっと繰り返しになっちゃっているので、繰り返しになっちゃっているので、もうちょっと違う視点でご質疑いただくか、高い、安いというのは、ちょっともうかみ合わない状況であれば、その時点でご判断いただいて。

○岩田委員 いやいや。それは大事なところですよ。

○岩佐委員長 高過ぎるという指摘もしっかりと執行機関のほうも受け止めていただいて……

○岩田委員 受け止めていないから。

○岩佐委員長 まだこれから契約、これから来ていただくんですよね、警備員の方は、いつになるか分からないんですけど。（「いや。契約はしている」と呼ぶ者あり）もう契約は決定しているんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 7年度はまだでございます。

○岩佐委員長 はい。7年度はまだということですので。

○岩田委員 ここはあまりにも高いんで、別の会社も考えるべきじゃないですかね。しかも、特命随意契約とかではなく、ちゃんと入札で。あまりにも高額ですよ。税金を使っていますから、そういうところをちゃんと考えてください。今後はどうするのか、考えを教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 金額については、高額だと思っております。適正だと思っておりますので、その中で、5年度、6年度と、この工事に関して、携わっていただいたので、非常にその現場を熟知しているということで、今後、どうするかはまだ決まっていますが、今のところはそういうところでございます。

○岩田委員 最後にしますけども、高いと思っていませんって、それは自分のお金じゃないから、そういうことを言うんですよ。もしも自分のお金だったら、そんなことは言えないですよ。これからそういうのをちゃんと考えてください。

○岩佐委員長 質疑はいいんですか。最後ですもんね。

○岩田委員 結構です。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○牛尾委員 時間も時間なんで、端的に聞きますけれども、ちょっと道路整備のほうから弁護士との契約のほうに話がずれているんで、道路整備のほうに戻りたいと思うんですけれども、今回の自転車通行環境整備については、事務事業概要に書いてあるとおり、歩行空間のバリアフリー化を進めると。そして、自転車道を整備していくと。そのための予算ということで、よろしいんですよね。確認します。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○牛尾委員 だから、速やかに工事をしていくというのは区の思いでもあるし、それで、反対、反対派と言われますけれども、反対している人たちは、木は切らないでほしいということであって、その方たちも道路整備は早く進めてほしいと願っているわけですよ。そこは認識していただきたいと思います。

ただ、もう、これだけ時間がかかっている、この大きな要因に街路樹の問題があるわけなんですけれども、街路樹を切らなければいけないということについては、千代田区の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則で、歩道の有効幅員は2メートル以上のものとする。これがあるから、街路樹に手をつけなければいけないということですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 それもでございます。それがありますけども、これまでの協議会での議論ですとか、アンケートの結果ですとか、そういうところから、総合的にそのように、このような整備になっているものでございます。

○牛尾委員 確認しますけれども、これまで、区のほうは、協議会の側と木を守ってほし

いという側との協議がまとまるならば、それを尊重したいとおっしゃっていましたが、それは変わりないですよ。だから、協議会の側と守る会の側との話合いで、話合いで結論が出れば、それを尊重すると、区はこの前言っていたんですけど、それはこれからも変わりないですよという確認です。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっとそのようなことが記憶にないんですけども、（発言する者あり）Ⅱ期工事については、そのまま今の計画どおりではないと、道路工事はできないということでございます。

○岩佐委員長 すみません。牛尾委員、まとまるならオーケーと言ったのは……

○牛尾委員 もうまとめます。

○岩佐委員長 何か議事録があるんだったら、その日にちとかを言っていたらと思うんですけど。

○牛尾委員 これまでこの決算委員会の中でも、予算委員会の中でも、この問題が議論になった際に、道路工事を推進したいという協議会の側の方々と、そして、木を守りたいという方々の話合いが行われて、それはもう決裂しましたから、今、そういう状況です。話もできない状況ですけど、仮に、話合いを行って、一致点を生み出せば、それは尊重しますと区は言っていたんですけども、それは変わりないですよと聞いているんです。一致点を仮に見いだすならば。見いだせなければ、しょうがないですけど、見いだすならば、それを尊重しますねと。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと、仮定のお話にはお答えできません。

○牛尾委員 もうこれ以上言いませんけれども、一致点を見いだせばそれを尊重しますという区は1回答弁しているわけだから、それはぜひ尊重していただきたいということが一つと。

もう一つ、やはりこの民地から2メートル以上、有効幅員2メートル以上。で、これがね、これが金科玉条に、これに固執しては、今回のような案件があった場合、なかなか話が進んでいけないと思うんですよ。東京都の条例では、2メートルを標準としていて、柔軟な対応ができるような形になっております。もちろん、木を何に変えるかというのは住民の思いですけども、この条例に引っかかるということであれば、なかなか話が進まない。やっぱり、これに固執しては、今後、神田警察通りの整備についても、同じような状況が起こってくるんじゃないかと思うんですね。だから、2メートルに固執するということについては、もうちょっと柔軟な対応というのが必要んじゃないかと思うんですけども、そこについての区の認識をお聞かせください。

○須貝基盤整備計画担当課長 2メートルに固執するとか、条例でそのように定められておりますので、それに従っていくということでございます。

○牛尾委員 確かに。

最後。条例でそうなっていますけれども、これに固執しては、今度はバリアフリーを進めなきゃいけないわけでしょう。自転車道も整備しなきゃいけないわけでしょう、速やかに。けど、これに固執されては、なかなか進まないですよ。その区の認識をお聞かせくださいということなんです。

○須貝基盤整備計画担当課長 まあ、固執というか、条例に従って、当然、法令を守っていかなきゃならないので、整備するに当たっては、当然それに従ってやるということで

ざいます。これを木を守りたい、木に、どうしてもそこに残したいというその1点で、本当に妨害をする。木に張りついて工事をさせない。それというのは、ちょっといかなものかと存じます。

○白川委員 関連。

○岩佐委員長 白川委員。

○白川委員 追加資料の10に基づいてご質問いたします。

「神田警察通りの整備に係る費用の増加について」というタイトルで資料を頂いていますが、これは、反対派の妨害によって追加されたコストであるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事がその妨害によって延びたということで、このような工事の金額が出たと。また、さらにそれを安全に円滑に進めるために、それぞれ保安業務ですとか、法的支援業務というものをやっているということでございます。

○白川委員 この工事のほうのコストですが、令和6年3月15日から始まっていますが、これ以前はコストはかかっているのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この金額は、それまでの積み上げた金額、それを工事変更で行った増額の金額でございます。ですから、これ以前の発注してからこの時点までの増額分ということでございます。

○白川委員 では、この7,000万円超というのは、これまでの積み重ねということで理解いたしました。

次に行きます。保安業務のほうですが、令和5年4月、ここだけちょっと金額が突出しているようですが、何か理由はありますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この日は、ちょっとまたこれはやり方というか、工事の作業の方法がございまして、それによって、この金額がかかっているということでございます。

○白川委員 私が聞き取り調査をしたとき、2年前に聞き取り調査したときは、どうも白川というのがどういう人間か分からないということだったようで、住民の方もかなり慎重に反対でも賛成でもないみたいなことをおっしゃっていましたが、だんだん私のことが認知されてきて、去年の秋ぐらいから調査したときは、もう本当に早く造ってくださいと、我々は非常に怒っていますというふうに言われました。今回の一般質問でも、言おうか言うまいか迷ったんですが、実は、反対派の方たちが夜いるということで、かなり不安だという意見もありまして、要するに、かなり治安に対する不安みたいなのも出てきているんですね。ですから、この工事というのは、本当に早くやらないと困るものだと思っています。

あるいは、これ、Ⅱ期工事ではないんですが、植え込みがあって、しかも、街灯が暗いということで、立ち小便の被害というのがかなり出ているそうです。ごみがどんどん捨てられている、要するに、空き缶なんかは捨てても見えませんから、特に、夜暗いと、こうやっても分からないらしいんですね。あるいは、もう11時とか12時に来ると、立ち小便しても見えないと、人通りが少ないから見えないということで、ビルオーナーの方とか住んでいる方が本当に不満だとおっしゃっています。

ですから、これは本当に早く進めていただかないと、住民の方も不満だし、不安を感じ

ているということで、本当に、これ、ぜひ責任を感じていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員のおっしゃられた、暗いですとか、そういうお話も伺っております。それは、駅に近いほうでございますけど、そういうこともございまして、早くこの整備を進めたいということは考えてございます。そして、なかなか進んでいかないというところの責任も感じております。

○白川委員 法的支援業務のところでお伺いします。これ、8回の訴訟が反対派から起こされたと記憶していますが、その金額は入っておりますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの法的支援業務は、仮処分に係る金額でございまして、その訴訟で、8回、区の主張に沿った判断をされているというのは、住民訴訟ですとか、損害賠償訴訟、そういうものをも含んでおりますので、そちらについては、金額は入ってございません。というか、区の法務部のほうでやっておりますので、特にお金がかかっているということではございません。

○白川委員 ということは、総計で推定9,500万と出ていますが、恐らく、もうこれは1億円を超えているというふうに考えていいのかなというふうに思います。8回の訴訟で、どういった結果が出ていますでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 一番最終の、最近の住民訴訟においては、先ほども申し上げましたが、工事の決定手続において、住民の意向の聴取や反映が不十分であったとは認められないと、そういう判断ですね。それから、抗議の行動ですけども、それは直接実力で妨害するということであり、表現の自由、または、集会の自由によって正当化されるものではないと、そういう判断を頂いてございます。

○白川委員 積み積みもって1億円の血税が無駄になったということになります。今後、同じようなことが続くと、これ、本当に地域住民の方にご迷惑をおかけします。損害賠償というのも検討すべき時期に来ているんじゃないでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 なかなか、それも、区としては、その可能性はゼロではないということで、引き続き、法的措置を含めて、あらゆる方策を検討していきたいと考えてございます。

○小枝委員 関連。

○白川委員 じゃあ、最後にいたします。

裁判でも瑕疵がないと結論が出ている。で、もう、これほど1億円を超える損害が出ている。もうやることは決まっているということですから、もうこれはやるべきことだと思いますが、なぜ、これほど滞っているかというのを最後に教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 工事を進めるに当たって、やはり、先ほどまで申し上げているとおり、施工帯の中に入ってきてしまうと、そして、街路樹に張りついてしまうと、そういうことをされますと、工事の安全上、作業ができませんので、そういうことで工事が遅延しているということでございます。

○白川委員 最後、ちょっと一つ、確認します。

木に張りつくということですが、その周りを立入禁止にすれば済むことではないでしょうか。要するに、工事はここをやると、危ないですから近寄らないでくださいということで、立入禁止と、普通の人は入ってはいけませんという、そういう倫理的な縛りをすれば、

普通は入ってこないもんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 仮処分という手続もしているんですが、白川委員ご指摘のとおり、通常、作業帯をやって工事をしているところには、普通は入らないというところでございます。

○小枝委員 はい。関連。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 関連させていただきます。

いろいろな言い方はあるんだと思います。ただ、この流れというのは、先ほども申しましたとおり、組織的な犯罪が当時の副区長を中心に行われていた渦中の中にあって、意思形成過程が非常に住民側を向いていなかった時代の出来事であるということは、私はしんしゃくする必要があるだろうと。そのことは、結局は、要するに、逮捕された議員優先の政治行政が平然と行われていた時代なんです。本当は、議員はみんな怒らなければいけない。そして、議会も行政も反省して、けじめをつけなければならない。そういうふうな渦中の中に出来事があった。そして、先ほどから聞いている答弁というのは、かなり事実とやっぱり違うことがありますね。数の力に物を言わせて、正確でない情報を垂れ流していくというやり方は、非常に私は問題があるというふうに思います。（「失礼だと思いますよ」と呼ぶ者あり）今、質問のことを言っていないよ。答弁のことを言っているんです。こうした答弁の一つ一つが現場を非常に悲しい状況にさせているということを、私はやはり、この言わざるを得ないんですね。

ですから、このような大きな事態になっている原因というのは、本当に一部の方々だけでどうしても決めてきてしまった意思形成過程、つまり、平成30年の12月に至るあの流れの中にあって、そして、その体制が現在に至るもうずっと続いている、そして、お上に盾突くものはもう潰していけというこのやり方は、非常に千代田区の令和7年の行政を進めるに当たって、象徴的によろしくないことだというふうに思うので、どうか、ここは、（発言する者あり）いろんな官製談合による区民に与えた不利益はいっぱいあります。そちらのほう恐らく1億、2億では全くくだらない、計算してみましようかというぐらいの損失を区民に与えています。そういうことの責任を、議会も、行政も負わなければいけないという反省の心なく、令和7年の予算執行を行うことは私はできないということを、その自覚を答弁いただきたいというふうに思います。

お願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 この神田警察通り、自転車通行環境整備については、計画どおり、予算も計上して、それをご議決いただきたいということでございます。

○入山委員 はい。関連。

○岩佐委員長 はい。入山委員。

○入山委員 神田警察通り、今、白川委員より資料請求されたものを見ているんですけども、約、これだけの金額が出ていると。これ以外に工事費が出ているということもあります。この協議会とか、審議会とか等々、始まってから大分時間がたっていると思うんですけども、また新たに町会長もしくは婦人部長、町会の役員、最近にお住まいになった方たちもいると思うんですけども、その方たちが何か説明とか、説明会とかをされているんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 直近になりますけども、たしか、3月4日、あと――に、そこで神田公園地区の連合町会理事会ですか、そちらでこれまでの経緯ですとか、今後の進め方についてご説明いたしました。それから、3月12日には、同じ神田公園地区の婦人部長会のほうでもご説明をさせていただきました。

○入山委員 そうすると、町会長会議もしくは婦人部長会議でご説明いただいたということで、経緯、内容等々を知らない、この後、スケジュール等も知らない方が増えている中で、新しく千代田区として説明を頂いたということで、私の周りからでもやっぱり不安な声はいろいろ聞きます。やっぱり、さすがに時間もかかっています、お金もかかっています。もうさすがにここは進めていってほしいというのが地元の声だと私は思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 町会長の理事会においても、早く進めてほしいという声を頂いております。入山委員にも、今、早く進めろということ頂きましたので、それを胸に留めて進めていきたいと存じます。

○岩佐委員長 大坂委員。

○大坂委員 この件に関して様々意見があることは重々承知していますし、何度も何度も議論を重ねてきているということも承知しています。

本日の質疑の中で、意思決定過程云々の話もありましたけれども、我々としても、内々でどういう意思決定がされているのかということまでつまびらかには分かりませんが、一方で、地域の協議会で長年にわたり議論をされてきており、それで、また委員会でもしっかりと議論をしてきた。で、陳情審査についても、丁寧に対応してきたというところがあります。その過程において、しっかりと議決も何回もしてきているわけですから、これはもう正当な手順、手続きがしっかりと取られているというふうに私は認識しているんですが、このところについての瑕疵というのではないですよ。そこについて、お聞かせください。

○須貝基盤整備計画担当課長 ありがとうございます。（発言する者あり）大坂委員のおっしゃるとおり、手続について、これまでもご説明ですとか、委員会の中でも、陳情審査の中でも、しっかりと対応してきたというところがございます。その上でご議決を頂いたということで、適正に進めているということでございます。

○大坂委員 であれば、粛々と進めていただかなければいけないと思っていますし、直近で何本か木は切られているようですので、このまましっかりと進めていっていただきたいと思います。地域からの要望も恐らく届いていると思いますので、それもしっかりと受け止めて対応していただければと思います。

○岩田委員 関連。

○岩佐委員長 答弁、お願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 引き続き進めていきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 確かに議決もあり、いろいろ何か一部では説明をしているというような話なんですけど、万が一ですよ、ずっと木の近くにいて工事ができない。そういう人がいる。ずっと工事が延び延びになる。これって、いつまで延び延びになるんですかね。分からないですよ。そして、そのたびにお金がどんどん増えていく、増えていくと言っていますけ

ど、だったら、別の方策を考えるべきじゃないですかね。もうちょっと話し合いを進めて、どういうふうにして、何か妥協点を見つけるとか、そういうのがあったほうが、もっと早く進めるんじゃないですか。もう何年ずっと切る、切ると言っても、切らないままなんですかね。方法は一つじゃないと思うんですよ。もうちょっと考えてみてはどうでしょうかね。もう、結構高齢の女性の方とか、暑い夏も、寒い冬も木の近くにいます。そこまでして、区長のお母さんよりずっと上の方だと思うんですけど、そういう方々がもうほぼ命をかけてまでそういうことをやっているという、その意味というのを考えて、もうちょっと、こう、何か別の方策というのはできないもんですかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 ……します。（発言する者あり）

○岩田委員 あっさりだな。（発言する者あり）

○岩佐委員長 よろしいですか。ちょっとまとめていただけますか。

○岩田委員 はい。じゃあ、最後で。

区長は、今までずっと区民に寄り添い、そういうようなきれいな言葉でいろいろ言っていましたけども、あっさり、こう、ね、今の一言でばっさり切られるというのはちょっと残念ですけども。ぜひ、ちょっと考えていただきたい。

以上です。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

担当課長、よろしいんですね。

これで、自転車通行環境整備について、質疑よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

あと1個だけ、やらせてください。これで、総括質疑が終わるので。

続けて、環境まちづくり分科会で総括質疑において論議することとした公園・児童遊園の整備について、環境まちづくり分科会長から概要の説明をお願いいたします。

○林副委員長 予算書の224ページ、225ページ、分科会調査報告書120ページから124ページです。

公園整備に当たって、子どもの遊び場確保に向けた取組の子ども部の視点を確認しないと、この予算は成立しないのではないかという疑義がありましたので、総括送りいたしました。

○岩佐委員長 はい。この件について、質疑を受けます。

○林副委員長 俺からやるか。先、どうぞ。

○岩佐委員長 どうぞ。春山委員。

○春山委員 簡単に質問させていただきます。

分科会のほうでは、今回の公園・児童遊園の整備の予算の中で、飯田橋の公園整備であるとか、千鳥ヶ淵の基本計画が入ってきているという説明を頂きました。その中で、分科会で、子ども部と子どもたちの空間の需要とか、ニーズについて、どのように連携して、この児童遊園の整備の箇所とその内容が決まったのかということを、まず、子ども部に確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 道路公園課さんのほうから様々な情報共有いただいております。この飯田橋こどもの広場につきましてもお話を伺ったりとかしている状況でござい

ます。飯田橋こどもの広場につきましても、スケートパークとか、ボルダリング施設を整理するということにつきまして、お話しただいてございまして、子ども部の遊び場事業の一部でも、スケートボード等、利用もありまして、一定のニーズがあることがございます。今回、敷地状況ですとか立地箇所から、音の関係とか、相殺される部分もあったりとかして、苦情等にもつながりにくい部分もある。また、公共の遊び場として、これまでにない機能を有している施設でもございまして、整備に一定の理解をさせていただいているというふうに認識をさせていただいてございます。

○春山委員 子ども部のほうでは、子どもたちの遊びの需要、ボルダリングをしたい子どもたちがどのくらいいるのかとか、スケートボードをやりたい子どもが何%くらいなのかという、そういうのをちゃんと調査されて連携されているんでしょうか。

もう、2点目なんですけれども、（発言する者あり）そこだけ。そこから入れない。

○林副委員長 どうぞ、同じこと。

○岩佐委員長 打合せしてということで。

○春山委員 じゃあ、すみません、そこをまず先に。

○岩佐委員長 ニーズがどれくらいあるのか、調査されたんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 ボルダリングとか、一定の子どもの、そういう個別の遊びの具体的な数値、ニーズというところはちょっと把握していないところでございます。（発言する者あり）

○林副委員長 関連。

○岩佐委員長 はい。林委員。

○林副委員長 不思議でならないのが、ニーズを把握していないで、どうして整備に向けて打ち出せるのかということなんです。数年前にやった悉皆調査で、それでは聞きますけれども、ボール遊びを求めた子は何%おられたんですか。スケートボードとボルダリングを求めた子は何%いたんですか。そこは正確に教えてください。悉皆調査をやられたんですから、現状は全く把握していないのは分かりますけれども。やった結果でしょう。

○岩佐委員長 調査結果なので。（「悉皆調査を……」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。（発言する者あり）

○林副委員長 休憩します。

○岩佐委員長 休憩します。

午後6時59分休憩

午後7時01分再開

○岩佐委員長 すみません。委員会を再開します。

答弁からお願いします。道路公園課長。

○千賀道路公園課長 アンケート調査の結果でございます。

スケートボードに関するご意見ということは、大人31名、子ども3名、ボルダリングに関するご意見、大人1名、子ども5名ということでございます。

○岩佐委員長 ボール遊びについては。

○千賀道路公園課長 失礼します。ちょっとお待ちください。（発言する者あり）

○岩佐委員長 全体の人数も、母数も教えてください。

休憩しましょうか。この人数が出ないと、（発言する者あり）出ないですね。

じゃあ、休憩します。

午後7時01分休憩

午後7時21分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

答弁からお願いします。

道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい。お時間いただき、失礼いたしました。

先ほどボール遊び、それからスケートボード、ボルダリングのアンケートでの、希望者の人数ということでございますが、まず令和4年の小学生向けに実施したアンケートでは、項目でちょっと有効投票がございまして、1,061人をベースにしますと、ボール遊びは129、スケートボードは28。で、これは、ボルダリングに関する項目はないということでございます。3者を比較したというところは、昨年の10月6日の体育大会で、オープンハウスでやったところの比較表がございまして、こちらは有効な投票、930人いらっしゃる中で、ボール遊びが68、ボルダリングが58、スケートボード30といった結果でございます。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 この数字で、年代別も分かると思うんですけども、小学校就学前、小学生、中高生という形で、どういう配分になっていますか。調整しないと、分からない。

○千賀道路公園課長 最初に申し上げた1,061というのが、小学生の中の有効投票というところでございます。で、次に申し上げたほうが、ちょっとオープンハウスでの大人、子ども一緒ということなんで、ちょっとその年代分けは、ちょっと今、手元では分からないところでございます。

○岩佐委員長 ない。

林委員。

○林副委員長 予算を出されているんで、分からないというのは大変残念で、ずっと言い続けているんですが、それではこどもの広場、飯田橋もそうですけれども、ここの、遊んでももらいたいと想定されている年代というのは、千代田区としてどういう見解なんだろう。何歳から何歳とか。

○道路公園課長 今、整備で想定しておりますのは、基本的には未就学児のお子様と、その保護者ですとか、あるいは小学生までが基本としております。

○林副委員長 そうすると、飯田橋のこどもの広場のところで、未就学と小学校を対象にした広場であるけれども、その中で、まあ、普通に考えられないんだけど、未就学でスケボーをやりたいとかボルダリングをやりたいとか、そういった強い声はあったんでしょうか。

○千賀道路公園課長 こちら、ちょっと想定しておりますのが、例えばスケボーも、スケボーのみというわけではなくて、例えばインラインスケートといいますか、ローラーで滑るものとか、あと子ども向けの自転車ですかね、ストライダーといいますか、ちょっと商品名かもしれませんが、そういったものも対象としているということですので、広く未就学児や小学生に使えるものという認識でございます。

○林副委員長 まあ、未就学の人がやるのかどうかというのは甚だ疑問ですけれども、次に、外形的な、ボルダリングですとかスケートボードのパークをつくる、これ、全国平均ですとか標準的な面積と飯田橋こども広場の面積と、それぞれ出していただきたいんですけれども。

○岩佐委員長 ボルダリングに必要な面積が、標準。必要面積は出ますか。

○林副委員長 ええ。標準的なと言ったんですよ。スケートボードの全国的な標準的な面積で。

○岩佐委員長 標準的なところで。えっ。これ、必要面積と標準面積。はい。

道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい、すみません。今、飯田橋こどもの広場で想定しておるのは…

○林副委員長 そんなこと、聞いていない。

○千賀道路公園課長 スケートボードで100平米程度、それからボルダリングは25平米程度でございます。標準的なものというのは、ちょっと今、手元に数字はないんですが、これはむしろ敷地形状からできる範囲で整備をするということで考えております。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 いやいや、あの、スケートボードをここでやっていいですよと言っても、狭いところで、はいここでと、ドッグランと同じですけども、（発言する者あり）どれぐらいの広さが、整備するときに、子どもたちにとって必要な面積なんですかと。比較も、予算提案時にはないんですか、標準的な。公式記録もあるでしょうし、全国の、こんなもんだってあるんでしょうし、どんなもんを想定されて予算を提案されているのか。いや、人数も分からない、本当にやる人数も分からないし、必要な面積も分からないで、取りあえずつくれるから予算立てしましたという答弁をしないでいただきたいんですよ。

○千賀道路公園課長 先ほどこの飯田橋こどもの広場の100平米というところでございますけども、現地敷地形状からこれで、これが、できる最大というところでございます。そういったことの、その中で何ができるかというところ、スケートボード等の……

○林副委員長 何で答えないんですかね。

○千賀道路公園課長 専門事業者さん等にもヒアリングをしておりますて、その形状等は、まあ、活用できるという、初心者向けではございますけど、そういうところで整備を検討しております。

○林副委員長 子ども部に聞きますけれども、子ども部が設置するとしたら、子どもたちのニーズに合ったスケートボードというのはどれぐらいの、パークというのはどれぐらいの広さで、ボルダリングというのはどれぐらいの高さも含めて必要だというふうに考えられているんですか。千代田区の子供たちというのと、全国平均というのが当然出てきますから。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。申し訳ございません。ちょっと、スケートボード、ボルダリング等々の標準的な広さというところは、今、把握してはないですけれども、以前室内で1回検討したときには、やはり1,000平米程度の室内……

○林副委員長 1,000平米。はい。

○小阿瀬子育て推進課長 等々であれば、ボルダリングなんかもできるんじゃないかとい

う、少し検討はしたことがございますけれども、一般的にどれぐらいかということは、申し訳ございません、ちょっと、今すぐに把握できていないところでございます。

○林副委員長 そうすると、子ども部のほうでは対象人数もまあ1000分の28とかで、かなり少ない。2%とか、そんなもんで。で、面積もよく分からないけど、こどもの広場という貴重な空間をこういった、何となくスケートボードもボルダリングも、イメージです、イメージが、競技のを全然把握されていないというんで、もう少し大きな世代の中学生とか高校生とか大学生とか、こういった人たちが遊べるようなものをこどもの広場に、使う人も分からないで整備するような、非常に分かりづらいというか、何ていうんだろうな、表現、大和言葉で言うと、合致しない、違うな、全く目的が一致しないような整備というのがどうして予算化されるようになってしまっているんでしょうね。そこは、どういうふうに庁内で、子ども部がぜひつくってくれと言うんだったら、その理由を示してもらいたいんですよ。

○千賀道路公園課長 今回、飯田橋こどもの広場に、こういった、今まで公園になかった機能ということで整備をするというところでございますが、こちらは先般常任委員会のほうにもご報告させていただきました公園づくり基本方針、こちらのほうで、今後、これまで公園でできなかったことをできるようにする、そういった機能特化型の整備もしていくというところもお示しをしているところでございます。

そういった観点から、この飯田橋のこどもの広場につきましては、特にこちらの地形的要件、近隣の要件等がございますので、こういったスケートボード……

○林副委員長 全然、聞いたことに答えないんじゃない、しょうがないよね。これはしょうがないね。

○千賀道路公園課長 あるいはボルダリングといった、これまで区で整備することのなかったものを整備していこうということ、これは公園づくり基本方針を庁内で検討する中で共有してきたところでございます。

○林副委員長 全く質問に答えていただけない。残念なんですけど、子ども部に答えてもらいたいんですよ。

もう一点、道路公園課が答えるとしたら、先ほどの悉皆調査の1,061人中28人がスノボがやりたいと言った、この地域別を出してくださいよ。飯田橋の近所の子たちはどれぐらいの人数がスケートボードをやりたいと言ったのか。麴町小学校とか和泉小学校の離れたところは、現実問題、子どもはそこまで行くのは大変ですから、地域別にニーズが飯田橋にあったのか否か、どういう調査をされたのかお答えください。子どもと道路公園課、それぞれですよ。

○岩佐委員長 地域別のニーズについて、数は出ていますか。

道路公園課長。

○千賀道路公園課長 先に、地域別ニーズというところでございますが、このアンケートを、今、データのほうでは、ちょっと地域別というところはお出ししておりません。

○岩佐委員長 ない。

○千賀道路公園課長 ただ、先ほど来申し上げていますように、ある、これまでになかった機能というところを区内にこれから生み出していくというところでございますので、これは全区の方が対象というところの整備ということで考えております。

○林副委員長 子ども部は特にないの。

○岩佐委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 はい。子ども部では、現状の遊び場事業の中で、持参をすればスケートボードやブレイブボード等ができるということで、旧今川中学校を開放しているところでございます。その中で、やはり週に1回であったり時間が短かったりということで、十分ではないなという認識も持っておりました。ということで、今回、こちらから積極的に、先ほどお話がありましたけども、積極的にぜひつくってくれということではないんですけども、この公園づくり基本方針の案を検討する中で、やはり一定のニーズがあるから妥当であろうという判断をしたことは事実でございます。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 全く答弁にならない。それでは、聞き方を替えます。

ニーズが大変多かったボール遊びをしたいと、近所で。これが、千代田区内の各場所で十二分にできるんだとするならば、珍しいスケートボードとかボルダリングというのがあってもよかったのかもしないけれども、子ども部としてですよ、現在、我が子も含めて、ボール遊びのできる公園は十二分にあると認識されているんですか、されていないんですか。

○小川子ども部長 全体でこれが足りているか足りていないかということは、さきの公共特別委員会の中でもご答弁をしましたとおり、どこをゴールにすればいいかということについては、現時点でははっきりはしておりません。しかしながら、要望が高いということでボール遊びができる場所が必要だという認識はあって、今般、令和7年度に整備をする旧九段中学校の中でも一定程度整備していきたいというふうに思っております。最終的にどれぐらいを整備するかということは、やはり有識者の方のご意見も頂きながら、令和7年度の検討の中で出していきたいと思っております。

○林副委員長 そうしましたら、このスケートボードもボルダリングも、有識者の結論を待たれたほうがよろしいんじゃないですか。だって、一番ニーズの多いボール遊びが十分か不十分じゃないか検証もされていないし、区内の児童遊園公園で、どこでボール遊びができるかという調査もしていない。そんな状態で、どうしてニッチ、ニッチというところあれですが、数が少ないスケートボードとボルダリングを、専門家の意見も聞かないでつくろうというふうに予算化されたのか、ちょっともう、理解に正直言って苦しむわけですよ。子ども部がどうしてもつくってもらいたいと、飯田橋にどうしてもつくってくれだったら分かりますけれども、そんなこともないわけですよ。ただ、これ、予算は計上したけれども、一旦専門家の意見を聞くなり、ニーズを、地域性を、飯田橋に本当にスケートボード、ボルダリングがあるのかとか、ボール遊びは十分だとか、調査をかけた上で執行する、しないというのを判断するように、今、責任ある方が答弁をかけてくれると、時間も時間ですし、極めてスムーズになりますし、これまでは多分そういう政治的な判断ができたと思うんですけど、予算特別委員会。まあ、担当が答えられるんだったらもう少し細かくいきますので、どういうふうに判断されるのか、予算提案者としてお答えください。

○小川子ども部長 先ほど道路交通課長が答弁しましたように、細かなスケートボードやそういったことのニーズがないというのは、確かに事実でございます。ただ1点、ボール遊びに関しましては、今般のこの飯田橋こどもの広場に関して、形状や面積などからなか

なかボール遊びが難しいということは、我々としても認識をしているところでございます。
○林副委員長 長くなりそうですね。予算の執行を停止したらどうだという提案なんですから、子ども部は権限がないですよ。環境まちづくり部のですから。で、まあ、これはおかしいですけど、その形状だったら、きっとバスケットボールのはできるよね、広さでね。（発言する者あり）飯田橋の、十二分に、あの広さ、形状で。ボール遊びというのは、別にキャッチボールだけじゃなくて、バスケのゴールのシュートの練習するのも、ないよ、いよと、最近、特に私はバスケに関心を持たなくちゃいけない立場になったんで…

○はやお委員 ああ、そうなの。

○林副委員長 すごく言われているんですよ。同時にサッカーをやっている子たちも、そんなに広くなくていいけれども、で、壁蹴りでも壁当てでもいいからやりたいという子たちもいっぱいいるわけですよ。と、部長が答えているボール遊びというのは、何か野球のキャッチボールだけをイメージされているとすると大変残念なんですよ。やっぱり専門家にバスケットボールのボール遊びの需要、野球のキャッチボールをやっている需要、バッティングを含めた。サッカーのちっちゃなフットサルとか、ちょっとした、ブラジルじゃないですけどまちなかでできるような需要というのを専門家に確認した上で、スケートボード場、ボルダリングというのは、本当にこんな狭い千代田区の公園で、数少ない貴重な場所をつくったほうがいいのかどうかというのを判断しないと、つくってしまった瞬間に子どもたちからがっかりされるような、議会ががっかりされるような、千代田区役所ががっかりされるような予算執行は、私はもう、今の判断でやめられたほうがいいと思っているんですよ。結論からですけど、いや、部長も答える気満々だけど、やっぱりここはもうちょっと上の責任ある方が、執行を停止しますと、専門家の意見をちょっと幅広に聞きますと、その上で判断しますというのがあれば、終わるのかな。終わらないんだったら、もうちょっと細かくやっていきますよ。だって、ぐだぐだですもん、答弁。こんなので予算を通して、本当に僕らが議決しちゃって、スケートボードのパークなんかつくっちゃった日には、近所の子たちに、「おじさん、何やってるの？」と、やっぱ言われますよ。「僕ら、そんなの求めてないよ」と、「バスケのゴールをつくってくれて言ったじゃない！」と言われちゃいますもん。そんな判断はやっぱりさせないようにしてもらいたいんで、部長が答えでもいいですけど、その後で、もうちょっと責任ある方、お答えください。

○藤本環境まちづくり部長 今、林副委員長のご指摘……

○はやお委員 マイクが入っていないです。

○藤本環境まちづくり部長 林副委員長の御指摘もありましたが、我々といたしましては先ほど課長も申し上げましたとおり、ボルダリングとスケートボードにつきましては、予算案についてはご議決を頂きたいと思っております。

その理由ですけれども、ボルダリング、スケートボード——ボルダリングは、昨年秋のオープンハウスで、非常に子どもから人気もあった。さっきもアンケートで、ヒアリングの結果もあったかと思いますが、ボルダリングは非常に人気があったということと、スケートボードも、今、オリンピック種目になって、非常に活況で人気もありますので、そういったことと、あとボール遊びも、今、子ども部と一緒に、公園で時間を変えたり、いろんなところで使えるように様々な努力をしておりますので、（発言する者あり）そういう

面から見ても、ぜひ、この場所に、子ども広場に、ボルダリング、スケートボードは設置したいというふうに考えています。

○岩佐委員長 あ、ちょっと、同じ、ずっと今、平行線になっているので……

○林副委員長 言う。

○岩佐委員長 林委員は数が少ないニーズに対しては1回見直せというご指摘を先ほどから繰り返されていて、こちらは潜在的なニーズがあるという話で、やる、やらないが、ちょっとかみ合っていない……

○林副委員長 いや、だって、定量的に示していないし、ちょっと……。いいですか。

○岩佐委員長 はい。どうぞ。ちょっとまとめてください。

○林副委員長 公園づくりの方針のところで、普通だったらですよ、普通だったら、やりたいメニューはいっぱいありますよ。ただ、ニーズをかけて、どのエリアに専門的な、数少ないのをつくり、どの場面に人数の多い対象のバスケット、野球、サッカーの子たちが遊べる公園を展開していくのかというのを、公園の場所というのも限られていますから、明示しなくちゃいけないんですよ。それをつくるのは行政計画なんですよ。それ、一切明示しないで、ぽかーんと、急に、ニーズがありますからというのは、おかしいの。だったら、あとは何が必要なんですか。全体像を示してくださいよ、公園づくりの方針の中で。示していないじゃないですか。何のメニューなんですかと。どこにつくるんですか、幾らの予算をかけるんですか。

○千賀道路公園課長 公園づくり基本方針についてということでご質問いただいておりますが、こちらの公園づくり基本方針でございます。千代田区の全域の公園を、これを全体的に俯瞰して、今後どのような整備が必要かと。そういったメニュー、あるいは委員からご指摘いただいて、今後のプロセス等、しっかりお示しをしているところでございます。こちらに基づきまして、今後、個々の公園に対するニーズの確認、あるいは潜在的なニーズも掘り起こすようにというところの再三のご指摘もございまして、様々な手法を使ってしっかり把握していききたいと思います。

もちろん、その中ではボール遊びというところは明確に、これ、ニーズとして出てくるかなというところはございますので、そういったところも受け止めて、必要に応じて整備というものに盛り込んでいきたいと、そういう方針で進んでいきたいというところでございます。

○林副委員長 分野別計画をつくるときに、所管部だけだったんで、なかなか回答もなかったですけども、子ども部がどれだけ関与したんですかというのと、部長ね、つくってくださいと言うのは結構だけれども、数値を全然示していないんですよ。これ、東京都だったら通らないんじゃないですか。だって、潜在的ニーズと言ったって、数の定量的な1061分の28ですよ。公園が100個も200個もあるんだったら、つくってもいいなという形ですけども、千代田区はないんですよ。東京都も土地、全然売ってくれないし。で、普通に考えてくださいよ。千代田だから許されると部長が思われたら、大きな間違い。千代田だからこそ、数少ない公園なんで、ここはそういう冷たい、いなくなられちゃうかもしれないですけども、大切な、大切な土地なんですよ。バスケットのゴール、すぐそばにあるけども、あそこって更地なんですよ、いかようにも方針、ほかの活用もできるけれども、崖のところって壁があるから、僕も最近分かったんだけど、バスケットゴール

をつくっても、ちょうど高さのところで、あ、これはいいやと。まして、線路際でしょ。どんどんどん、音って、結構、するらしいんだよね、バスケの。僕、そんなにうまくできないけど、どんどんどん。で、音もちょうど吸収されるでしょ。バスケにとったら、僕、最高の場所だと思うんですよ。もろ手を挙げて、あそこ賛成して、（発言する者多数あり）野球のキャッチボールは、今、バスケのところに鳥籠をつくって、つくってもらいたいぐらいなんです。そうしたら、飯田橋の富士見少年野球の子たちだって、やっとできたよという形で喜び、みんな、こう、富士見何とかというバスケのあのチーム、強いんだよね。うん。九段の小学校の子たちも、一生懸命やりたいけど、ないんですって。どんどんして、練習できるところが。

○岩佐委員長 林……

○林副委員長 土日開放していますって、土日は試合なんですよ。

○岩佐委員長 端的に、もうちょっとまとめてお願いします。

○林副委員長 いや、長くなると言ったじゃないですか。答えないなら、予算執行停止にならなかったら。

○岩佐委員長 いえいえ。長くなるでも、質疑は端的にしてください。

○林副委員長 で、そんなので、どうして子ども部の視点もなしに、ちょっとね、それ、失礼ですよ。だって、私、何度も言っているんだから。

○岩佐委員長 いえいえ。

○林副委員長 議事整理するんだったら、職員のほうにしてくださいよ。理事者にしてくださいよ。答弁が返ってこないんだから。

○岩佐委員長 職員はもう、もう答弁はできないということだと。

○林副委員長 じゃあ、数字を出してください。もう一回、数字を出してくださいよ、全部の、先ほど言った。出ないと言ったのに、協力するつもりで、先へ進めていたのに、数字を出してくださいよ、じゃあ、全部、あらゆる。

○岩佐委員長 さっきと同じ数字しか出ませんけれども、それでよろしいですか。

○林副委員長 だから、無理ですと言っているじゃないですか。地域別のがないというんだったら、出してください、地域別を。

○岩佐委員長 これって、多分、いろんな考えがあると思うんですよ。で、林委員のおっしゃることも分かるし、ニーズは今度引き続きしっかりと取っていきますと。それで、有識者も令和7年度は入れて、遊び場について確認をするんですよね。そのこの執行の時期についても、ちゃんとニーズを確認しながら調整していくというのは可能だと思うんです。その程度のご答弁で、林委員も、もう少しこの状況を見ながら、遊び場についてやっていただかないと。ここで止める、止めないという話を、今すぐに、要は、そんなに数の多くないスポーツに関してはつくるなと、つくらせないという話ではないことですので、もうちょっと執行機関側も、もちろん予算を計上しているけれども、せっかく有識者も入れて遊び場について議論していくわけですから、そこを確認しながら、しっかりと確認をした上で、やはりこれはこうだねというふうにやるのか、そのこの執行に関してはしっかりと慎重にもう一度調べるぐらいしか今の段階では言えないと思うんですけれども、そこはいかがですかね。（発言する者あり）あ、それも駄目。（発言する者あり）まだ、何にも手をつけていない状況ですよ。その中で、（発言する者あり）やる、やらないではなくて……。

なので、ちゃんとしっかりとニーズ調査は、今の時点では不十分というご指摘はあったので、予算をつけたものの、しっかりと確認をしていくということで、大丈夫ですか。それでも、林委員は大丈夫じゃないだろうけど。（「休憩……」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後7時46分休憩

午後7時49分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

答弁からお願いします。道路公園課長。

○千賀道路公園課長 はい。先ほどニーズの数字というところですが、もう一度、先ほどお示した数字の繰り返しでございますが、一つの事例といたしましては、昨年の体育大会のオープンハウスでお示しをしたアンケート調査、実施したアンケート調査。こちらが、全体でございますが、930人中、ボール遊び68の3位、ボルダリングが6位の58、スケートボードは11位の30人ということでございます。

こういったいろいろな潜在ニーズがあるというところは、こういうアンケート、あるいは今後もいろんなアンケートでも出てくるであろうというところでございますので、これは一つ、ボルダリングやスケートボードのニーズがあるというところを認識しております。

また、周辺に、現在はボール遊びができる場所もあります。また、スケートボードにしましては、ここで整備ができないというところになりますと、本当にいつまでも区内で整備ができない、堂々と遊べる場所がないというところがございます。そういった不満を解消するというのが一つ目標でございますので、こちらの整備、進めていきたいと思っております。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 もう一度。体育大会のそのアンケートというのは、年齢別、地区別で出たのを示してくださいよ。そこまでニーズがあるとおっしゃるんでしたら。私は潜在的ニーズを否定していないですよ。あるでしょうと。スケートボードをやりたい人もいらっしゃるでしょうと。ボルダリングをやりたい方もおられるでしょうと。それは否定していないですよ。ただ、限られた千代田区の空地の中の優先順位を、しっかりと、子ども部と道路公園課の環境まちづくり部のほうでやらないと、数少ないところに行って、対象人数の把握もできていないような状態で工事を進めるというのはやめられたほうがいいと申し上げているんです。ですので、体育大会の際、歳児別と地区別の人数を、今ここで出してください。

○藤本環境まちづくり部長 今、課長が申し上げましたオープンハウスでの結果ですけれども、もう一度ちょっと、きちんとお話ししますと、37項目中、ボルダリングが6位で、スケートボードが37項目中の11位ということで、非常に人気があったということです。ただ、残念ながら、この、皆さんにシールを貼ってもらったということがありますので、地域別なデータがございません。

ただ、バスケットボール、先ほどありましたが、バスケットのコートはドッグランの隣に……

○林副委員長 だから、言ってるじゃん。

○藤本環境まちづくり部長 既にあったり、あと、スケートボードは非常に音が出るとい

うことで、区内でやっていらっしゃる方がいて苦情が来ている例もあったり、そういったことを総合的に判断して、今回ここに設置することをしているということでございます。

ですので、今後も、今後子ども部とも連携しながら、そういった専門家に聞くというところもありますので……

○林副委員長 もうちょっと賢いやつを……

○藤本環境まちづくり部長 そういったことをしながら、今後は進めてまいりたいと考えております。

○林副委員長 委員長。

○岩佐委員長 林委員、そろそろまとめていただいて……

○林副委員長 いやいや。まとめないでよ。入っちゃいますから。

○岩佐委員長 であれば……

○林副委員長 体育大会の、体育大会の、これ、開催日は日曜日ですよ、日曜日。当然、運動をやっている子って、大会の試合とかなんですよ、練習試合とか。これで、区内の子ども、あとは小野寺さんがよく言っていた、極めて限られた人たちが体育大会に来られるわけですよ。いわゆる町会関係に密接に関わりのある方とか。そのこのサンプリングと、悉皆調査でやったサンプリングというか統計のとは全然数値が違うというのは、普通の肌感覚で、そんな、部長ね、言うことじゃないですよ、満々に。だって、本当にサッカーをやっている子、体育大会に来ないですもん。サッカーの練習試合に行っちゃいますもん。

（発言する者あり）バスケットって一緒ですよ、野球だって。

○はやお委員 俺だってそうだよ。

○林副委員長 うん。みんな、スポーツをやっていて、そういった、かなり違和感のある数字を得意、絶頂に持ち上げられても、時間が長くなるだけで、ここはもうちょっと東京都仕様で、スマートな形で、おしゃれな形で終わりたいなとは思うんですけども、もうちょっとやりますかね。（発言する者あり）

○岩佐委員長 いや、これ以上……

○林副委員長 妥当性を聞いているのよ。出せと。

○岩佐委員長 これ以上、すみません、これ以上、林委員は、確かにこのデータについては納得がいけないかもしれませんが、また、オープンハウスで取られたデータもまたデータのの一つとして執行機関は採用しているので、ちょっとここについて意見が合わないんですが……

○林副委員長 いやいや、今、だから、オープンハウスの疑義があると言っているんですよ。

○岩佐委員長 林委員お一人だけで、この質疑だけで……

○林副委員長 それ、それ、議事整理に入りますか。……ないよ。

○岩佐委員長 林委員のお一人の……

○林副委員長 違和感あるって。

○岩佐委員長 お一人の指摘だけで……

○永田委員 協力してよ。

○岩佐委員長 はい。

○林副委員長 協力しているじゃない。さっきから言ったじゃない。（発言する者多数あ

り）

○岩佐委員長 個人的な意見……

○林副委員長 ちょっと、違うじゃない。何か文句を言っているよ。

○永田委員 文句を言っているんじゃないよ。

○岩佐委員長 そう。同じですから、林委員も……

○永田委員 ……しないで、何で……

○岩佐委員長 ちょっと休憩します。

午後7時55分休憩

午後8時04分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

答弁からお願いします。環境まちづくり部長。

○藤本環境まちづくり部長 この二つを、設置計画をしました経緯でございますが、繰り返しになり大変恐縮ですが、10月6日の体育大会におきましてオープンハウスを設置しまして、そのときにボルダリングが37項目中6位、スケートボードが37項目中11位という結果がありました。ただ、その際に、これ、テントを張って、職員が子どもたちの意見を聞きながら、子どもたちにこのシールを貼ってもらったんですけども、その際、職員の印象としましては、子どもたちがこのボルダリング、スケートボードに対して非常に目を輝かせて、（発言する者あり）希望していたということとかがありまして、職員のほうからも、やっぱりその熱意、子どもたちの熱意を感じたということがございます。

そのほかにも、同じ日にボルダリングのボードが端のほうにあったときに、終始子どもが上っていて、利用していて、（発言する者あり）いつもいっぱいだったという、そういった事情がございます。

こういった事情があるのと、やはり、まだ、あと、この今度の設置する場所が非常に鉄道の近くで、騒音などに気にしなくてもいいということもありまして、あと、ほかに、バスケットコートとかそういったものはほかの地域にあるという、そういったものを総合的に判断して、今回、2か所、二つのものを設置することとしたということでございます。

（発言する者あり）

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 はい。まず、体育大会のは、繰り返しになりますけれども、極めて、ある程度地域とか階層が重なった、つまり、運動をやる人たちは、あの日、行けない子どもたちばかりだったというのを、部長、ね、来られたばかりだから分からないかもしれないけれども、そこを認識していただきたい。

で、もう一つが、この、実際、予算執行をかけちゃうんだとしても、懸念というのは幾つか伝えました。子どもが排除されなくならないようにしてもらわなくちゃいけない。これは、飯田橋駅に近いから、総武沿線の大きな中高生、大学生まで来る。当然来る。だって、そんな希少な場所があれば集まっちゃう。そのときに、千代田区民の子が、こどもひろばで遊ばなくて、他区の中高生がたむろするような場所を整備するんだったら、元も子もなくなってしまう。だから、子ども部の視点が絶対に必要なんですよ。どういう管理をしなくちゃいけないかというのと。

それと、部長、整備方針の中で、近くに、先ほどの質疑でもやりましたけれども、あの

場所にはバスケットゴールしかつくれないとか、この場所にはキャッチボール広場ができるとかというのを、再配分をかけるのは、整備方針でなくてはいけないんですよ。よその自治体が公園の整備方針をつくるときにそれをやるんですよ。整備方針をつくった後にこれやってみよう、あれやってみようじゃないんですよ。そこを、これから委員会では5年サイクルにしたんでしたっけ。10年。（発言する者あり）5年でしたっけ。5年サイクルに見直しをかけるときに、エリアも設定しなくちゃいけない。当然、一番必要なのは子ども部のいる学区なんですよ。子どもたちが歩いて通える、遊べる範囲に、ボール遊び。これは、野球もサッカーもバスケも、それぞれ種目別に整備できるような場所がない千代田区が整備方針でつくらなくちゃいけないんですから、ここをしっかりとやってもらいたいということを改めて申し上げて、一体、最後は誰のための、本当に子ども、千代田の子どもたちの予算になり得るのかも含めて、子ども部と、環境まちづくり部長が答えるとちょっとあれだけど、もしあるんだったら、責任あるお立場の、DXの副区長でもいいですから、お答えしていただければ、なるほどねと、特別職の。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問ですけれども、この後、しっかり子ども部とも連携を取りながら……

○林副委員長 この後、って。

○藤本環境まちづくり部長 子ども部としっかり話し合いもしながら、進めていきたいと思っております。

それから、先ほど他の区の方、子どもたちとか中学生がこちらに来る懸念などご指摘いただきましたので、そういったときも、しっかり、こちらのほうで管理をして、区、区内の子どもたちが使えないことがないように、しっかりと管理していきたいというふうに考えています。

○小川子ども部長 貴重なご示唆を頂いたと思っております。（発言する者あり）全体像を示せといったお話もございました。私が先ほど、来年度に向けて公園の整備、遊び場の在り方についての検証をするということを申し上げましたが、ただいま頂いたご指摘の中にも、学区の考え方であったり、ニーズの捉え方であったり、様々なご指摘を頂きました。専門家の方にご判断を頂く際にも、場合によっては、そういったニーズ調査につきましても必要なケースも出てくるかもしれません。そういったときには、きちんとそういったデータを示した上で、専門家の方にきちんとご判断を頂けるような、そういった検討にしていまいりたいというふうに思っております。ご指摘いただきました子どもの視点というものを忘れることなく、検討していきたいと思っております。

○岩佐委員長 もう、ほかに答弁、ないですか。やらないんですね。はい。（発言する者あり）はい。ありがとうございます。（発言する者あり）

牛尾委員。

○牛尾委員 もう、一言だけ。（発言する者多数あり）いいですか。

○岩佐委員長 大丈夫です。

○牛尾委員 一言だけ。はい。

スケボーパークについては、例えば、例えば墨田とか港とかでは、登録制、登録した人が利用できるよというような方法もありますんでね、そこはちょっと、いろいろ研究していただきたいと思います。

それで、遊び場についてはいろいろ私も言いたかったんですけども、子ども部では年に1か所ずつボール遊びができるところを増やしていきましょうという目標を持って取り組んで、それで、今後、専門家の方にいろいろ調査をしてもらうというところまで来ています。ただ、この間、子ども部が増やしてきた遊び場というのは、期間限定、時間限定。で、なくなるかもしれないというような状況なんですね。やはり恒常的に遊べるような広場づくり、ボール遊びができるような広場づくり、公園づくりをやっていくには、やはり環境まちづくり部としてもやっぱり目標を持って取り組んでいくと。どうしたらそうして恒常的な遊び場が増えていくかという調査もしていくということもやっていかなければいけないと思うんで、そこはしっかり、環境まちづくりも遊び場を増やしていくということで真剣になって、目的、目標を持って取り組んでいただきたいと思います。そこだけお答えください。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問でございますが、ボール遊びがこの千代田区で非常にこんなにもニーズがあるのににもかかわらず場所がないというところを、非常にここへ来て痛感しているところでございまして、その中で、できるだけこの時間限定をやったり、様々な取組をしてきたところでございます。

今のご指摘でございますが、少しでも、今後はそういった子どもたちのボール遊びができるようなことを目指して、いろんな、あらゆる可能性を探りながら、場所を見つけていきたいというふうに考えておりますので、しっかり検討していきたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに。（発言する者あり）あれっ、まだ。春山さんはいいの。待って。はい。

小野委員。（発言する者あり）

○小野委員 委員長、すみません。関連です。

今、牛尾委員もお話になりましたとおり、子どもの遊び場確保の取組は令和9年度までに、毎年、毎年度1か所以上、新たな遊び場を開設することを目指すというのがあります。これは大変前向きで大事なことだと思うんですけども、一方、私、一般質問でも取り扱いましたとおり、今ある遊び場の活用について工夫していただけないかということを提案させていただきました。あのときに、保護者からも、こういう意見がありますよだとかいうことを具体的にお示ししながら質問したんですけども、この中でちょっと2点ですね。

まず1点目が、校庭開放についてです。これ、校庭開放は、プレーリーダーとそれから保護者というところで、今、運営をしてもらっているんですけども、やはり校庭開放委員の話の聞くだとかいうことで、保護者の負担感とか、またプレーリーダーを派遣する側の負担感とか、この辺りのところももう少し丁寧に実情を確認した上で、時代に合った校庭開放の仕方というところを見直していく必要があると思うんですけども、ここについてのお考えを一つお聞かせいただきたいと思います。1点目はこれです。いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 校庭開放につきまして、今現在、PTAの方々の、PTAの中で校庭開放委員会というものを設置していただきながら開いていただいているというところでございます。ちょっと、小学校ですと、8校会というPTA会長会がございまして、

そうした中で、校庭開放委員会の方々にもご参加いただきながら、様々なご意見を頂戴しながら、どういう形で新たな校庭開放ができるのかといったところについては、検討のほうを進めてまいりたいと思います。

○小野委員 はい。ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

それからもう一つが、富士見乳幼児広場のほうです。こちらは、富士見乳幼児広場については、通年で9時－5時で今使えるという状況で、園庭で、園庭代わりに使われている保育園もあるということは理解をしているんですけども、9時－5時、ずっと乳幼児だけというのではもったいないのかなと。場合によってはもう少し工夫をして、小学生のお子さんが使えるだとかいうことも検討の余地があるんじゃないかと思うんですけど、この辺りについてはいかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 来年度のふじみこどもひろば、現状、従来どおり、平日は代替園庭として使っておりますけれども、ご要望の、様々な人への開放もしたらどうかというようなご要望を頂いたところでございます。現状、広さとか、また金網の高さとか、そういった課題もございますけれども、頂きましたご意見をしっかり受け止めさせていただきまして、実現可能な方法があるのかどうかとか、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小野委員 はい。お願いします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、公園に対してよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ここで、総括から送られてきた、分科会から報告されました、（発言する者あり）えっ。（発言する者あり）総括質疑において論議することとした項目についての質疑を全て終了します。

暫時休憩します。

午後8時16分休憩

午後8時45分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

横断的な事項としての総括質疑に入ります。質疑を受けます。

○米田委員 GXとDX、中小企業について、時間も時間なんで、短くいきたいと思えます。いいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）はい。

予算概要140ページ、各会計215ページ。（発言する者あり）

○岩佐委員長 すみません。（発言する者多数あり）

○米田委員 まだ。

○岩佐委員長 すみません、その前に、欠席届が出ています。申し訳ありません。西岡副委員長、8時半から監護のため欠席です。申し訳ありません。

すみません。米田委員、どうぞ質疑をお願いします。

○米田委員 はい。温暖化対策と省エネの推進のところが主に当たると思います。（発言する者あり）内訳は分科会でやったんで、ここではもう省略させていただきます。QOLとかについてもありました。

千代田区は、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロとするゼロカーボンちよだを

実現するため、様々な施策を展開しています。昨年は、中小企業の脱炭素セミナーや、先進的な知見や技術を有する民間事業者からの事業提案を募集したりしております。

そこで、まず伺います。これまで精力的に取り組んできたGXでの取組の成果と課題、これをお聞かせください。

○山崎環境政策課長 GXの取組での成果と課題についてでございますが、まず、2021年度における千代田区の二酸化炭素排出量全体の、こちらは240.7万トンでございます。基準年度である2013年度比で、23.6%の削減がされています。計画上、順調に進んでいるところでございます。

また、具体的な取組としましては、地方連携による再エネ電力の区内事業者への供給ですとか、LED改修などの省エネ助成などを行いながら、脱炭素化に向け取り組んでいるところでございます。

一方で、課題といたしましては、やはり中小企業の脱炭素化、こちらが課題の一つであるというふうに認識しているところです。

○米田委員 今、課長からありました中小企業対策は、私も急務と思っております。以前もご指摘させていただいたんですけど、大企業を中心にGXの取組が加速することにより、地域経済を支える中小企業にも、これまで以上に変化が求められています。サプライチェーンの中で、サプライヤーにCO₂の削減目標を求める企業も多くなっています。区としても、そういった中小企業をサポートする必要があります。また、国も地方自治体に求めています。地域企業の脱炭素の実現により変革が起こり、生産性が向上し、投資を増加し、経済の好循環が生まれます。

そこで伺います。GXの取組には、中小企業への取組を促すことが最も重要です。来年度、中小企業にどのように支援を行っていくのか、また、その予算についてもお聞かせください。

○山崎環境政策課長 区内事業者におきましても、中小企業者、多くございます。取組としましては、LED改修などの省エネ助成、脱炭素経営支援助成、脱炭素アドバイザーの資格取得助成、低炭素建築物助成制度につきまして、特に中小企業さんがビルなどを新築する際には、省エネ基準より、さらに35%以上のCO₂を削減した場合の補助額を、今年度より大きく拡充しているところでございます。また、中小企業向けの脱炭素セミナーを開催するなど、普及啓発に努めているところでございます。

また、予算ということでございますね。予算の内訳ということよろしいですか。

○米田委員 内訳までは要らないですけど、どれぐらいの規模、どんと組んでいるか。

○山崎環境政策課長 地球温暖化対策の推進というところでは、総額で5,400万、大体それぐらいでございます。

○米田委員 じゃあ、それでいいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 先ほど、今、課長からありました様々なことをやっていただいています。今年度からアドバイザー資格取得を助成していくというところがあります。昨年も聞きましたけど、150名程度の予算を確保していました。今現在、何名ぐらい有資格者というか、いらっしゃいますでしょうか。

○山崎環境政策課長 今年度から始めた助成制度でございまして、今年度は、申込みの方が8名ございました。

○米田委員 150名を目標にされていて8名というのは、若干厳しいかなと思っております。昨年も、やる前に指摘させていただいたんですけど、やはりこれ、周知が重要になってきます。昨年も商工会議所とか、信用組合とか、そういったところにやると言っていたんですけど、さらなる今後、周知が必要だと思えますけど、その点についてお聞かせいただけますか。

○山崎環境政策課長 これまでのホームページとか広報はもちろんですが、今後としましては、グリーンストック作戦、こちら省エネ助成の周知をしている事業なんですけど、この周知範囲というのをさらに広げて、その省エネ助成とともに、こちら事業者向けに脱炭素アドバイザー助成を含めて行っていきたいというふうに考えております。

また、東京商工会議所ですとかにも働きかけて、周知をしていきたいというふうに考えております。

○米田委員 はい。ぜひ、よろしくお願いします。アドバイザーって何か分かんない方もいらっしゃるんで、その辺もしっかり周知していただきたいなと思います。

で、省エネの推進なんですけど、これ、毎年どんどん予算が増えています。で、執行率も高くなっています。来年度も相当大幅にアップしていただいております。来年度、このアップもさせております。来年度、この金額で十分大丈夫ということによろしいですか。

○山崎環境政策課長 今年度につきましても、かなり省エネの助成のほうは利用していただいております。執行も90%近くになっておりますが、予算内で十分対処できるというところでございます。

○米田委員 どんどん増えてきていますんで、しっかり、この制度は脱炭素につながるんで、しっかりやっていただきたいなと思っております。

で、2025年度、来年度から環境省では住宅省エネキャンペーンとかもやっていますんで、これに合わせて様々な制度の周知と、これ、こういうことをやることによって、この制度もだんだん広がっていくと思いますんで、しっかりその辺も対策していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎環境政策課長 国ですとか東京都のほうでも、住宅に対してですとか、事業所に対しても、例えば窓断熱対策とかというところで、非常に助成制度を進めております。千代田区でも、この窓口断熱制度というものもやっておりますが、その区、国ですとか、東京都のさらにそれに上乗せてした形で利用できるようになっておりますので、連携してやっていきたいと思っております。

○米田委員 はい。ぜひ推進していただきたいなと思っております。

昨年度も今年度も、セミナーを役所で開催していただきました。様々な制度を知る上で、非常に重要な取組と思っております。ただ、出席者からは、今年度少しやっていただいたと聞いたんですけど、脱炭素、GXの取組でいろんな補助金があると。この補助金について説明してほしいとかという要望が多々ありました。この辺について、セミナーの改善について、来年度、どのように取り組むかお聞かせください。

○山崎環境政策課長 今年度におきましても、セミナーを開催しております。その中で、

昨年度、ご指摘いただいた部分も含めまして、脱炭素化の必要ですとか、区の助成制度、こちらのほうもご説明をさせていただいております。

あと、e. C Y C L E C H I Y O D A、再エネ化のエネルギーの切替えというところも、お話をさせていただいております。そして、今年度は、約30名の方に参加いただいております。

○米田委員 専門家の技監もいらっしゃっているんで、その辺のところもしっかり対策していただきたいなと思います。

先ほども、今述べましたが、GXの取組の中で様々な補助金があります。これ、国の予算でも相当増えています。来年度は、環境省では6,000億円、で、経産省は2.3兆円、これぐらいの予算がついております。で、さっきも言いましたけど、環境省では省エネキャンペーン、で、経産省では賃貸集合給湯省エネ、こういったものまで出てきております。で、また同じようにリフォーム省エネも、さっき課長が言ったように、断熱材とかもあると思います。こういったことを、商工観光課、こういったところと連携して、しっかり推進していくというのが大事だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 米田委員のおっしゃるとおり、国の補助金、大変、幅が広く、それから専門性も高い、種類も多いと。また、募集の期間も区と異なるという状況で、事業者の皆様は、かなりお困りのこともあろうかと思います。今、現時点におきましては、私どものほうで、中小企業ガイドブックというもの作ってお知らせさせていただいておりますが、今後、今、検討を進めております事業者向けのポータルサイトなど、幅広くお知らせできる仕組みの整備も、さらに一歩進めさせていただきまして、その中で国や都、区の支援策について、しっかりお知らせさせていただきたいと思っております。

○米田委員 ぜひ、よろしくお願いします。見てすぐ分かる、たどり着けるようにやっていただきたいなと思います。

GXの分野を課題解決するために、事業などを手がけるスタートアップ事業。経産省は、このスタートアップ創出・成長に向けたガイダンスを作成しております。こういったことをしっかり周知するのも大事なことで思っております。産業企画課も、このことをしっかり紹介していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○森内産業企画担当課長 米田委員ご指摘のとおり、GX推進などでは、スタートアップの力というのは非常に大きいものだというふうに考えてございます。現在、産業コミュニティ、千代田CULTURE×TECHでは、200を超える申込者がいらっしやいまして、その中にはスタートアップ、社会課題を解決するスタートアップだけではなくて、区内の中小企業の事業者も参加してございます。こういったところで、来年度もいろんなイベントを企画していく中で、いろんな優先度はあると思うんですけども、社会課題として、そのGXの達成というのは非常に大きい課題だと考えてございますので、テーマ設定等を工夫しながら、周知を図りたいと考えてございます。

○米田委員 ぜひともお願いします。GXを推進することで、デジタル技術を活用することは重要な取組になっております。例えば、IoTを活用して機械等の稼働状況、時間ごとのカーボンオフセット量をモニタリングすることなどが、社会全体、産業全体でデータを活用することにつながると思います。さらなるGXを進めるにおいては、DXの取組が重要だと思います。デジタル部門としてどのように後押ししていくのか、お答えください。

○小菅デジタル政策課長 改訂版のDX戦略におきましても、データ利活用につきましては重要なものという認識の下、取組として掲げているところでございますので、関係課とも、こういった進め方、こういったデータを使うかといったところ、進め方を含めまして、よく連携をして、一緒になってデータ利活用というのを進めていきたいというふうに考えてございます。

○米田委員 ぜひお願いします。昨年度も言ったんですけど、ペロブスカイト、これ、来年度、予算がついております。開発事業者も増えてきている。めどが立ったかどうかだけ、お聞かせいただけますか。

○山崎環境政策課長 一応、ペロブスカイト、次世代型ソーラーセル。こちらのほうの実用化が2025年というふうに言われております。ですので、次世代型ソーラーセルを使って取組、事業提案というものを、来年度、実施しようというところでございます。そして、実証実験のほうを進めていきたいと考えております。

○米田委員 メーカーは、やはりビルとか、川沿いのビルのところに建てたいとか、（発言する者あり）様々、今、検討していると聞いております。取り逃すことなく、やっていただきたいなと思っております。

最後になります。サプライチェーン内にある企業では、取引条件として、大手企業から脱炭素への取組を求められる動きが多くなってきました。しかし、設備投資などのコストや、国際的ルール変更によるリスクを考えるため、及び腰になる企業もあります。地域の中小企業がGXに取り組む上では、生産性の向上や成長の機会であることなど、具体的なメリットを明示し、理解してもらうことが重要だと思います。来年度も様々行くと聞きました。産官の連携、産官学の連携、官民連携によるプロジェクト、脱炭素に対応するための経営支援や、国や都の助成制度の活用等の支援策を充実していくことが、確認されました。このほかにも推進していく中で、様々な支援、必要な場合も出てくると思います。

そこで、来年度、そこで今後、2030・2050ゼロカーボンちよだという大きな目標を目指し、GXを推進していく上では、環境政策課だけでなく、先ほども言いましたけど、商工観光、産業企画、またデジタルなど、全庁を挙げて取り組んでいくことをやらなければ、達成はできないと思います。最後、どのように区として取り組んでいくのかお聞かせください。

○川又ゼロカーボン推進技監 今、委員ご指摘のとおり、GXにつきましては、脱炭素と経済の好循環を起こしていくという考え方で、国が推奨しておりますし、千代田区としても、委員ご指摘の中小企業支援も含めて、その実現のために各部とも連携して、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに、こちらの横断的な事項について、ご質疑は。はい。

春山委員。

○春山委員 横断的なことに関して、公共施設の管理運営についてと、給付型事業についてというのと併せて質疑させていただきたいと思います。その後にゼロウェイストの実現とDXの推進について質疑させて。時間も時間なので、ちょっと手短に。

で、論点としては、この四つとも税の見える化についてと、DXの推進によって業務、

事務手数料をどうやって圧縮していくのかということと、代表質問でも質疑させていただいたシチズンセントリックという考え方において、どのように今後デジタル化も含めた行政運営をしていくのか。

あと、最後の、地域のごとに地域資源を把握して、ボトムアップで政策実現をしていく必要があるんじゃないかというところに関して、3点の資料を要求させていただいています。

まず、令和6年の補正予算のところでも質問させていただいたんですけれども、外国籍の非課税世帯の状況について、もう一度ご説明いただけますか。（「休憩」と呼ぶ者あり）
○岩佐委員長 休憩。休憩します。

午後9時03分休憩

午後9時05分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

春山委員。

○春山委員 では、先に印刷物にかかる費用及び実績についてというものの要求した資料についてご説明いただけますか。（発言する者あり）私も、今日、プリントアウト中、何とも言えないんですけれども。千代田区が、各種事業に関して、配布している様々なチラシや告知物の今の印刷実績、枚数であるとか、状況を教えていただけますか。

○佐藤総務課長 春山委員のご質問に――紙のチラシについてということでしたので、庁内でチラシ印刷に使われることの多い印刷室に係る実績を資料といたしました。追加資料17、「印刷室に係る費用及び実績」をご覧ください。

項番1、令和6年度の印刷室設置機器に関する費用でございます。印刷室には、印刷用の機器として、高速モノクロ複合機2台、高速カラープリンタ1台を設置しております。今年度2月までの経費は、高速モノクロ複合機2台で400万円余、高速カラープリンタ1台で730万円余となっております。

項番の2は、今年度2月までの実績をプリント数で示したものです。合計で374万4,726プリントとなっております。モノクロ、カラーの内訳、月ごとの推移につきましては、表のとおりでございます。年度の初めの4月の枚数が最も多い実績となっております。

次のページの項番3でございます。令和4年度から6年度の実績の比較を示したグラフでございます。モノクロ、カラーごとに毎月のプリント数を3か年で比較しております。年度の初め、年度の終わりの終わり、7月のプリント数が多くなっておりまして、月によってばらつきはございますが、全体としてプリント数は減少傾向にございます。

項番の2の表にありますとおり、毎月100件前後、4月から2月までで1,000件近い依頼がありまして、依頼書を全件確認する時間の猶予がありませんでしたため、冊子の印刷を除き、チラシや資料など、特にプリント数が多かった主な案件を、項番4にお示しをしております。区民向けのチラシ印刷は、郵送時の封入物や高齢者の周知を中心に利用されている状況となっております。

ご説明は以上でございます。

○春山委員 合計で968件、370万枚というところで、6万9,000人の区民に対して、これだけの事業数と、これだけのプリント数が、はい、印刷されているということで、理解してよろしいでしょうか。

で、外注のものというのは、今回間に合わなかったということなんですけれども、感覚的にこの何倍ぐらいのものが外注されているというイメージなんですか。

○佐藤総務課長 ちょっとお調べしておりませんので、概数としてもなかなか申し上げにくいんですけれども、外注にする場合には、事業と、事業の委託経費の中に含まれている場合ですとか、様々なケースがございますので、ちょっと、このぐらいの数ということは申し上げづらい状況でございます。ご指摘のとおり、この枚数よりは多い枚数のチラシが印刷されているということは、間違いないかと思います。

○春山委員 本当に、ここに来て、ポストにすごい量の印刷物があるなというのが、すごく印象なんですけれども。この2050年ゼロウェイスト・ゼロカーボンを達成していくに当たって、各事業広報において、このゼロカーボンを達成していく、ゼロウェイストを達成していくという、この広報のチラシなりについて、どのようにマイルストーンを考えているんでしょうか。

○佐藤総務課長 こちらの印刷の枚数や紙の使用量につきましては、CESの中で削減目標を設定して取り組んでまいりまして、それに、さらに、最近ペーパーレス化も進んでおりますので、マイルストーンという、ちょっと今、CESの数字等も、ちょっと手元にございませんのでお答えできないんですけれども。減らしてきているということは間違いない状況です。

○春山委員 昔から楽しみに、こういう紙の印刷物をされている方もいらっしゃると思うんですけれども、私は、周りの方々から、本当に千代田区は紙が多いという話を聞きます。ぜひ、このデジタル化でプッシュ型の情報発信なりを、区でも積極的に取り組んでいく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○小菅デジタル政策課長 ただいまご質問いただきましたペーパーレスにつきましては、事務効率ですとか、あとは情報提供、迅速な情報提供ですとか、紙の印刷をなくすことによる環境負荷軽減、それから経費削減と、様々なメリットがありまして、進めていくべきものというふうに考えております。一方で、ペーパーレスにつきましては、そのものが目的ではなく、今ご質問を頂いているチラシ、パンフレットであれば、やはり情報を伝える手段としての必要性を見極めた上で、ペーパーレスを進めていく必要があると考えております。

また、ご指摘いただきましたとおり、ペーパーレスだけを進めるのではなく、あわせて、今ご指摘いただいたポータルサイトでのプッシュ通知、一人一人に合わせた情報をこちらからお届けする、あるいはLINEでのセグメント配信等も行っておりますので、そういったデジタルによる情報配信というところも充実しながら、ペーパーレスのほうも、併せて進めていきたいというふうに考えております。

○春山委員 この件は、これで最後にします。事業数が、ここに出ているだけで968という件数になっているという中で、事業ごとのせい——統一も含めて、ペーパーレス化をちゃんとやっていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小菅デジタル政策課長 現在、予算編成に当たりましては、事務処理方針において、この紙のチラシなどの必要性は精査した上で計上することとしております。先ほど申し上げましたプッシュ通知ですとか、LINEによるセグメント配信の、そういった情報提供の手法があるというところを、庁内でしっかりと共有した上で、ちょっと、どこまで詳細に

数字を抑えて目標が立てられるかというところはあるんですけども。そういった情報提供と併せて目標値を定めるということも、進め方の一つとして、ちょっと、どのような進め方がいいかということ、少し検討していきたいというふうに思います。

○岩佐委員長 春山委員——あ、もう、よろしいですか。

○春山委員 はい。ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

外国籍の非課税——非課税の外国籍のところは、ご説明、もう一度いただけますでしょうか。

○齊藤税務課長 外国人の非課税者数ということでございます。令和6年度の住民税におきましては、令和6年1月1日時点の人口6万8,755人のうち、令和7年3月1日時点において5万4,164人分の確定申告書、特別区民税・都民税・森林環境税申告書、給与支払報告書等の課税資料が届いております。そして、その課税資料に基づいて、住民税が発生している方を納税義務者と呼び、その方が4万3,147人。同様に、非課税と判定された方が、こちらにある1万、（発言する者あり）あ、資料、あ、申し訳ございません。資料の部分だけでよろしいですか。

○春山委員 はい。

○齊藤税務課長 そうしましたら、じゃあ、資料の部分だけ読ませていただきます。

○春山委員 全部読まなくてもいいです。

○齊藤税務課長 えっ。

○春山委員 大丈夫。（発言する者あり）

○齊藤税務課長 あ、資料の説明ですね。資料の説明をさせていただきます。（発言する者多数あり）

非課税者数の人数としましては、こちらのほうに書いてあるように、1万884人、うち外国籍は993人、割合としては9.1%。こちらのほうは人数となっておりまして、調査時点としては、こちらのほうに、（2）にあるように、令和7年3月1日時点となっております。

○岩佐委員長 あ、まだ。

課長。

○大松生活支援課長 引き続き、資料4の項番2について、以降はご説明させていただきます。項番2は、生活保護についてでございます。

（1）のとおり、千代田区では、生活保護受給世帯は531世帯でございます。（2）は、これを人数に直したもので、581人でございます。

項番3は、生活保護を受給している外国籍の方についてでございます。（1）のとおり、外国籍受給世帯は、9世帯でございます。

（2）は、これを人数に直したもので、11人いらっしゃいます。そして、先ほど項番2で申しましたとおり、区全体で生活保護受給世帯は、581人いらっしゃいますので、外国籍11人が、この581人に占める割合は1.9%でございます。

ご説明は以上でございます。

○春山委員 ありがとうございます。補正予算のところでも確認させていただいたんですけども、この外国籍の993人の方が、たとえ海外の富裕層の方で、かなりの資産を持っていたとしても、非課税の外国籍として含まれているということで間違いないでしょう

かということ、この生活保護の9世帯の方々は、どのような経緯で、いつから千代田区の生活保護を受けられているのか、分かりますでしょうか。

○齊藤税務課長 外国籍にかかわらず、非課税者については、いわゆる地方税法にのっとって、収入のうち、合計所得額から給与収入や年金収入の中の減免の部分を引きいて算定するというところでございますので、外国籍、日本籍にかかわらず、そちらのほうの算定によりまして非課税とさせていただいております。（発言する者あり）

○岩佐委員長 課長。

○大松生活支援課長 もう一つのご質問、生活保護世帯が、大体いつぐらいから受給しているかということですが、一番長い方が24年、で、一番短い方が1年でございますので、平均すると、この9世帯、10年程度となります。（「財産あるかと……」と呼ぶ者あり）（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 非課税世帯の財産の部分。財産があるから（発言する者あり）非課税世帯なのかということも、確認できますか。

○大松生活支援課長 委員長、生活支援課長。

○岩佐委員長 課長。（発言する者あり）生活支援課長。（発言する者あり）

○齊藤税務課長 はい。税務課長。

○岩佐委員長 税務課長。

○齊藤税務課長 財産があって、いわゆる先ほど申し上げたように、所得が多くても非課税部分の扶養控除とか控除によって、非課税になるということはあると思います。

○岩佐委員長 えーと、春山委員、大丈夫ですか。はい。

春山委員。

○春山委員 ということでは、区としては、その方がどういう資産状況だということは分からず、把握できないまま、その非課税の事業を給付されているという理解でよろしいでしょうか。で、えーと、次、はい。（発言する者あり）

○岩佐委員長 今、聞いていなかった。（発言する者あり）はい。あれ、すみません。届いていないみたいね。誰か答えられますか。

財政課長。

○中根財政課長 非課税世帯が対象の事業については、そのような状況、そうなると思います。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 ありがとうございます。追加資料で、19と20で、住民税非課税世帯が、自己負担額なしで利用できる、また利用額相当の助成がある事業一覧を作ってくださいまして、ありがとうございます。で、資料20のほう、一気に言ってしまう。給付型事業一覧というところでも、一覧を出していただいています。この住民非課税世帯が自己負担額なしというのは、税金を使って、この方々の助成を行っているという理解でよろしいでしょうか。

○中根財政課長 今、春山委員がおっしゃったのは、資料19のほうですかね。

○春山委員 19ですね。はい。

○中根財政課長 はい。追加資料の19でございます。住民税非課税世帯が、自己負担なしでできる、利用できる事業の一覧が、資料19でお示ししております。ここで子ども部

と保健福祉部で、延べで45事業が対象事業、利用できる事業がございまして、その中で黒丸をつけている事業が、（「多いな」と呼ぶ者あり）住民税非課税世帯のみが、本当に対象の事業が黒丸がついている事業で、これらの事業が、全体としては住民税非課税世帯が自己負担なしでできる事業でございます。

○春山委員 前回申し上げましたが、3万円給付を中国人の富裕層の方がSNSに上げたことが問題になっています。こういう、その住民税非課税世帯が自己負担なしで利用できる事業というのは、本当に、千代田区民で困っている人とか、必要な人にはとてもいいサービスだと思うんですけども、やっぱり税の可視化というか、きちんと税を払っている人たちが事業を享受できるというふうにしていかないと、やはりいけないのではないかと思います。その辺、区として、この予算額の中に、外国人非課税世帯がどのくらいいるのかと、その方々がどういう生活をしているのかというのは、どのように考えられているんでしょうか。

○岩佐委員長 答えられない。（発言する者あり）

財政課長。

○中根財政課長 これらの事業につきまして、おっしゃるとおり、中には、その世帯の、そのご家族——世帯の状況で、財産があっても収入としては非課税、控除等が認められて非課税という方も、中には、この中にはいると思います。その方たちをどのように把握していくかというところは、本区に限らず日本全国同じ制度の下で、その収入認定というのはしていると思いますので、すぐ、どのような方法で、その方たちを——その方たち——だから、どのような方法で、真にサービスが必要な方たちだけに限定してサービスをしていくかというのは、今すぐにちょっと、こういう手法でというふうには申し上げられませんが、できる限り適正な手法というのがどのような形でできるか。一つの手法としては、そういう課題が現場であるので、国に対しても、全国一律で適正な手段というのを構築してほしいというような意見を申していくなどということで、しかるべきタイミングで適正なサービス受給者に限定していくというのが、いつできるかというのは、ちょっと申し上げられませんが、そのような手法で臨んでいくことができるのではないかと思います。

○春山委員 ありがとうございます。基礎自治体でしか、何が起きているかということが把握できていなくて、国から都、基礎自治体に一方的に下りてくるものが、そこから上がっていかないという仕組みをやっぱり変えていく必要があると思いますし、千代田区で課題として認識するのであれば、ぜひ、そういうふうに声を上げていただきたいと思います。

○中根財政課長 はい。そのようにタイミングを見て、東京都を通じて国へ意見を申していけるタイミングを見て、していきたいと思います。

○春山委員 続いて、追加資料の20のところの給付型事業の一覧で、事務費を出していただいています。これも各部、取りまとめていただき、ありがとうございました。幾つか、ちょっと気になる数字のところだけお伺いさせてください。

子ども支援課の事務費が5,500万、総額でかかっていると。この内訳と、これ何がかかっているのか。あと、紙おむつ支給の昭和52年度から始まっているものですね。この予算額に対して、事務費は3,800万と、かなり高い率なんですけれども。この内訳

について、教えていただけますか。

○中根財政課長 すみません。ちょっと、今、個別の事業についてご質問いただいたところですが、一旦、資料20の全体のつくりについてご説明を差し上げたいと思います。

資料20につきましては、資料要求いただきまして、庁内の全部の課にその事業の状況についてご報告を頂いて、取りまとめたところでございます。で、今回のこの帳票におきましては、便宜的に給付に使う予算以外のものを全て事務費として区分して、（発言する者あり）一覧表としております。また、ちょっと短期間の調査ですので、給付という内容について若干定義が広く、幅が出てしまっておりますので、現金の部分であったり、そういう物であったりというところ、ちょっと幅が出ておりますけれども、一般的に給付という形で、その物と現金等を問わず、拾えるものは一覧化したという資料になっておりますので、その点、どうぞ、ご容赦いただければと思います。

○春山委員 この事務費は、各事業ごとに外注先を決めているという形になるのでしょうか。

○中根財政課長 基本的には、その事業で必要な、自分たちでできるものであれば、単純に発送のための郵送料とか、印刷料とかという事務費でございますし、業務を委託して、この業務をやっていたりする場合は、その業務の委託料とかという部分も含めて事務費というふうになって、その事務については、一般的には業者を決める場合は、入札等で事業者が決まっていると思います。

○春山委員 これも補正予算のところで質疑させていただいたんですけれども、この物価高騰対策、区民の暮らし支援事業は、事務費が3割近いというところで、今後、DX化なり、住民中心の行政ということを考えていったときに、この事務費をどうやって削減していくということを、区としてどう考えられているのでしょうか。

○中根財政課長 事業ごとに状況が異なりますので、一概にこう、必ずこれでという手法はなかなかないかと思いますが、具体的にやはり、先ほどの紙の部分も、もちろんそうですし、どのような、その事業の目的に応じて、どのような手法が、事業の周知なり、事務の、こういった形で事務を進めるかという部分につきましても、最適な手段、最適な手法があらうかと思いますが、その点については、改めてその事業をやる、実施するときに、その部分について改めて考え直す必要があらうかと思っております。

○春山委員 ありがとうございます。この点について、DXの観点からどのようにお考えでしょうか。

○小菅デジタル政策課長 事務費の中にも様々なものがあるかと思うんですけれども、例えば、申請を頂く際に、各事業課ごとに何かシステムを組んでやるのではなく、やはり庁内共通のシステムとして、現在、ポータルサイトを運用しておりますので、そういったところで共通システムとして使っていくことで、一定程度、事務費というのは抑えられるというふうに考えております。

また、現在の状況では、ちょっと難しい面もあるかと思うんですけれども、国が進めておりますマイナンバーカードと公金受取口座、こういったものをしっかりとひもづけておくということができてくれば、また事務費の削減というところも見込まれるのかというふうには思いますけれども、ちょっとそういった状況も注視しながら、先ほど申し上げたポータルサイトなどの共通システムにより、取り組んでまいりたいと考えております。

○春山委員 ありがとうございます。ぜひ、コストの削減をして、よい区民サービスを区民に振り替えていただけるように努力していただきたいと思います。

続いて、資料１８の区有施設の維持管理経費及び契約事業者一覧について、質疑をさせていただきます。

○小林財産管理担当課長 委員長、財産管理担当課長。

○岩佐委員長 担当課長。

○小林財産管理担当課長 それでは、まず、資料のご説明をさせていただきたいと思います。予算特別委員会追加資料１８になります。

資料要求の内容が、公共施設の管理費及び委託先の分かるものということでしたので、各地域ごとにある、現在運用されている区内区有施設について、主な維持管理業務を行っている事業者について、令和６年度の事業者名、所在、契約金額、業務の概要を記載した資料という形になっております。ちょっと、短期間で作成ということと、事業者につきましては、全ての維持管理事業者を記載すると膨大な数になってしまいますので、主たるもの、契約金額の大きなものを記載させていただきまして、その事業者が主として行っている事業の概要を記載させていただいております。複合施設なども多くあるので、なかなか切り分けが難しいということもありますけれども、主なもの、主な業務ということでご理解いただければというふうに思います。

なお、現在運用している施設ということでしたので、区外の施設、あるいは現在使用していない施設、貸付け等により区以外で維持管理しているものは除外している資料となっております。

資料のご説明は以上になります。

○春山委員 資料の作成とご説明と、ありがとうございます。大変、地区ごとで分かりやすい資料になったと思います。この資料の中について、質問させてください。例えば、この麴町地域、１から１２まで公共施設がありますが、これは各所管、個別ばらばらに契約をして管理をされるという認識でよろしいでしょうか。

○小林財産管理担当課長 各施設、主に使用している所管部というのが、施設の維持管理を行っております。設備点検や清掃、警備などと委託しているもの、もちろんありますし、複合施設などがあって、切り分けが難しいといった施設もありますけれど、主たる施設所管課が維持管理を行っているといった状況になっております。

○春山委員 現在、いろんな自治体で包括施設管理というのの取組を始めています。この契約業務の作業のコストの削減であるとか、地域内での一括管理ができる、保守、見回り、点検も地域の中で完結し、その地域内の事業者任せるとするような、地域ごとに公共施設を考えるという取組がスタートしているんですけれども、この点について、千代田区としては、どのようにお考えなんでしょうか。

○小林財産管理担当課長 資料にもあるように、先ほどもご説明したように、現在、各施設所管部署において、施設ごとそれぞれ維持管理をしているのが現状という形になっていきます。施設の維持管理に関しまして、包括管理委託などの手法があるということは認識しているところですが、維持管理に係る職員の一部の手間が省けたりとか、一部、事務の手数料を削減できるといったメリットがある一方、本区のような規模の小さいような自治体においては、逆に手間が増えて、スケールメリットを生かせなかったりとか、費用

対効果の面で経費がかさむことになったりとか、毎年、入札により委託業者が頻繁に変わって、引継ぎ等が煩雑になるような、そういったデメリットもあるものというふうに考えております。

以上になります。

○春山委員 いろんな意味で、地域ごとに管理をすることでの、その管理と運営を分けていくということもすごく大事だと思います。点検、清掃、修繕業務などの事務手数料の削減をすることも必要ですし、地域ごとに公共施設がばらばらに運営されていて、区民から見ると、施設が全部縦割りになっていると、地域の中で、この運営をうまく地域と連携していくことで使われていない空間というのも可視化されるし、相互に利用できるということもあるんじゃないかと思います。その点についてお伺いしたいのが1点目。

2点目は、例えば、（発言する者あり）地域振興部で会館施設予約システムを昨年度予算でアップデートしていますが、この辺りの空室の分析、各公共施設の空室状況というのは、どのように一元化して、地域の中で把握できているのでしょうか。

○小林財産管理担当課長 それでは、前段のほうの地域ごとの管理といった点についてお答えしたいと思います。

ご指摘のありました包括管理に関しましては、複数の同種の施設の維持管理について、実施例があります。同種の施設であれば、管理の業務の幅も類似しているので、包括管理委託による効率化のメリットというものがあるというふうに認識しております。

一方でなんですけれども、地域ごとの包括管理ということになりますと、地域の異なる種類の施設を包括管理することになるというふうに思いますけれども、施設ごとに管理の業務の幅に差異があるということになると思いますので、包括管理から外れた部分に別途対応する必要があるなど、ちょっと同種の施設とは異なって効率化の効果が出にくい。どこまで効率化が図れるかといった点に課題があるというふうに認識しております。

○岩佐委員長 春山委員。（発言する者あり）あ、すみません。

地域振興部長。

○印出井地域振興部長 2点目の区民集会室のシステム稼働後の状況なんですけれども、区民集会室システム稼働後、その稼働状況についてはCSVで出力されるので、そういったものをエクセル等で管理することで、時間ごと、あるいは曜日ごとの稼働状況の把握をすることは可能になっているかと思います。全体を通じて、区民集会室の稼働率は4割ということですので、6割が空いているということになります。その6割を有効活用するという視点は重要なというふうに思っています。

ただ、一方で、町会や地域コミュニティ団体、そういったものが、やはり身近なところで弾力的に使えるバッファも確保していかなきゃいけないかなというふうに思っておりますので、そういったところのバランスを取りながら、空き状況、詳細な空き状況を把握して、現在、子育て支援とかシルトレとか、そういう形でも使っていただいておりますので、その空いているものを有効活用することについては、データの分析とともに、引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

○春山委員 ありがとうございます。前を通っても、誰も使っていない時間が多々、散見されるところもあるので、ぜひ、そういう利活用を地域の人たちができるような仕組みをつくってもらいたいと思います。

で、出張所とか会館だけじゃなくて、地域にある未利用、低未利用の公共施設の空間というのと地域でマネジメントできるかということとはすごく大事だと思うので、ぜひ、それを全庁的に公共施設の在り方というのを考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 公共施設等において、未利用な空間があるといったようなご指摘かと思います。各施設の運営に関わることでもありますので、各施設、所管部でどのような運用ができるかということにも関わってくるかと思いますが、一般論としては、セキュリティの問題とか責任の所在などといったもろもろの課題が、そういったものがクリアになって、低未利用の空間を活用するような手段があるということであれば、なかなか自由に使える土地とか場所のない千代田区の地域特性を踏まえれば、これは有効活用していくべきものなのかなというふうに考えております。

区の施設は、どの施設も非常に限られた敷地面積ということもあって、どのような取組、できるかといった点につきましては、各施設の現状などを踏まえながら、考える必要があるかと思うので、各部署とも連携、協議しながら、検討させていただきたいというふうに思います。

○岩佐委員長 えっ。

○春山委員 もう、次、行きます。

○岩佐委員長 はい、春山委員。

○春山委員 ありがとうございます。ぜひそれを地域資源とデジタルの力を使った可視化を、地域ごとにしていく。で、そこが使いやすいようにしていくという取組に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、DXの推進について質疑をさせていただきます。本年度、子ども部のほうで、子どもの声のダッシュボード化であるとか、いろんな状況のある方々のワンストップというのができて、本当によい取組が進んでいると思うんですけども。各事業のDX化と、デジタル政策課の今後進めるDXの推進というのは、どう各事業と全体等を統合なり議論されているのかというのがちょっと見えてこないんですけれども、その辺どのように進めていらっしゃるのかとこれからどうされるのか、お考えをお伺いできますか。

○小菅デジタル政策課長 基本的な進め方としましては、各分野、それから各課のほうで課題ですとかニーズのほうを捉えまして、その解決手段としてデジタル活用というようなものも含めて検討するというのが基本になっております。

その上で、デジタル活用に当たりましては、デジタル担当による取組内容、それから費用対効果、セキュリティの確認というところを行っておりまして、また必要に応じて情報化推進委員会での審議も行っているところでございます。その中で、必要によって別の手段の提案ですとか、あるいは少しく、庁内共通的なところについては、デジタル政策課のほうで主体となって取り組むというところで、連携を行っているところでございます。

○春山委員 3年後に100%デジタル化を、行政手続は目指すというご説明が、目標として掲げられているとあったと思うんですけども、各、来年度この事業をデジタル化しましょうとか、DX化しましょうと言っていたら、到底3年では間に合わないと思うんですよね。そういった意味では、今回の子ども部のように、各事業ごとにデジタル化をどう進めていくかということが議論されている中で、それをデジタル政策課が取りまとめたり、

各課と連携していくというような、去年の予算委員会のところでも、伸び代予算という形で、執行残になるものを議会に説明なく流用するというのではなく、議会に説明をした上で各課それぞれのデジタル化というのをやっぱり推進していかないと、100%というのは、なかなか、到底難しいんじゃないかと思うんです。まあ、お答えしにくいと思いますが、このデジタル化の推進についてどのように取り組まれていくお考えか、お聞かせください。

○小管デジタル政策課長 執行残のお話もございました。それを執行残とせず、事業、各事業の積極的なDXにというようなことかなというふうに思います。事業実施に当たりましては、予算計上、こちらニーズ、課題、これまでの経緯などを踏まえながら、デジタルという手段に限定せずに、それぞれ組織や人員といった体制ともセットで、計上のほうを行っているというふうに考えてございます。

ご質問の趣旨としましては、ご指摘いただいた100%デジタル化というところへの応援であり期待、また本気で進めるべきだというご指摘というふうに受け止めております。その中で、どのようにスピードアップを図っていくのか、庁内がどう連携し、またデジタル部門のほうから、現在の組織体制というところもございまして、デジタル部門のほうから各部門に対して、どのような支援を行っていくのかにつきましては、少し課題と受け止めさせていただきまして、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

○春山委員 よろしくをお願いします。

もう一つ、そのデジタル化というところで、今日、桜井委員から、高齢者のワンストップ窓口という話や、障害者の件とか公園の件とかいろいろ出ているんですけども。地域資源というか、地域を把握して、その地域課題を可視化して、どういうものが必要かという政策をしていかないと、やっぱりこの議会と、出てくる政策の間にそごが出やすいので、そのデジタル化というのを、やっぱりちゃんと、地域に入り込んでいただくというのをやっていただきたいなと思います。

で、もう時間もあれなので。障害者の方から、障害者手帳の別紙を、毎年、区に呼び出されるのがすごい苦痛だという連絡があってご相談があったんですけど、それを確認させていただいたら、都から来ているもので、年1回、障害者の状態を区が把握する必要があるから区に来てもらうという、そういう昔からの慣習だという話をこの間ご説明いただいたんですけども、やはり、人を動かすのではなくて、人中心にどうやってサービスができるかというところで、政策を考えていただきたいと思います。その点について、どなたかお答えいただけるのか分らないんですが。

○緒方障害者福祉課長 春山委員にご指摘いただきました、今、人を動かすのではないという点では強く共感しております。ご指摘のとおり、東京都の事務でございまして、区としましては、そういった今の社会の流れですとか、ぜひ改正、こういった動きを改善していただくように、強く特別区課長会としても申し入れていきたいとします。

○春山委員 ありがとうございます。そういった意味で、地域で解決できるようなサービスの仕組みも、これからどんどん考えられると思います。そのときに、都なり、国なりから出てきている事業が、やっぱり地域になじまないものは、それは区からちゃんと声を上げていただくという体制をつくっていただけるのが、区民にとって一番いい行政になるんじゃないかなと思います。

最後に、手短にしますが、そういった意味で、こういうデジタル100%化しているような、近い、国であるとか、住民中心に都市政策をもう実行している、行財政も可視化しているというヨーロッパのところとか、本当に行政の職員の方々にも、ぜひ視察に行ってくださいと思いますし、この千代田区の抱えている政策の課題とか社会課題、いろんな方々がおっしゃっているようなことをやっぱり解決していくためにも、行財政の可視化というのを、言わないと資料が出てこないのではなくて、データが出てきて、住民と行政が信頼関係を築けているような、そういう事例というのを見ていただきたいと思います。私は思います。

最後に、千代田区議会における国外都市行政調査についてと、あと、今、執行機関のほうで、職員の海外研修の状況について教えていただけますか。

○石綿区議会事務局次長 ただいま議会の海外の視察ということでのご質問でございますので、まずは議会のほうからご説明をさせていただきます。

千代田区議会では、諸外国の先進自治体などの調査研究を行うために、国外都市行政調査として、私どもの記録では、昭和59年から主にヨーロッパ諸国などを中心に、15回程度実施をしているというような実績がございます。記録上では、恐らく最後が平成19年をもってというところで、今のところ実施が終わっているというような状況でございます。

○神河人事課長 本区における職員の研修としまして、職員が海外都市における行政施策について多角的に調査研究をし、区政施策の立案実施に役立てることにつなげるよう、職員の海外派遣研修というものを実施しているところでございます。

現在は、公益財団法人全国市町村研修財団というところの主催する海外研修に、各年2名程度、研修しているところでございます。これまで地域経営や持続可能なまちづくりをテーマとする研修に参加しておりまして、大学の教授等の専門指導員の指導の下、まずは国内でしっかり事前研修をした後、それぞれの先進的な取組を行う海外都市を訪問し、自治体の職員ら、また地域の方、あるいは同じ研修に参加している他の自治体の参加者等と交流するなど、大変多くの学びが得られているものだというふうに考えております。派遣後には、内部職員に向けた報告会を開催いたしまして、学んだ知識、経験を他の職員らに共有する取組も行っているところでございます。

このような研修の実施は、参加者職員だけでなく、多くの職員のモチベーションアップや、区への帰属意識を高めることにもつながるものでありまして、次年度も継続いたしたく予算要求させていただいているものでございます。

○春山委員 ご説明ありがとうございます。区議会の海外視察は、長らく実施されていないということを把握しました。で、職員のところは、どちらかというと概括的な研修が行われているというところで、本当に、その政策に直結するような視察であるとかということが、今、現状行われていないんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○神河人事課長 現在の海外研修については、そのような形でございます。ですが、委員ご指摘のとおり、施策は（発言する者あり）あ、はい。参加した職員たちは、今、要所でしっかりご活躍いただいておりますので、要所で、すみません、施策の形成のほうにつながれていると考えております。

○岩佐委員長 春山委員、よろしいですか。

あ、はい、次長。

○石綿区議会事務局次長 すみません。先ほど私のほうの答弁で、議会の国外調査ですが、平成19年が最後と申し上げましたが、失礼しました、平成18年が最後でございました。大変申し訳ございません。おわびして訂正いたします。（発言する者あり）

○岩佐委員長 よろしいですか。

○春山委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに質疑、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、横断的な事項としての総括質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後9時48分休憩

午後9時54分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

欠席届が出ています。牛尾委員、（発言する者あり）10時15分から、監護のため欠席です。（発言する者あり）

環境まちづくり部の総括質疑に入ります。それでは、質疑を受けます。

○牛尾委員 じゃあ、端的にお伺いいたします。住宅問題でございます。

まず、資料提出――あ、資料を作っていただきました。追加資料7番ですね。区営住宅・区民住宅の空き室数です。で、609戸数のうち64、1割近くが空いております。その中で、令和6年度、空き室は一番右ですね。区営・区民25ですけれども。これは、来年度の募集にかけられるということですのでよろしいですか。

○山内住宅課長 こちらのほうのお部屋でございますが、まだ全ての確認ができておりませんので、来年度、全てができるというような状況にはございません。来年度は計画的に、ほかのものをやりつつ、こちらのほうで早くできそうなものについては、対応できるものからしていきたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 ぜひ、急いで整備のほうをしていただきたいと思います。

で、真ん中の要大規模リフォーム。これが35のお部屋があります。これは今、どういう状況なんですか。

○山内住宅課長 こちらのほうのお部屋でございますが、区営住宅とかは、長くお住まいの方とかが非常に多いということもございまして、かなり、施設、設備自体の傷み、老朽化が激しいものがございますので、こちらのほうは、現在、計画的にそちらのほうを修繕して、ご提供できるようにということで、やっているところでございます。

○牛尾委員 このうち、壁とか、区が直すべき、負担すべきものと、あとは、やはり、住まい、住んでいらっしゃる個人の方が修繕しなきゃいけないものがあると思うんですけども、個人の方の修繕、その費用がなかなか出せないということで、遅れているというお部屋もあるんですか。

○山内住宅課長 個人の方の負担がというところでは、特にそういったところで遅れが発生するということではございませんで、どちらかという、相続とか、いろんな残置物が

あるとか、そういったほうでは遅れが発生するというような状況になってございます。

○牛尾委員 では、こちらのほうも速やかに、本当に住んでいらっしゃる方も含め相談していただいて、すぐに貸し出せるようにしていただければと思います。

それで、なかなか、その、残置物。高齢者の方が多いですから、様々なものがあると。で、なかなかこの間、終活ということも言われていますけれども、高齢者の方が終活とかをするに当たっていろんなものを整理していきたいといった場合も、どうすればいいのかわからないという状況もあると思うんですね。で、以前は、以前というか、これまでは区民住宅に自治会等があり、様々な相談、乗れたということもあると思うんですけども、この間、その自治会機能、自治会が機能していないと。で、管理も会社で任せているということで、なかなか、こう、住宅内のコミュニティがつくりづらい状況があると思うんですけども。そうした、例えば、一人暮らしの、お住まいの高齢者の皆さんとかに、相談をする体制づくりという、その体制の支援というのも必要だと思うんですけども、そこはいかがですかね。

○山内住宅課長 今、委員のお話しいただいたとおり、自治会の方も高齢化が進んでおりまして、なかなかそういったコミュニケーションが取りづらいとか、そういったこともあるというふうにお聞きはしてございます。こちらといたしましても、こちらから、いろいろお住まいの、中のことについて何かあればということで、随時、いろいろとご案内を差し上げているところで——ご相談があればということでご案内を差し上げているところでございますので、またその中でご案内、ご相談があれば、必要に応じて関係部署とも協力しながら、対応のほうは進めてまいりたいと思います。

○牛尾委員 よろしくお願ひします。

続いて、住宅の、今度は整備のほうに行きます。区民世論調査、まともや住宅施策は、「満足」30.2、「不満」30.6ということで、不満が多い状況になっております。

で、これも資料を作っていただきました。資料の8ですね。住宅総数に対する区営住宅等の割合。この数字を見ると、千代田は、住宅戸数に対する区営住宅等の割合でも、高いというんですけども。これ、都営住宅とか都民住宅、こうしたものまで含めると、千代田は、他区に比べて、あと、東京全体の平均に比べても、千代田は低いと思うんですけども、この認識はいかがですかね。

○山内住宅課長 区営住宅等につきましては、今、委員おっしゃられたとおり、他区に比べて非常に頑張らせていただいている状況でございますが、（発言する者あり）都営住宅等につきましては、非常に、確かに少ない状況ではございます。現在、千代田区でございますが、特別区平均のおよそ半分ぐらいの割合という感じでなっております。

23区内で申し上げますと、大体、下から8番目か9番目ぐらいの割合になるというふうに、一応、こちらでは押さえてございます。

○牛尾委員 住まいにお困りの方からすると、区営でも都営でも同じ公営住宅ということだと思っんですね。で、公営住宅法の第1条では、国及び地方団体が協力をして、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備するというのがうたわれておりますので、これは、区営が多いからといって、これで満足というわけには私はいかないと思うんですね。

で、住宅白書では、区内の民間住宅に住む世帯の17%が年収200万円以下。区営住宅に入れる層であります。やはり、借り上げ方も含めて、こうした住宅に困っている方々

の願いに应运、区営住宅、区民住宅の増設を検討すべきじゃないかと思いますが、そこについての考えを改めて聞かせてください。

○山内住宅課長 区営住宅につきましては、先ほど申し上げましたけども、かなり区としては、ほかの区に比べて非常に多いということで、現在の水準を保てるようにということで、基本的には進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 九段南住宅は、減ったまま12戸ですね。これは、そのまま今後いくわけです。新たな住宅を整備するときに造ると言っているんで。実質は減っているわけですね。現状維持じゃないわけです。そこをぜひ考えていただきたいと思います。

いま一つ、今度は家賃補助のことについて触れたいんですけども。開発協力金、今は、そうした家賃補助の拡充とかに使えますか。使えませんか。

○山内住宅課長 現在、予算のほうの資料のほうでも入っておりますけども、開発協力金を基に、次世代育成住宅助成、それと借上型区民住宅の資料に伴う助成ということで、こちらのほうはさせていただいてございます。

○牛尾委員 じゃあ、今後、例えば居住安定支援家賃補助とか、次世代育成の家賃補助とか、その拡充に充ててもいいと、充てられるという認識でよろしいですかね。

○山内住宅課長 こちらのほうですが、今でもかなりの額がそれぞれ出ている形となっておりますので、基本的には、今の形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 この居住安定支援家賃補助については、お一人暮らしの方とか、障害をお持ちのお子さんを抱えている方とか、家を追い出されるとか、収入が激減したというときに使う、本当に低所得者にとっては、命綱と言える家賃補助です。で、ある方は、あと1年で、この居住安定支援家賃助成も5年間の限定ですからね。これは切れてしまうと。なかなか区営住宅にも当たらないと。で、この方は居住安定支援家賃補助の期限が来ってしまうと、年金が国民年金だけ、なのに家賃がそれを上回る7万円を支払わなければいけない。もう住めなくなってしまうという悲痛な声を上げております。

で、開発協力金が、そうした家賃補助の拡充等に使えるというならば、やはり家賃補助についても、やっぱり住まいは、人権の立場から、やっぱり住まいを保障するということに使うべきじゃないかと。やっぱり家賃補助の拡充、使うべきじゃないかと私は考えるんですけども、いかがですか。

○山内住宅課長 開発協力金でございますが、現在の制度といたしましては、住環境の整備ということでやっているものの代替ということで、協力を頂いているものでございますので、基本的にはそういったほうにシフトしていくということで考えてございます。

また、居住安定支援家賃助成でございますが、こちらにつきましては、一応、5年間ということになってございます。こちらにつきましても、5年間の間にどうするかということところのお話も、当然、一番最初にさせていただいているところではございますので、またご相談を頂きながら、いろいろと対応のほうは考えてまいりたいと思います。

○牛尾委員 いいです。はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。はい。

ほかに、環境まちづくり部の総括質疑、ありますか。（発言する者あり）やるよね。はい。

小林委員。

○小林副委員長 すみません。では、落書きと、（発言する者あり）落書き対策と地域地図アプリの活用について、質問します。いいですか。

○岩佐委員長 どうぞどうぞ。

○小林副委員長 秋葉原の昌平小学校の通学区域で、ヨドバシカメラからUDXビルに向かう区道上の歩道の壁に、不快な落書きが描かれていまして、これ、子どもたちが毎日通るんで、ちょっと気持ち悪いから早く消してくれよということをお願いしていまして、今消えているんですけども、ちょっと間が空きまして、落書きをした人が、人物が検挙されたんですけども、一定期間、他の場所でも同様の落書きがあるので、証拠として残しておいてくれということで、ある一定の期間、時間がかかっちゃったんですね。で、その、かかっちゃったのは、落書きをする人にとっては非常に有利だったんで、また新しい落書きが書かれちゃった。（発言する者あり）証拠として残しているうちに。

それで、これが、今、時間がたって消えている、消えてきたんですけども、きれいに、役所だから消そうとするんですけど。こういう発生したときに、すぐに消すというふうにしなくちゃいけないんですけど。書かれているのもグラフィックで、かなり大きいんで、消しづらいんですね。この場合のすぐの対応が必要なんで、こういうときは、前にももう、役所に1回やってもらっているんだけど、そのところに貼り紙を、ここのところは落書きはいけません、処罰しますよみたいな貼り紙を随時貼っていくことで、対応を今後していただけないかと思うんですけど、いかがですか。

○千賀道路公園課長 落書き、道路、道路施設、あるいは私どもの管理する施設でも、落書きが、委員ご指摘のようにあるということで、いろいろ落書きの発生した状況も踏まえて、一定期間で消去なりをしていくというところを取り組んでおります。で、状況に応じてですけども、そういった警告的なものは、貼り出したりはしているというところがございます。

○小林副委員長 これは早く対応しないと、次にまた書かれちゃうというのがあるんで、これ、状況に応じてじゃなくて、この部分に区の所有物の後に、ちょっとほかの件は質問しますが。区の所有物については、早急にその貼り紙を、貼り紙なんですけれども、区の管理しているものについては警告をしてください。

で、次行きます。それで、落書き防止の環境浄化活動というのが、区が地域住民とか企業、学校などと協力して実施してきましたよね。これの実績というのはどうだったんですか。

○尾上安全生活課長 区内には、10地区で環境美化推進団体を結成し、地区ごとに月1回から2回程度、合同パトロールを実施しております。その際、今年に入り、落書き消し、ステッカー剥がしも同様に行っております。

○小林副委員長 実績。やっている実績はどうだったんですか。

○尾上安全生活課長 今年に入り月1回、2回程度。あとは、去年から警察署と合同で年1回、イベント的に大がかりで、ボランティア団体とやっています。

○岩佐委員長 やっているって。

はい、小林委員。

○小林副委員長 やったのは分かるんですけど、効果があったかどうか、まず。それと、消せたかどうかもあるんです、実際。せっかくやっても消えない、なかなか。私もね、シ

ール剥がしとかをやっているんですけど、なかなか剥がれないんですよ。よっぽど、しっかりした用具がないとね。

で、今回、これで回っているのだって、そんなしっかりした用具を持って回っていなくて、そのところは、これ、せっかくやるんであったら、やっぱり大がかりに、用具とか、取れるものを準備して、やってもらいたいんです。じゃないと、やっているというだけになっちゃって、それも大切なんですよ。だけど、消えていないと。消えたり、先ほど言った貼り紙を貼っていったりしないと、落書きする人にとっては全然効かないんで、その辺をちょっと実績を取るために、せっかくやっているんだから、効果が上がるようにやっていただきたいんですけど、いかがですか。

○尾上安全生活課長 ステッカー、落書き消しにありましては、消したところにまた貼られているという状況は認識しております。ただ、今年に入り、そういった活動を始めて、なかなかその成果というのは現れにくいと思うんですが、その地道な活動を繰り返しながら、消火活動に取り組んでまいりたいと思っております。

○小林副委員長 はい、委員長。（発言する者あり）

○尾上安全生活課長 ただ、ご指摘のとおり、なかなか、まちのステッカーが貼られている状態だと、まちの景観が悪化して、区民の体感治安に影響を及ぼしますので、そこにありましては、しっかりと新たな施策等を考えながら取り組んでいきたいと思っております。

○小林副委員長 さっさか行きます。やっぱり、ちょっとたちごっこになっちゃうんで、これ、前、1回指摘したんですけど、御茶ノ水とか水道橋とか秋葉原の区道上の壁に、新宿区とかで実施しているんですけど、アートプロジェクトみたいな取組をしてはどうかと、区が音頭を取って。地元の小学校や地元の大学、芸術系があればいいんですけど、有志とかを募って。その地域に合った、例えば秋葉原だったらアニメを描いてみたりとかですね。そうすると、愛する人が助けてくれるんで。描くような仕組みをそろそろ検討し始めてほしいんですけど、いかがですか。

○尾上安全生活課長 確かに、その壁画アートというのは効果があると思っております。去年は、三崎町のほうで壁画アートを作製して、落書き防止に努めました。引き続き、そのような壁画アートを繰り返しながら、落書き防止に努めてまいります。

○小林副委員長 質問したのは、効果は上がっているんですよ。水道橋も描いてありますけど。あと、飯田橋のいいだべえもやっていますよね。で、そこ、そういうような取組は、組織的にやらないとできないんですよ。今、飯田橋だけ――飯田橋の、水道橋だけでしょ、やっているの。それも1回ですよ。だから、これを組織的に、区が音頭を取って、やってはいかがですか。そのときの部署というのはどこですか。そのところは音頭を取ってやっていかないと。ここはアートを描くといっても、そんなに簡単じゃなくて予算も要るんですよ。そのところは、後でも言いますが、ちゃんと落書きに対応する部署がないと、道路公園課なり安全生活課なり、要するに、ちょっとしたことならいいんだけど、大きくなったときには、担当、一つの担当部署じゃなくて、ちゃんと予算を取ってやる部署がないとできないんで、その辺はどうなんですかと聞いているんです。

○尾上安全生活課長 そういった区の管理、都の管理等がありますので、そこは今後、関係部署と話し合いながら、取り決めたいと思います。

○小林副委員長 それ関係部署と話し合ってもできないんじゃないですか。やっぱりこれ

は、ちゃんとそういう組織をつくるという、音頭を取る、ちゃんとした部署、まちづくりだったらまちづくりの部署、まあ地域振興部だったら地域振興部が、一課じゃなくて、一つ進めるということをやらなくちゃできないと思いますんで、その辺は、この前の答弁では、部長、まちづくり部長が、検討するなりの答弁を、研究するかな、していただいたようなんですけども、その辺は一部署じゃできないと思うんで、いかがですか。

○印出井地域振興部長 本会議でも小林副委員長からご質問いただいております。先ほど安全生活課長が答弁いたしましたけれども、やはり、こうした落書きとかステッカー貼り、タギングとかですね。やっぱり、まちの景観を阻害することによって、割れ窓理論と申しましょうか、その地域が何をやってもいいんだよというような形、それから、そういったものを見守るような環境もないという中で、治安の悪化、少なくとも体感治安の悪化につながりかねないということでございますので、こうした生活環境の対策については、様々、道路管理者、区だけではなくて、都も様々関係部署があるかと思うんですけども、一義的には、安全生活課のほうが扇の要になって、環境関係機関と連携して対策に取り組むということになろうかと思います。

そうした壁画アートプロジェクトには、本会議でもご答弁申し上げましたけれども、歌舞伎町とか、池袋とか、様々な先進例がございますので、こういったところと連携するか等も含めて、研究してまいりたいというふうに思います。

○小林副委員長 研究を早めていただきたいと思います。

ちょっと、いいことをやっているんで、道路公園課の努力に非常に敬意を表したいんですけど。My City Report。My City Reportというのを道路課がやっているんですね。これは、どういうのかというと、そもそも会員になってもらって、登録すると、写メを撮ってもらうんですね。で、送るんです。例えばここに落書きがあるよとか、ここに地図が、何かそれか、木が折れているよとか。そうすると、それを対応してくれような、このMy City Reportというシステムを道路公園課でやっていて、これにも随分落書きがあるよというご報告があるんですよ。で、それはほとんど対応してくれないそうです。するとやっているんだけど、なかなかできない。

それで、そういう、今、対応してもらいたいんだけど、そういう、今、My City Reportを登録している人って、何人いるんですか。

○千賀道路公園課長 My City Reportの登録者数でございますが、2月28日時点で240人、個人が238、団体2というところでございます。

○小林副委員長 たくさんの方が応援をしてくれているんですね。で、これをうまく、やっぱりこういう応援団をうまく小規模な落書き消し、シール剥がしは、実施を手伝っていただくと。ボランティア登録をこの落書きについてはして、速やかに消去活動ができるようにすることが効果がある。その場合、区有施設だけでは駄目なんですね。見つけてきているところは、いろいろ、東電のトランスボックスや、東京都の所有物、消防や警察と、そういうのを連携して、一旦、協議会みたいなをつくらないと、せっかく消火ボランティアの人が、やりたい、やってくれるといっても、勝手に消せないですよ、区のところは消せるんだけど。区がオーケーすれば。

で、区が、そういうのを一旦、協議会みたく横断的なものをつくって、そういう軽易なもの、ボランティア登録してくれた人については、仕組みをつくって、まあ言えば用具も

貸すなりして、区に呼んで一定の研修なりをして、取り組んでもらう。これ、毎日で、この240人の中で、僕のところにもメールを送ってきてくれる人がいるんですよ。こういうのをやったんですけど、区がなかなか対応してくれませんかみたいに、僕のところに来て、僕も当然できないですけども。

そういうことをやってくれる。もう毎日、必ず見てくれているんですよ。ここに落書きがあるとか、ここに木が折れているだとか、電気が切れているだとか。そういう電気が切れているみたいなことは、すぐやってくれるんだけど、落書きは特に、なかなか対応してくれないと困っています。

こういうのを一つ準備して仕組みをつくる方法を、道路公園課がつくるのか、安全生活課がつくるのか。これは多分、道路公園課がつくったほうが、My City Reportをやっているならいいと思うんですけども。この辺の考え、ないでしょうか。

○千賀道路公園課長 My City Reportを通した区民の皆様、あるいは登録者の皆様の日々の申告に対してのことでございますが。確かに落書きというか、そういうシールというところの申告が多うございます。こちら市民協働アプリというところでございますので、その協働の観点で申しますと、そういった形で何らか登録されている方にも、そういうご協力を頂けるものなのかというところも、活用の中に考えられるというところでございます。

小林副委員長からのご提案でございますので、しっかり受け止めて、今後研究してまいりたいと思います。

○小林副委員長 しっかりね。（発言する者多数あり）

○小林副委員長 考えるだけじゃないですよ。しっかり受け止めて、やってもらいたい。（発言する者あり）

それで、これね、落書き対策というのは、これ、情報を集め、情報交換をする。これ、落書きって、広がっちゃうんだよ。広がる前のところで止める。止めると、そこで止まると。要するに、構ってくれるかどうかなんです。さっき割れ窓と言ったけど、窓を1個ずつ割ったときに、次割られてないように守るということなんです。それはすぐやらなくちゃいけない。そのこのところの、この前もお願いしたんですけど、その情報交換をできるような、落書き対策に関する区の専用のホームページを作って、状況を掲載してもらいたい。前回の答弁では、落書きに対する全般的な考え方を検討して、掲載するというのを言っていたんですけど、どういうふうな状況ですか、今。取れているんですか。その辺、状況を教えてください。

○印出井地域振興部長 先ほど小林委員の本会議の答弁の中にも、そういった落書き対策に関するウェブページということで、我々、前向きに検討するということでお答えをいたしました。その後、安全生活課のほうで、他区の状況ですとか、あるいは他区における落書き消しの手法、その辺りを研究しております。今頂いた課題、自分の、何ですかね、軒先における私物の場合、それから、何らかの管理者がある場合、様々な状況があって、迅速に対応できる場合と、あと、主要な管理者の、先ほどお話ありました協議会などによって、事前に対応を調整できる場合と、そういったものも含めて、落書き対策について、ある程度手法もまとめた段階で、ウェブサイトなどのコンテンツを充実しようかというところを検討しているところでございますけれども、まずは、区における現状も含めて、どう

いった形で第一弾として情報発信できるのか、検討してまいりたいと思います。

○小林副委員長 先ほどMy City Reportにアップされているようなこともあるんで、ちょっと横断的に考えてもらって、やっぱり落書きは嫌だという区民がいるんですよ。（発言する者あり）たくさんいるの。（「みんなですか」と呼ぶ者あり）それで、いやいや、みんな嫌なんです。で、消してあげたいという人もたくさんいるの。そのときに情報がないんです、今言ったように。じゃあ、情報を取りにいったって、千代田区はないんですよ。ホームページもないし、落書きに関しての記載もないの、千代田区は。

だから、この辺は、その、要するに全部ができるまでなんていったら、これ、ホームページを作るのにすごい時間がかかっちゃいますよ。そこまで行く前に、落書きで困っている人は、どういうことを今持てる情報で、どういうことをしてくださいとか、どういうことをやればいいんですよというようなことを情報として教えてあげるぐらいのことはしてくれないでしょうか。

○印出井地域振興部長 先ほどのご答弁と重なるところがありますけれども、我々、落書き対策について、例えば委託事業者を仲介するとか、あるいは現状の中で資材を貸し出すとか、そういう手法を現時点では持ち合わせていないということもありまして、落書き対策についての情報発信の部分については弱くなっているかなというふうに思います。

本日のご指摘を踏まえまして、こういった落書き対策、どうしたらいいのかということの入り口になるような情報発信には努めてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、環境まちづくり部についての質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、（発言する者あり）そうですね、環境まちづくりの事項としての総括質疑を終了いたします。

本日は、この程度をもって閉会したいと思います。長時間お疲れさまでした。

午後１０時２４分閉会